

## 令和元年度第1回瀬戸市図書館協議会 議事録（案）

---

日時：令和元年7月8日（月）午後1時26分から3時19分まで

場所：瀬戸市立図書館 1階 集会室

出席者：14名

<会長> 中井 孝幸

<副会長> 加藤 和守

<委員> 石川 良文、白井 和人、加藤 絹子、金谷 みどり、新海 弘之、  
丹羽 光成、福田 直美

<事務局> 教育長 横山 彰、教育部長 林 敏彦、図書館長 吉村 きみ、  
図書館主事 村井 理紗子、臨時職員 細川 かおり

欠席者：なし

傍聴者：2名

### 議事内容：

#### 1 開会

事務局（図書館長）進行

- ・会議成立の報告
- ・傍聴者へ注意事項の説明
- ・委員へ議事内容記録のための録音の説明

#### 2 あいさつ

##### ○教育長

ご多用の中ご出席いただき感謝申し上げる。日頃は、図書行政に留まらず、教育施作全般に対してご理解とご尽力いただいていることを重ねて感謝申し上げる。さて、本市の図書館の整備については平成27年度に瀬戸市立図書館整備基本構想を策定し、その後、様々な協議検討を行ってきた。候補地を5か所選定し、具体的な利活用の可能性について探ったが、最終的には、現施設を継続利用する方針となったところである。このような経緯のなかで現在は構想策定を通じていただいたご意見、その後いただいたご要望をもとに、順次改善をしているところである。本日は、委員の皆様から現図書館への意見聴取、どの機能を残してどの機能を捨てて、またどの機能を付加するか、そういうことを考えていかなければいけないと考えている。より市民に愛される図書館となるよう一丸となって取り組んでいくので、委員の皆様に忌憚のない、活発なご意見をお願いし挨拶とさせていただく。

（教育長退席）

○事務局（図書館長）

- ・資料確認

3 議事

○事務局（図書館長）

議事に移る。議事については、瀬戸市図書館協議会条例第8条第1項の規定に基づき中井会長を議長として進行をお願いする。

○会長

暑い日にお集まりいただき感謝する。事務局の顔ぶれも大分変わり、私が担当して2年目を迎えたが、しばらくはこの図書館を使い続けるということが決まったということで、どのようにサービスというものを考えていくのかというご意見をいただければと思う。今日はその時間を少しどって皆様と議論させていただければと思う。

たまたま昨日まで、滋賀県の長浜市と東近江市に行ってきました。長浜市はうまく新しい図書館が建設されることになったのだが、9つの地域が合併されて、現在6館の図書館があるのだが、一つ大きな中央館を新しくするということで、古い図書館をどうするのかということを市民は気にかけている。新しいのができるともう使われなくなつて、いらんんじゃないかななどと言われているが私は違うと思っている。今まで使っていた人たち、例えば子どもさんが大きくなつて使わなくなった人たちが新しい図書館ができたことによってまた利用しようと思った時に、新しい図書館で借りて、返すときは、身近な図書館で返す。皆様借りに行くのはおっくうではないが、返すのがめんどくさいというのがあるので、意外と新しい図書館ができるこことによって、需要が掘り起こされ、今まで使っていなかつた人がまた使うようになるのではないかということも期待しながら、地元の図書館が本の返却のためにまた使われるようになるかもしれないということが、読み取れるといいなと思っている。

瀬戸市の本館の図書館でも、今日拝見したところ、子どものところのカーペットが新しくなつておらず、ああいったものが新しくなるだけでも雰囲気が明るくなるので、良い改修をしていただき、利用者の方が来ていただけるような改修を計画していくべきだと戻つてくる方もいるのではないか。新規に開拓するというのもあるが、利用が遠のいた方々をもう一度呼び戻すというのがこれから大切になってくるかもしれない。昨日長浜市と東近江市に行ってきたことから学んできたので、今日はそういった時間をしっかり取り、皆様から様々ご意見をいただきたいと思っているので、今日一日よろしくお願いします。

（1） 報告事項

- ア 平成30年度瀬戸市立図書館利用状況について  
事務局（図書館長）より資料1に基づき説明

○会長

ご意見等あればお願ひしたい。

今瀬戸市的人口は何万人か。

○事務局（図書館長）

13万人弱である。

○会長

貸出密度は何冊くらいか。

○事務局（図書館長）

5. 1冊くらいである。

○会長

地域図書館は、学校図書館を開放しているもので、瀬戸市独特の取組であるが、1館新しく増えて現在6館体制で、それが伸びてきているということだが、本館が増えているのはどうしてか分からぬか。全国どこでも減ってきている中で、貸出冊数が増えているのは大変よいことである。新しい地域図書館が開館しているので、地域の人たちが使えるようになったということと、子どもたちの利用も増えてきているのかもしれないが、サービスポイントが増えたことで増えてきているというはあると思う。

○委員

利用者数についてですが、光陵の図書館で新規で利用するようになったのは何人かということは分からぬか。

○事務局（図書館長）

新規で利用登録があったということは、データとしてはとっているが、ここには載っていない。

○委員

利用している人は、ほとんど同じ人だと思うが、新しく利用するようになった方がどのくらい見えるのかと。

○事務局（図書館長）

業務日報を出してもらっているので、資料として後程お出しするが、光陵中学校での新規利用はあったかと思う。

○委員

人口がどんどん減っていっている中で、団地もどんどん人口が減っていき、当然利用者は減っていくと思うが、新しい方はどのくらい見えるのかと思ったのだが。

○事務局（図書館長）

また後程資料をまとめてお出しさせていただく。

○委員

本館の利用者数の増加について、未就園児対象の読み聞かせの日を増やした効果があると考える。

○事務局（図書館長）

平成29年の1月から毎日の平日の読み聞かせを行ったので、委員にも読み手として参加していただいているが、確かにそのような効果もあるかと思う。実は昨年度貸出冊数が減っており、それを戻した形になっているのかなということも、数字的にはあるかと思う。しかし、人口が減っているなかこの数字を保っていることは、やはり利用者が増えているというふうに評価してもいいのではないかと思っている。

○委員

新規登録の2,470人という、新しくここをお使いになった方の年齢構成について、感覚的にでも結構だが、気が付くことがあれば教えていただきたい。

○事務局（図書館長）

年齢構成がまだ分析できていないため、今日の資料としてはお出しできなかったが、登録いただいたご利用いただいている方で人数が増えている年代は、70歳代である。

○委員

それは、70歳代の方が戻ってきたと考えればよいのか。改めて登録されたということか。70代になって新規に登録されたということか。

○事務局（図書館長）

いえ、70代になって登録ではなく、今回出したデータが、登録している人の中でご利用いただいた方の統計を出したときに70代がぐっと増えているということなので、新規かどうかという出し方はしておらず、そのあたりはちょっと分からぬ。

○委員

大分違う観点になるが、10ページの利用者用パソコン利用状況について、人数はこのくらいで増加しているとのことだが、台数の過不足についてはどのような感覚をお持ちか。これは、協議事項のエ、現図書館の改修計画と関連するが、これからどのように改修していくかということに大きく影響すると思う。現状はパソコンのあるPCルームを設けていることでスペースが必要となっている。その必要性の議論のためにも利用の実態について感覚的なもので結構なお聞きしたい。今、多くの方がスマホやパソコン、タブレットを持ち、いろんなインターネットの情報が得られるようになっているが、インターネットの3台というのは具体的にはどういった利用をされているのか。実は先ほど、会議が始まる前に見に行った際に、PCルームの利用状況を見たところ、あまりいい利用をされてないように思った。履歴を見れば分かると思うが、どういった利用をされているかということを分かれば教えていただきたい。

○事務局（図書館長）

パソコンの台数は、足りていると思っている。利用の方法について、履歴が残らないようにしているのが、感覚としては、やはり、図書館としてはインターネットの利用は紙の媒体の本で調べ切れないことを補完するために設置をしたのだが、その目的とは反して、図書館として使っていただきたい利用の仕方はされていないという現状がある。また、今

瀬戸市の施設は、wifiが設置されたこともあり、その観点から言っても、パソコンルームのインターネットの利用については今後考えていかなければいけないと思っている。また、今年度増えた利用として、インターネット3台の下に、CD,DVDの視聴というのがあり、こちらの方の利用が、先ほど少し触れたが、映画を見たり、DVDを見たりして長時間そこに座って、映像を見られるという滞在型の利用者が増えたということがここにあるが、そのようにDVD視聴の方が増えているという傾向は言えるかと思う。

○会長

その他どうか。今ご指摘を色々いただき、戦略を練るうえでも、どういった分野が伸びたり増えたりしているか、そういったあたりにサービスをあてていくということもあるかと思う。細かいことは、次回にでも出してもらうとして、何年度かの経年変化が分かるものが少し整理されると私たちも分かりやすいので、そういった資料も、次回には用意していただきたいと思う。

イ 濑戸市子ども読書活動推進計画（第三次）について  
事務局（図書館長）より資料2に基づき説明

○会長

ご質問等ございますでしょうか。

図書館が実際にこれからしていくことは、資料の5でまた後で説明があるかと思う。切れ目なく子供たちの読書環境をサポートしているということが大切かと思う。図書館だけががんばってもだめだし、学校図書館だけががんばってもだめなので、家庭から、色々なところで、こういったことに取り組んでいかなければいけないと思っている。

また、実際の活動についてはにまたご質問等していただければいいかと思う。

一旦ここで、報告事項を終わりにし、協議事項に移りたいと思う。

（2）協議事項

ア 令和元年度図書館事業計画について  
事務局(図書館長)より資料3に基づいて説明

○会長

ご質問等はあるか。

○委員

館長は今、秋の図書館まつりの時を中心に、お話し会を行うとおっしゃったが、4月23日の子ども読書の日をメインにやっている長久手などは行っている。もし、瀬戸市でもやりたいということがあればもう少し事前に言ってもらえると、ボランティアで協力できる部分もあると思うで、4月23日も、力を入れてもいいのかなと感じた。

○事務局（図書館長）

ありがとうございます。実は、子ども読書の日である4月23日、キッズルームということで、この集会室をキッズコーナーとして行っている。ボランティアにご協力いただくときは、もう少し早めにお願いしていかなければいけないというふうに思う。

○委員

そうではなく、4月23日、その日に他のところは、ボランティアを集めて、おはなし会という形でやっているところがある。そのようにすると、利用者の方に、4月23日はそういう日なんだなという意識が生まれる。長久手や、日進、尾張旭では行っているので、もしそのようなことを計画に入れるのであれば、早めにということである。

○事務局（図書館長）

ありがとうございます。来年度に向けて検討したいと思う。

○委員

イベントを色々と計画され、実行されているが、そのイベントが終わった前後に、関連した本が利用者の方の手に渡るような、関連した展示というのも行っているか。

○事務局（図書館長）

はい、関連図書の展示も、すべてのイベントとは言えないが実施している。

○委員

水南保育園は、この地域の保育園で利用させていただいているが、図書館のイベントやお祭りというのは、広報でお知らせですかね、あと他に、例えばチラシポスターを園に貼るなどあればもう少し宣伝できると思うが。そうすれば、もっと行こうかなというふうになると思うが。

○事務局（図書館長）

すべてのイベントで、チラシの作成が間に合っていないので、今後は、計画的にチラシやポスターを作って、保育園さんにご協力いただく形にしていきたいと思う。

○会長

少し教えていただきたいのだが、市内施設支援等というところについて、先ほどの、子ども読書活動推進計画の中でも、切れ目なくサポートということで、ブックスタートに始まり、小学校に行けば学校図書室、6館だけ地域図書館にされてたりするが、未就学というか、保育園や幼稚園児のような小学校に行く前の子どもたちにはどういったサービスをされているか。

○事務局（図書館長）

未就園の子どもたちへのサービスということで、まだ、保育園・幼稚園等に行っていないお子さんたちの読み聞かせとして平日毎日11時から児童室の絵本コーナーのところで読み聞かせを行っている。これは、ブックスタートを6ヶ月検診で行っているがその時に図書館で毎日11時から赤ちゃん向けの読み聞かせやっていることを大いに宣伝して、着実に参加している人が増えているところである。

○会長

幼稚園・保育園の支援は何かされているか。

○事務局（図書館長）

ボランティアさんに読み聞かせに行っていただいたり、保育園・幼稚園ではなかなか本が揃わないということで、団体貸出を行っている。

○委員

保育園に関しては、こども未来課と図書館ボランティアと協働して『すくすくふれあい広場』の中で親子で楽しく読み聞かせ講座を各保育園や幼稚園へ行って実施している。その点は、主催がこども未来課だが図書館とも連携してやっている。

○会長

小学校は学校図書室というのでちゃんと本が置いてあるスペースがあるが、幼稚園や保育園は多分、設置基準に図書室がないので、そんなにかちっとしたものが整備されていないのではないか。

○委員

そうですね、しかし、ある程度は整っている。一週間に一回は園の本を貸出している。

○会長

本がどこにあるというのがしっかり分かる状態がいいのかなと思うので、それは色々協議していただきながらサポートしていっていただきたいなというように思う。

その他、特になければ次に移る。

イ 令和元年度資料収集計画について

事務局（図書館長）より資料4に基づき説明

○会長

ご質問・ご意見等はいかがか。

○委員

私は、読み聞かせをしている関係上児童書の関係で、どうしても地域図書館の方が読んであげたい本が多く、本館にないことがあり、できれば本館だからこそ、複本という形でもいいので、置いておいてもらえると大変助かる。特に、なかなか子どもは流行りに乗ってきれいな本を手に取るが、ちょっと古い本や読み継がれていて欲しいという希望の本が、だいたい破棄になっていて、書庫にいって、廃棄処分されて残っていない場合が多数あって、うちのボランティアグループのものたちが残念な思いをしている。地域図書館にはきれいなまま残っていることが多い。そういう本は、地域図書なので、学校で購入しており、こちらに取り寄せはできない。地域図書館に行かないと借りれない不便があるので、そういうところを何か解決できないかと感じている。

○委員

学校図書所有のものは、借りられないのか。

○委員

その学校に行かないと借りられない。

○事務局（図書館長）

学校の予算で買っている本については、学校の協力を得て、地域図書館に来て下さった方に貸出をして、そこで返していただくというところのご協力はいただいているのだが、本館に取り寄せての貸出というのが制限をかけているところである。また、地域図書館にしかない本で手に入るものは、極力本館で複本で持てるようにしているのだが、利用者の方に予約カードなどでご意見をいただかなないと把握しきれないところもあるので、もう少し、利用者が何を所望されているということが、選書側に届くようなしくみをつくる必要があるというふうに考えている。

○会長

本館で検索したときに、地域図書館の本がひっかかるのか。

○委員

窓口で「地域図書館にはある、地域図書館に行けば借りられる」と案内をいただく。なので、学校で購入されている書籍の把握はされているが、学校で購入されたものなので、図書館での貸出は、その学校に行ったらという限定になる。

○会長

学校の図書館の資料は、学校の予算で買っているのか。半分半分か。

○事務局（図書館長）

学校の予算で買っているものと、地域図書館なのでこちらから持って行っている分がある。冊数としては、2対1の割合で、学校が2、瀬戸市立図書館が持っているものが1という割合で持って行っている。

○委員

まず、本館でちゃんと充実するというのは大事だと思うが、関連した話で、大学コンソーシアムの方は、他のところから借りられる。例えば、名古屋学院が持っている本をここで借りるということはできると思うがどうか。

○事務局（図書館長）

はい、名古屋学院大学からお借りして、パルティセとや、本館で貸出をするということは行っている。

○委員

大学図書館と瀬戸図書館の連携では出来ているのに、瀬戸市内の学校との連携ができていないというのはどうなのかなと思う。

○事務局（図書館長）

ただ、学校図書館の機能を損なってはいけないので、この資料は本館取り寄せはやめてほ

しいという本に関しては、できないようにしているので、そこはやはり瀬戸市立図書館として複本で持っていくという方向で今進めているところである。

○委員

学校は授業で使う本を、優先的に各教科の先生から希望をとっているところが少し違いますね。

○委員

そうですね、やはり自由研究の時期になってくると理科関係の本がということが割とある。

○委員

9月になると戦争教材がということもある。

○委員

逆に、学校でその本が本館から借りたいといった場合借りられるのか。

○委員

学校貸出できる。

○委員

カードは同じなのか。

○事務局（図書館長）

はい、同じカードです。

○会長

これはなかなか難しい話で、予算も限られている中、複本をたくさん持つというのは、なかなか難しい。子どもさんがよく読まれる本は学校図書館で重点的に揃えていくって、本館は、小さな子どもたちと大人だけにして、そのかわり本は回すという考え方も一方であるし、限られている予算が、2,400万ということで、そんなに潤沢ではないなと思っているので、なかなか買えないんだろうと思うので、上手にあるものを、もともと瀬戸市で買っているものではあるので、シェアできればいいのではないかと思うが。確かに学校が使いたいときにその本が借りられているということになると、なんでということがあるとは思うが。上手に回していくないと、予算も限られている中、上手に幅広く本を揃えていくということがなかなかできないのかなと思ったりもする。バランスが難しいと思うので、悩みながら、利用の状況なども見ながら、決めていっていただければと思う。無ければ無いなりに何かいいアイディアがあれば取り組んでいっていただきたいと思う。

○会長

その他ご意見はあるか。

○委員

ここでは、情報ライブラリーが別建てで出ているが、情報ライブラリーと本館の資料構成については、取り決め、考え方があるか。

○事務局（図書館長）

情報ライブラリーにどのような本が必要か、どのような利用者層があるかということをまだ分析しきれていない面もあるので、今後はそういったことも考慮して取り揃えていかなければならぬと思うが、予算上、財政担当が事業ごとに予算を付けるため、便宜上分かれてはいるが、選書基準としては、オール瀬戸で、全体として考えて選書している。その中で、情報ライブラリーでよく動く本を、本館から持っていくという運用をしている。予算上分かれてはいるが、情報ライブラリー用にこれを買うということは、今のところしていない。

○会長

今新海委員からご意見あったように、利用者層は異なると思うので、そういったことも今後考えていくのもいいかもしれない。分けると何か不平等が起こるかもしれないが、パルティセと図書館の位置関係であれば、それほど離れているわけではないので、できればその蔵書構成で分担ということも考えていいだいてもいいかなと思う。

その他なければ次の協議事項に移りたいと思う。

ウ 子ども読書活動の主要事業について

事務局（図書館長）より資料5に基づき説明

○会長

ご意見等あれば。

○委員

主要3つの中、ブックスタートは、やすらぎ会館で6か月検診の赤ちゃんのところにボランティアとT R Cの職員が行っているのだが、あの読み聞かせのお話し会や、高校生ビブリオバトルは、やはり宣伝していくことが大事ではないかと思っており、告知の方法に色々問題があるのではないかなど感じている。特に、ビブリオバトルは、中学生に聞いてもらいたい。中学に行ってやってもいいぐらいだと感じている。子どもたちが友達同士で図書館に来るというよりも、できれば光陵中の地域図書館で行うなど、人数が多い南山中や、虹の丘学園もあると思うが、そういった開催地を移動してやっても効果があるのではないかと思うがいかがか。

○事務局（図書館長）

今後は、聴いてほしい人たちのところに出向いてやっていくということを考えていければと思っている。今年度はもう、大学コンソーシアムせとの方で、大学生に集まってもらって進んでいるところなので、今後こういった意見もあるということを学生運営委員にも伝えながら、今後そういうふうに展開していけたらいいなと思っている。

○新海委員

ビブリオバトルについて、愛知県図書館でも過去に何回も行っているが、実際にやってみて思うことは、ビブリオバトルでその日にチャンプ本が決まり、その後のフォローが何かで

きないかなと思っている。ビブリオバトルでチャンプ本が決まった後に、実際にチャンプ本を読んでみた子たちが集まるような、次につながるような、フォローアップができるようなイベントも続けながら、一回だけのイベントに終わらせないということは、他の事業でも一緒だと思うが、そういう考え方も必要かなと思う。

○事務局（図書館長）

今後、そのような形で進めていけるように検討していきたいと思う。

○会長

こういう活動をきちんと残して、発信していくのが大事ではないかなと思っている。いつでも見られるようにホームページだったり、若い人たちはＳＮＳだとかを見る方が早いかも知れないので、そういったところで告知など、ＰＲをしていくというのもされるといいのではないかと思う。せっかくそういう活動をされているので、記録として残して、発信していくのが大事なのではないかと思う。それが次に残っていくかもしれない、きっちり記録をとってそれを発信するということを是非やっていただければと思っている。

そのほかどうか。第3次が出来たので、こういったことも含めて色々活動していくことだと思いますので、それはそれで気づいたらご意見いただきたいと思う。

それでは、時間残り30分程度になったが、現図書館の改修計画への意見聴取ということで、これも事務局の方から説明をお願いする。

## エ 現図書館の改修計画への意見聴取について

事務局（図書館長）より資料6に基づき説明。（館内写真のスライドを用いて説明）

○会長

時間も来ているが、できたら委員1人ずつ意見を伺いたいと思う。

○委員

ずっと中身を見せていただいて、全体的に暗いイメージである。もう少し明るい雰囲気になるといいのかなということで、どういう風にするのかというのは分からぬが。

ベビーコーナーが2階というのは不便ということで、1階の余っているどこかにあるともっと使用しやすくなるのではないかと感じた。

○委員

2階のギャラリー室について。以前は、本当にギャラリーであったが、今は、机と椅子が置いてあって、学生たちの勉強スペースに活用されている。本当に今必要とされているのは、ＰＣを置くよりも勉強する学習室である。学習室がない図書館はもちろんあるが、今瀬戸市民で要求されているのは、そこかなあと。情報ライブラリーの前のフリースペースも結局学習している子どもたちでいっぱいになる。なので、そういう所が必要かなと感じた。もちろんこのＰＣルームは、何を検索しているのか図書館で把握できない場所にあるというのもすごく問題であると思う。それこそ無くすのであればここを無くしていくというのも一つ

の選択肢ではないのかなと感じた。

○委員

たくさんの本を買うことは他の市に比べて多いように思うが、すごくぎちぎちにつめるしか方法がないということは、本は多いが入れるところがない。新しい本を買ったら今まで買った本をどうするかということで、私たちはオープン開架で目で見ることはなかなかできない。だから、本棚をどう増やすかと言ったら、近くの郷土資料館を使うことを考えたり、本棚をどう増やすか、土地をどう増やすかということも考えておかないとせっかくの本がだめかと思う。

それから先ほど言えなかったことをひとつ。学校での協力のことについて、今学校は変換期に入っていると思う。だけど朝読書ということをやっているが、その朝読書もそこに勉強が入ってしまったりして、学校によってはできない状況になっているかと。そういう状況であることを館長が年2回の主任者会議で、その時に学校の様子やこれが必要であるかということを聞くということと、せっかくこういったデータが出ているので、図書館の方ではこういったことがありますよということを、いろんな学校の図書主任の先生に知らせてほしい。図書主任の方は、自分の学校のことは知っているが、他の学校のことは知らないことが多い。そういうことで、学校に対する図書館の協力も考えられるかと思う。

○委員

まず、今日のあいさつの冒頭の中に、図書館自体を新しく作ることはなくなったという話があり、市全体の予算の関係もあるとは思うが、この状況はとてもよろしくない。お金のかかる話になってしまふが、改修を真剣に考えていきましょうというところなのでお話をさせていただくと、まずは、個別の意見を参考にして進めるのは大事だが、今使われている方のほかに、今利用が減っているがこういう人たちに本当は利用してほしい、教育的な面からも子供たちに多く使ってほしいなど、色々なニーズを聞くのが大切だ。そういう意味では、改修計画も、しっかりと、改修のための基本構想というか、理念的なところからしっかりと立て進めるのがいいのではないか。ここが問題だから、ここが問題だからとつぎはぎのリフォームのように改修を進めてしまうと、市民の満足度も何ポイントかは上がるが今まで利用しなかった人が利用するというところまではいかない。そういう意味ではしっかりと計画を立てて、お金がどこまでかかるかは政策的判断だとは思うが、しっかりと進めなければならない。もっと言うと、瀬戸市は6次総の中で、「住みたいまち 誇れるまち 新しいせと」を掲げている。多分子どもたちにとっても、私個人の立場でも瀬戸の図書館は誇れるものではない。新しい市民の人たちも含めて誇れる図書館であってほしいと思う。新築ではなく改修だとしても個人的にはもう少し明るい雰囲気で、老朽化したのが完全に変わったなという感じにしてほしい。つぎはぎのリフォームのような形から、リノベーションみたいな形にするのが必要だと思う。おしゃれな内装で、若い市民の方が行きたくてしようがないというような雰囲気にしていただきたい。それから親子が楽しめる、小さい子どもとお父さんお母さんが一緒に、日曜日図書館行こうかって言えるような雰囲気作り、中学生や高校生が学習の場で

使うということも、直接本を読まないかもしれないが、図書館がすごく身近なものになる。勉強の合間に休憩がてら図書館の本を読むことが瀬戸の図書館に親しむきっかけになるとと思う。そのために学習室の充実も必要だと思う。あとは全国各地、他の国々、先日フィンランドヘルシンキの図書館に行ってきましたが、新しい図書館の形になっていた。これまでの50年の瀬戸市図書館からこれからの50年の瀬戸市図書館のあり方を抜本的に考えるような改修にしていただきたいというふうに思う。

○委員

私も一番きついところをつきたいが、瀬戸市は「つぎつぎ」である。どこの施設においても、そういう面を予算が無いという言い方でやられる。せっかくやるのなら、時間をかけてでもいいのでしっかりしたものを作っていただきたい。これから未来の子どもたちのためにも、明るい場所だとそういうことをやっていただきないと、今までの瀬戸市ではだめだと思う。最近どこの施設でも同じで、最近交流館もいいものが出来たが、それでもつぎはぎの面がある。前々から市長さんが言っていたように、やれるといってやらなかつた、その分を一生懸命未来の子どもたちのために、ある程度、しっかりした規模で作っていっていただければと思う。今写真を見て、本当に暗い、本を読む状態の場所ではない。ですのでその辺も少し力を入れてやっていただければと思う。できるだけ時間をかけてやっていただければいいのではないかという気もするし、また時間かけて予算が減らされてもいけない。そういう面でもやはり、それなりに皆さんが楽しんで来れるような図書館にしていただきたい。私もあり図書館にいないんですけど、写真を見ただけで本当に昔の図書館というか、小学校のような感じ。もう少し明るい、これだけ縁があるので、明るいところで本等を読んでもらいたいと思う。あまり慌ててやらなくてもいいのではないかと思う。

○委員

みなさんのおっしゃったことはもっともで、第一印象がまず暗い。せっかくなので、明るい図書館に、みんなが本を読みたくなる、学習したくなるような、学習室も暗いですよね、やはり自宅では学習できないという子が図書館を利用するが、そこでも行きたくなるようなそんな改修計画への意見聴取ですので、そういうことをお願いしたいなど。

○委員

図書館が読書数を増やそう・来館者数を増やそうと行っている努力はとても伝わってきた。自分は参加しながら、学校でより子どもたちが、何かご協力できることはないかと考えていた。例えばビブリオバトルを朝の委員会活動で行うなど、子どもたちが競い合ったりする場を設けたりそういうことはできないのかなと思いながら、なかなか先ほどのお話の中で時間もなく、と思いながら何かできないかなと感じた。先日もネットで、スマホとかに全部とられてしまいパチンコ業界がピーク時の3分の1に減ってしまったという記事を見た。同じようなことはパチンコだけでなく野球だと、何もかも、多分図書も同じようにスマホの方に流れていってしまっているということは、社会的な流れもあるので、ただスマホではなく、紙のにおいだとか、読書の習慣もいいよと子どもたちに伝えていけたらいいなと思っ

た。

○委員

建築のテクニカルな話は後程中井先生がお話されると思うので、私からは理念的なことをお話しせていただく。現図書館の改装は、そもそも情報ライブラリーも含めて瀬戸の図書館のネットワークをどう作っていくかという基本的なところがないと、じゃあこの図書館にどういう機能を持たせるのが、一番適切なのかというところで判断が難しいのではないかと思う。情報ライブラリーをもう少し上手に使って、そこと現図書館が補完関係になり、地域図書館は学校ベースですから冒険はもちろんできないと思うが、情報ライブラリーであれば機能的な棲み分けも含めて考える余地もあるのではないかと。

基本的なところをお伺いしたいが、この図書館座席数はどのくらいあるのか。

○事務局（図書館長）

90である。

○委員

それから書庫はキャパとしては120%といった感じか。

○事務局（図書館長）

はい。

○委員

もう増築せずにやるというのは非常に厳しい。ただ先ほどから、暗いということで考えたのは、この建物は壁面が多くなるのではないか。構造的に抜けるかということは私には分からないが、細かい部屋に分かれていることによって、無駄なスペースができてしまっているのではないかと思う。そういったところから抜本的に予算がつくかどうか分からないが、上手に使っていくともう少し全体を広く使えていくと思います。

それからこの集会室で、ビブリオバトルやお話会をされるのか。できればこのような奥まったところではなく、閉じ込めてしまうのではなくて、実際に出来上がったスペースの中で少し工夫をして、そんな場所が作れるといろんな人がそれを見ていくという環境もできるのでそういう工夫もできるのではないかと思う。

それから、細かいことだが事務室が広いような気がするが、このスペースは上手に使えないか。見ていないので分からない部分もあるが、そういったところから空間の無駄を省いていくことと、後は瀬戸の図書館全体の仕組みの中から機能を選別していく、集中していくという2つの考え方がある。両方考えながら、改修を進めていくのがいちばん無駄が少ないような気がする。

○会長

改修計画のスケジュールはいつまでにまとめるのか。

○事務局（図書館長）

予算要求は、もう今の段階でこういう計画があるというのを出していくのだが、最終的に予算が決定するのは、年内である。

○会長

ではあまり時間もかけられないということか。

○事務局（図書館長）

ただ改修は、来年でなく、今からやろうとするとまず設計をしなければならず、それをどうのせていくかで改修自体は、来年ではなく再来年になる。

○会長

耐震改修は一度やられてるのか。

○事務局（図書館長）

19年度に終わっている。

○会長

皆さんから暗いという意見があったが、昔の建物なのでガラス張りの建物ではなく、コンクリートで出来ており、耐力壁として使っているので壁を抜くことはできないと思うが、皆様のご意見をふまえまして、1階の児童コーナーは動かないと考えると、子どもたちが多少騒いでもいいように、ちょっと声出してもいいというのを1階にして、静かに勉強したり読んだりするのを2階にするなどゾーニングを分かりやすくしてもらえるといいかと思う。例えば新聞と雑誌について言うと、雑誌はみんなが読めるので1階でもいいかと思うが、新聞は2階に持って行ってもいいと思う。そうするとまた階段を上っていかないといけないということはあるが、どちらかと言うと新聞は地域資料だと考えているので、静かに読むゾーンにあってもいいかなと考えているので、賑やかなゾーンと静かなゾーンを分けるというのを、そういったのを下におろしてきて静かにできるものは上にあげていくというのも考えられるかと思う。

現施設を使い続けることにしたとはおっしゃっていたが、やはり、新しい建物を作るということは言っていくべきではないかと思う。それはそれとして言いつつ、今の改修も、改修して少し雰囲気良くしたいなというのもありますので、皆さまがおっしゃっていたようにリノベーションしたのに変わらないなあではだめだろうと思いますので少し思い切って、変えてもいいのかなと思うので、書架を動かすと結構大変だなと思ってはいるが、動かしていいものは動かして、固めるところは固めて、書架が足りないというのもあるので壁ばっかりなのであれば壁に壁面書架というのも考えるのもありかなと。その辺は、時間をかけてというふうにはいかないか。次回この図書館協議会をいつ行うかにもよるが、チェック機能という意味で、見せていただくというのもありかと思う。協議会は、昨年は年2回だったが、予算のこともあると思うが、だいたい3回くらい行うのが多いが。アイディアがまとまったときにまたやるというのもありかなと思う。事務局の方でたたき台は作っていくものと思う。

○委員

そもそもどの程度の改修をイメージされているのか、今年度予算をあげるための、来年度執行のためのものというイメージか。

○事務局（館長）

こちらの計画としては、再来年に、電灯が古いままでLED化を予定しており、それを行うのであれば、部屋を直したり壁も抜けるところは抜いてしまったりすることを考えています。LEDだけやってもいいよと言われているが、そこと併せて、変えるところがあったら一緒に、雨漏りのする天井など直せるところがないかということで今考えているところです。大きな改修は認められているわけではないが、少しずつ直していくことで、より利用者的人が使いやすいようにしていけたらというふうに思っている。

○会長

認めてくれているわけではないのですね、今認めているのはLEDだけ。

○事務局（図書館長）

それもまだ確定ではないが、そのところは個別計画で出しているので。

○委員

建物が古くなってきたので、蛍光灯のコンデンサーの期限が切れている。そこの交換はどこの瀬戸市の建物でも、古いものは交換しなければいけない時期に来ている。その辺を最初に重点的にやりたいということだろう。

○会長

それをやるためにには、しばらく休館するわけですよね。照明器具だけだったら夜だけだが、壁を変えたり、がらっとかえようと思うとしばらく臨時休館しないといけなくなる。市のほうの腹のくくり方だと思うが。日本で今トップと言われている浦安の中央図書館は1年間休館して全面改修している。あそこも増築を繰り返して、それでも今の利用に会っていないから1年間休館してやりなおすという。今回は増築なしで改修だけというふうに言われているので、腹のくくり方だけだと思う。そういった意味では、しっかりしたものを1回出した方がいいのかもしれない。

○委員

今こういうことを出していただいて、良かったと思うが、今の形で、単年度での改修を続けていくとこの流れをずっと続けるということになる。結局つぎはぎをずっと続けていく形になる。それは本当に、この図書館の未来のためになるのか。数年市民に我慢を強いたとしても、抜本的に変わったほうが全体としてみなさん納得されると思う。つぎはぎでなく計画作りはしたたかにしていった方がいいのではないかと思う。それが認められる時期に、それに乗せていくというのがいいのではないかと思う。

○会長

別立てで考えてはどうか、ここを使い続けるということ、将来的ジビヨンも考えて協議をまた基本計画を考えて、市から求められているわけではないと思うが、必要なタイミングでポンと出せるように用意しておかないとだめな気がする。今まででは、新しくできるのではないかと期待を持っていたが、それが赤信号になっているので、この本館を使い続けると考えるのであれば、それについて少し、すぐできることと、時間をかけて構想を練らなければ

ならないこともあると思うので、それをしっかりとやるということも作戦としてはありかなと思う。今日はこのお話をいただけたので、委員の皆様には情報が共有されたかとは思うが、やり方については事務局と相談しながらアイディアをまとめていきたいと思う。内容については事務局に相談しながら、進めていきたと思う。この場では結論が出ないと思うので、まとまつたら、それを委員さんに見てもらう機会をもうけるのはいかがか。

その他に何かあれば。

○委員

改修のことと関係ないが、学校が、2学期から日曜・祝日・夜間は音声案内になってしまふ。光陵中学校の図書館は学校の回線を使っているかと思うが、休みの日に一つつながらなくとも大丈夫か。

○事務局（図書館長）

いつからか。

○委員

2学期から働き方改革の関係でそういうことになって、夏休み前に案内を出すことになったのだが、7月10日からである。

○事務局（図書館長）

地域図書館の電話番号は公開していない。パソコンをいれているのでIP電話に切り替えることが出来る。IP電話につなげるようにならうと思うが、光陵だけ遅れている状態である。

○委員

先年度の協議会で涌井部長にお話ししたが、うちの地域図書館が、家庭用エアコンが3台ついて夏はとても暑い状態である。暑すぎて、ビニールシートを仕切って、空間を狭めないととてもいられた状態でないという状況である。その辺りのことも、地域図書館として、地域の方がこんな暑いところはサウナみたいなので行けないと困るので、よろしくお願ひしたい。寄付で家庭用エアコンが3台ついている状況だが、ここよりも広いくらいなので、全然効かない。前館長にもどのくらい暑いか見に来て下さいと来ていただいて。夏場も学習会を行っているが、とてもではないが、子どもたちは暑くていられないで、ビニールシートを部屋に貼らせてもらって、本のある方がとてもではないが暑いので半分、子どもたちが座るほうだけでも仕切って、エアコンが効くエリアを作っている。夏場の地域図書館はちょっとなどと。

○会長

その他、特ないか。最後のことについては、少し事務局と相談しながら取りまとめて方向性を考えながら行きたいと思う。また場合によっては、各委員に相談するかもしれない。よろしくお願ひしたい。

以上で議事を終了する。

#### 4 その他

議長から引き継ぎ、図書館長が進行

##### ○事務局（図書館長）

他には特にないので、次回会議の日程についてだが、最後の改修計画について色々ご意見をいただきたいので、今後どのようにしていくかということをまた会長と相談しながらお知らせしたいと思う。会議の方は2回を予定しているが、次の1回をどういうふうにするか、どのように皆様から意見をいただくかということを相談しながらまた連絡させていただく。本日はお忙しい中、長時間にわたる会議で、進行にご協力いただき感謝申し上げる。

#### 5 閉会

# 瀬戸市立図書館の概要

1	図書館のあゆみ	1
2	基本方針	4
3	重点目標	4
4	施設	4
5	サービス概要（開館時間等）	6
6	事業概要	6
7	利用状況・蔵書状況	9
8	組織図及び事務分掌	12
9	予算	13
10	関係規程（条例・規則）	14

令和元年 7月

## 1 図書館のあゆみ

- 1945 (昭和 20) / 7/ 1  
/ 8/ 7  
図書館開館 蔵所町 1 (元陶磁器陳列館 2 階)  
県知事より、図書館設置の許可を得る (この日を開館記念日とする)  
利用は有料  
蔵書冊数 2,300 冊 奉仕人口 42,851 人
- 1948 (昭和 23)  
陶磁器陳列館 2 階から西隣の参考館へ移転
- 1950 (昭和 25) / 12/14  
図書館設置条例を公布、施行する
- 1952 (昭和 27) / 6/16  
宮脇町 53 に移転する (現在深川公民館のある場所)  
深川小学校校舎を改造、中央公民館との複合施設  
蔵書冊数 11,176 冊 奉仕人口 54,937 人 貸出総冊数 29,988 冊
- 1966 (昭和 41) / 7/10  
東大演習林学生宿舎を改造し移転 (東松山町 1 番地)  
(現在、歴史民俗資料館の設置場所)  
蔵書冊数 26,632 冊 奉仕人口 90,326 人 貸出総冊数 14,010 冊
- 1969 (昭和 44) / 1/11  
市制 40 周年記念事業として、図書館建設決定  
/ 4/ 1  
貸出方法 帯出券カード方式からブラウン式に変更
- 1970 (昭和 45) / 6/16  
新図書館 (現在地、東松山町 1 の 2) 竣工  
/ 6/17  
開館  
蔵書冊数 32,407 冊 奉仕人口 94,079 人 個人貸出冊数 13,860 冊  
複写サービス開始 (1 枚 40 円)
- 1971 (昭和 46) / 6/ 3  
自動車文庫「せと号」、巡回開始 (上品野保育園前・品野区民会館前・水野支所前・赤津保育園前・幡山東保育園前・幡山西保育園前・菱野団地商店街東駐車場・效範保育園前・県窯業専修職業訓練校)  
同時に、鹿乗・上水野・幡野地区の婦人会へ巡回サービス開始
- 1974 (昭和 49) / 8/ 1  
瀬戸市視聴覚ライブラリー設置条例施行
- 1980 (昭和 55) / 4/ 1  
自動車文庫「せと号」2 世 (瀬戸ライオンズクラブ寄贈 外書架式 2000 冊)  
巡回開始  
(掛川小学校・品野東保育園・品野区民会館・水野支所・西陵公民館・赤津保育園・幡山東保育園・旧幡山西保育園・センタービル第一駐車場・八幡小学校・県窯業職業訓練校) 婦人会への巡回を廃止  
/ 9/11  
増築工事開始 (1 階参考室、2 階書庫)
- 1981 (昭和 56) / 4/15  
増築開館
- 1985 (昭和 60) / 4/ 1  
図書館開館時間の変更 全開館日、午前 10 時から午後 6 時  
(旧、平日・日曜日は午前 10 時から午後 6 時、土曜日は正午から午後 6 時)
- 1987 (昭和 62) / 4/ 1  
図書館コンピュータシステム稼働  
/11/ 3  
返却ポストの設置・購入図書整理業務 (一部) の民間委託開始
- 1988 (昭和 63) / 4/ 1  
本館・自動車文庫の貸出券 (利用カード) を共通の個人カードにする  
貸出冊数個人 5 冊 1 カ月間、家庭文庫貸出廃止  
蔵書冊数 120,915 冊 奉仕人口 124,677 人 貸出総冊数 288,892 冊  
前庭に万葉歌碑を建立 (愛知正敏氏より寄贈)  
複写手数料、1 枚 30 円に改正

	/ 4/ 1	視聴覚ライブラリー図書館へ移転併設する(中央公民館社会教育課より移管)
	/ 6/	地区公民館(18館)に図書室開設され、図書館から各館に300冊ずつ図書の貸出開始
1990(平成2)	/ 3/31	「瀬戸のことば」発刊
	/ 4/ 8	自動車文庫「せと号」3世(瀬戸ライオンズクラブ贈 内外書架式2500冊) 巡回開始(掛川小学校・品野東保育園・品野支所・水野支所・西陵公民館・五位塚西公園・窯業技術専門学校・山口公民館・赤津保育園・幡山南保育園・市民会館・八幡公民館・本地会館)
1992(平成4)	4~5月	小学校3年生、社会科施設見学のため来館(以降続く)
	/ 9/ 4	瀬戸少年院に団体貸出(300冊年2回)(以降続く)
	/ 9/12	サタデープラン 映画会開催
1993(平成5)	/ 9/ 5	光陵中学校図書館を開放
1994(平成6)	/ 5/14	水野小学校図書館を開放
	/ 8/ 1	県の協力貸出搬送システム開始(4/1)、県図書館とのオンライン稼働
1995(平成7)	/ 3/31	創立50周年記念として藤棚設置
1996(平成8)	/ 2/ 1	録音図書貸出始める
	/ 3/ 1	図書館50年誌「おかげさまで50年 濑戸市立図書館志1945~1995」発刊
	/10/11	図書館コンピュータシステム更新(第2次)
1997(平成9)	/ 7/	自動車文庫「せと号」愛知朝鮮学園への巡回開始(市内14ヶ所、月1回)
1998(平成10)	/ 9/	図書館情報化・活性化推進モデル地域として指定
1999(平成11)	/ 1/30	瀬戸図書館友の会設立
2001(平成13)	/ 1/ 5	図書盗難防止装置(BDS)導入
	/ 2/ 1	図書館コンピュータシステム更新(第3次)
	/ 8/ 1	図書館ホームページ開設、インターネットによる予約サービス開始
2002(平成14)	/ 8/	OPAC予約開始
	/11/	ブックスタート開始
2003(平成15)	/ 6/ 3	瀬戸市と市内及び近隣の六大学間で「大学コンソーシアムせと」の包括協定締結
2004(平成16)	/10/ 1	大学コンソーシアム連携事業により六大学の蔵書利用を開始
2005(平成17)	/ 2/	情報ライブラリー開設
	/ 7/13	地域図書館づくり推進委員会設置
2006(平成18)	/10/	「瀬戸市地域図書館づくり推進計画」策定
	/10/ 7	品野台小学校地域図書館「宝島」開設
2007(平成19)	/12/ 5	瀬戸市立図書館改修工事、耐震化施工(~2008/3/19)
2008(平成20)	/ 4/	「瀬戸市子ども読書活動推進計画」策定
	/ 4/ 1	図書館サービス業務委託開始、開館日及び開館時間の拡大
	/10/ 4	光陵中学校地域図書館開設
2009(平成21)	/10/ 3	西陵小学校地域図書館開設
2010(平成22)	/ 4/23	「子どもの読書活動優秀実践図書館」として文部科学大臣賞を受賞
	/10/ 9	水野小学校地域図書館開設

2011（平成 23） /10/15 東山小学校地域図書館開設

2013（平成 25） / 2/ 図書館施設等安全安心事業として書架固定工事、書籍落下防止工事、飛散防止フィルム施工

2014（平成 26） / 4/ 「子ども読書活動推進計画（第二次）」策定

2016（平成 28） / 3/25 濑戸市立図書館整備基本構想策定

2017（平成 29） /10/ 1 輪山西小学校地域図書館開設

2018（平成 30） / 4/ 1 濑戸市立視聴覚ライブラリー条例・同施行規則、瀬戸市立視聴覚ライブラリー運営委員会条例の廃止（教育機関としての瀬戸市立視聴覚ライブラリーを平成 29 年度末で廃止）

7/21 濑戸市図書館協議会条例施行（瀬戸市図書館協議会設置）

11/ 1 水野小学校地域図書館休館（学校図書館建替のため～3/31）

12/28 情報ライブラリー 壁塗装工事のため休館（～11/12）

12/28 休館を利用して書架固定工事（未施工部分の固定）

2019（平成 31） / 2/19 駐車場改修工事、階段昇降機設置工事（～3/15）

3/28 本館書架固定及び床張替え工事（未施工部分の固定～2/28）

4/27 「子ども読書活動推進計画（第三次）」策定

複写手数料改正（カラーコピーサービス開始）

カラー1枚 50 円、白黒1枚 10 円

## 2 基本方針

図書館サービスの充実、施設やネットワークの整備により、利用しやすい環境づくりを推進する。

## 3 重点目標

- ・学校図書館との連携による地域図書館の増設・利活用を進める。
- ・市民等がくつろぎ、学び、暮らしに役立つ情報を享受し、交流する場づくりを進める。
- ・子どもの読書環境の整備、学習活動への支援を図る。
- ・情報化に対応した資料の充実やサービスの提供を図る。
- ・高齢者及び障害者等、誰もが利用しやすい環境づくりを進める。

## 4 施 設

### (1)瀬戸市立図書館(本館)

開 館 1970(昭和45)年6月17日(竣工6月16日)

所 在 地 東松山町1番地の2 TEL 0561(82)2202 FAX 0561(85)2651

敷地面積 4,222.5 m<sup>2</sup>

建 物 構 造 鉄筋コンクリート2階建

面 積 868.26 m<sup>2</sup>

延面積 1,412.26 m<sup>2</sup>

構 造 軽量鉄骨平屋建(プレハブ集会室)

面 積 98.69 m<sup>2</sup>

施設概要 1 階 一般開架、児童コーナー、  
新聞雑誌閲覧室、集会室、事務室  
貸出・返却・レファレンスカウンター

2 階 参考室、P Cルーム、会議室、ボランティア室、書庫

駐車場等 70台(障害者用1台)、駐輪場あり

アクセス 名鉄瀬戸線「新瀬戸」駅、愛知環状鉄道または名鉄バス「瀬戸市」駅から徒歩7分  
名鉄バス「陶生病院前」から徒歩4分



図書館全景

### (2)情報ライブラリー

開 設 2005(平成17)年2月19日

所 在 地 栄町45番地(パルティせと3階) TEL 0561(97)1162

面 積 198.24 m<sup>2</sup>

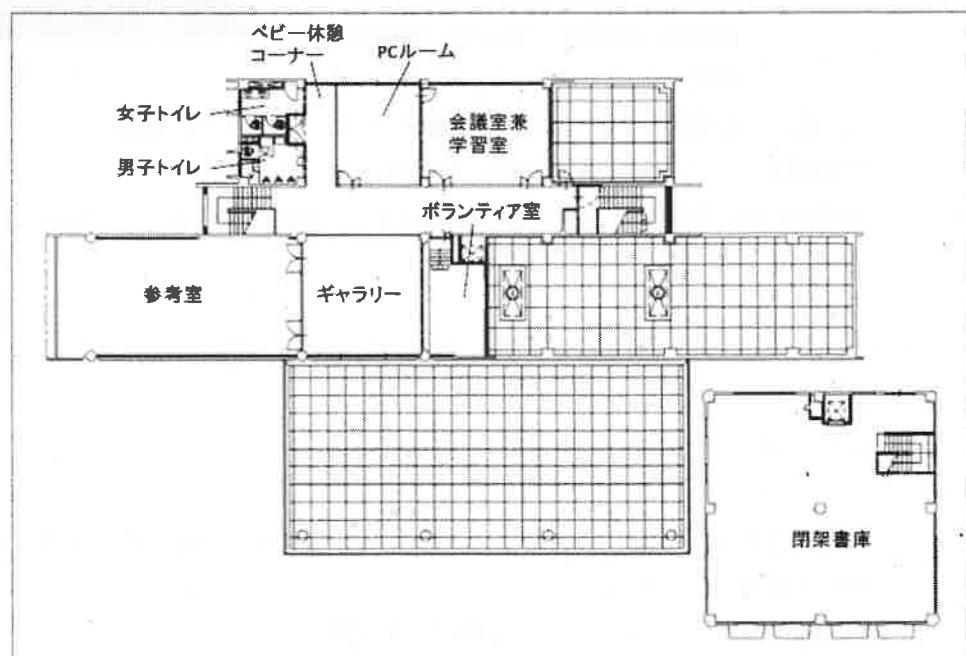
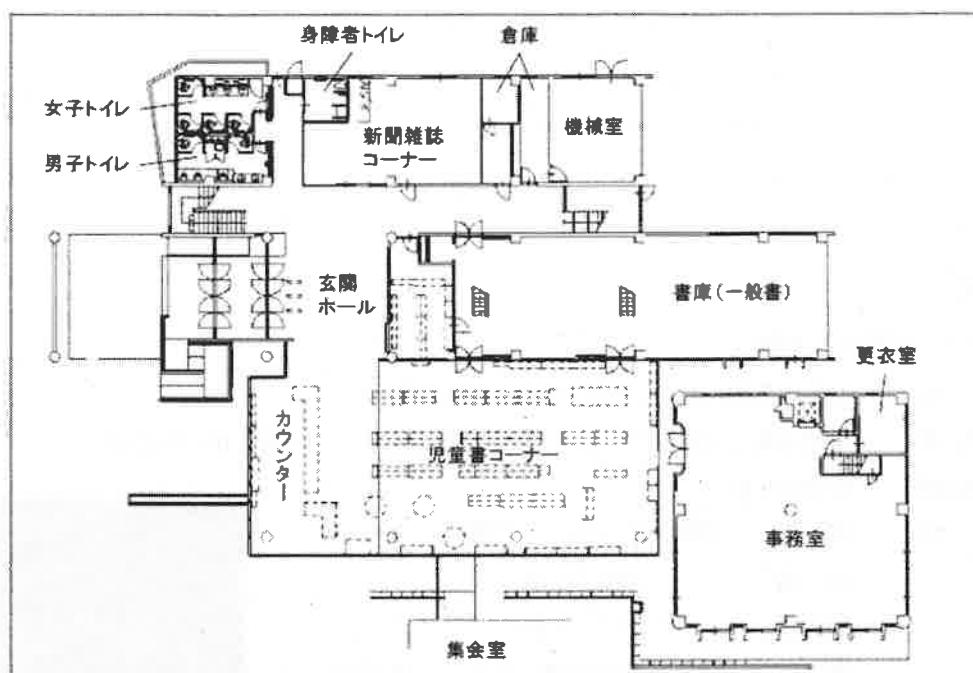
施設概要 一般・児童書架、雑誌・新聞・P Cコーナー、編集室、視聴覚機材・機材倉庫

貸出・返却カウンター

アクセス 名鉄瀬戸線または名鉄バス「尾張瀬戸」駅東隣り

(3) 本館平面図

現図書館の平面図(上:1階 下:2階)



## 5 サービス概要（開館時間等）

- (1) 開館時間 本館 午前9時～午後7時(4月～9月)  
午前9時～午後6時(10月～3月)  
パルティセと情報ライブラリー 午前9時～午後9時半
- (2) 休館日 毎月第4水曜日(この日が休日となる日を除く。)  
年末・年始(12月28日～1月4日)、特別整理期間(10日間以内)
- (3) 利用対象 館内利用一制限なし  
館外利用—市内在住・在勤・在学及び近隣8市1区1町の在住者
- (4) 利用内容 貸出サービス  
個人貸出—1人10冊(点)まで 期間3週間以内(視聴覚資料・雑誌は2週間以内)  
団体貸出—構成員は5人以上、代表及び構成員の過半数は市内在住とし、貸出期間は  
最長2か月、最大200冊まで  
その他サービス  
予約・リクエストサービス、相互貸借サービス、レンタルサービス  
コピーサービス(有料 白黒1枚10円、カラー50円)、ハンディキャップサービス  
パソコンルーム利用サービス(PC利用・DVD視聴)

## 6 主な事業(平成30年度)

### (1) 地域図書館

「身近な場所に身近な図書館を」をコンセプトに、小中学校との連携により、土日祝日に学校図書館を一般開放し、図書の閲覧・貸出など、図書館の分館機能を持たせたサービス提供を図書館サポーターとの協働により行っている。

名称 (開設校)	品野台小学校 地域図書館	光陵中学校 地域図書館	西陵小学校 地域図書館	水野小学校 地域図書館	東山小学校 地域図書館	幡山西小学校 地域図書館
開設日	H18.10.7	H20.10.4	H21.10.3	H22.10.9	H23.10.15	H29.10.1

開館日時：土日祝日 午前10時～午後3時

内容：学校図書館の一般開放

図書の購入支援(一般書・児童書)

図書館と共に利用カード等

地域図書館の来館者数(土日祝のみ)(人)

	子ども	大人	合計
平成30年度	3,628	5,403	9,031

※水野小学校地域図書館は建替のためH30.7.21～H31.3.31休館。

休館中は、水野地域交流センターの駐車場にて自動車文庫を開設した。



<水野小学校地域図書館>

## (2) 各種講座・行事の開催

### ア 第20回 夏休みこども理科教室

日時：平成30年8月6日（月）午前・午後2回

場所：図書館 1階 集会室

協力：瀬戸市理科教育研究会

参加：市内小学生3～6年生 58名参加

### イ 夏休み宿題応援企画「がんってなあに？」

日時：平成30年8月8日（水）午前10時～正午

場所：図書館 1階 集会室 参加：22名

協力：公立陶生病院緩和ケアセンター

※めりーらいん図書館連携健康支援事業として開催

### ウ 夏休み宿題応援企画「読書感想文を書こう！」

日時：①平成30年8月4日（土）午前10時～11時30分

②平成30年8月7日（火）午前10時～11時30分

場所：①幡山西小学校地域図書館

②図書館 1階 集会室

参加：①17名 ②19名

### エ 第22回 図書館まつり

期間：平成30年10月20日（土）～11月18日（日）

内容：10/20 文学カフェ（69名参加）、10/27 パンパだって読み聞かせ（親子7組11名参加）

10/27 読み聞かせリレー（35名参加）、11/10 土曜おはなし会とえいが会（5名参加）

10/28 こども1日司書（8名参加）、11/3 本のリサイクル市（903名来場）

11/18 ビブリオバトル（56名参加）

11/5～11/10 「図書館めぐり！瀬戸高校の図書館に行こう」（57名参加）

10/25～11/16 図書館友の会作品展、10/25～11/2 キッズルーム開設

### オ その他

・読み聞かせ・おはなし会（定期開催） 参加総数3,276名

毎週月～金曜 午前11時から30分間 職員・ボランティアグループにより実施

第1土曜 午後2時30分～3時 おはなし会

第2土曜午後2時30分～3時 おはなし会とえいが会

・ごわ~いおはなし会（7/30 第1部47名、第2部46名）

・「もったいない」をテーマにした絵本の読み聞かせ（8/1 14名、8/2 30名、8/3 9名）

・春のおはなし会（3/25 31名）

・市民ギャラリー展示

読書感想画展（4/13～5/31）、金城学院大学広告研究会作成 ポスター展示（7/21～8/31）、

水野ア一氏木版画集（11/29～3/26、作品入替3回）等

・情報ライブラリーでの企画展示

陶祖まつり関連展示「狛犬」（4/13～4/30）

愛知県内共通イベント「@ライブラリー 高校スポーツ。」（8/2～8/31）

・教科書展示会（6/1～7/12） ※教科書センター事業



<夏休み子ども理科教室>



<ビブリオバトル>

・キッズルーム開設（テーマ設定、集会室） 年2回（4/26～5/3、10/25～11/12）

### (3) 支援事業

#### ア 学校図書館への支援

##### ① 地域図書館開設学校図書館への支援

司書の派遣（週1回 平日）による学校図書館業務の支援、読み聞かせなどの実施

##### ② その他学校図書館への図書貸出

小学校（8校）年2回

#### イ その他施設への支援

公民館図書室（10館）及び保育園・陶生病院などの施設へ図書を貸出

### (4) 連携事業

#### ア 子育て支援「ブックスタート」事業

市健康課との連携により、6ヶ月健診受診親子を対象に、ファーストブックの読み聞かせや図書館での取り組み（絵本の読み聞かせ、おはなし会・映画会）などを紹介。絵本2冊・アドバイス集・絵本リストをコットン・バックに詰めた「ブックスタート・パック」を配布した。事業の実施にあたっては、公募によるブックスタートボランティアの協力を得た。

開催日：月2回 場所：やすらぎ会館

配布数：子ども 789人（実施率98.1%） 参加ボランティア のべ46人

#### イ めりーらいん図書館連携健康支援事業

近隣図書館との連携により、病気や症状の調べ方ガイド「メディカルパス」の共同作成など、健康・医療をテーマとした事業を実施した。

参加図書館：愛知医科大学・尾張旭・長久手・日進・瀬戸 5館

#### ウ 大学コンソーシアムせと連携事業

##### 加盟大学との相互貸借事業

##### 大学コンソーシアムせと「新しい文化創造プロジェクト」の採択

若年層の読書への関心を高めるイベントとして、「ビブリオバトル」を開催した。（平成27年度から継続）

開催日：平成30年11月19日（日）

参加校：愛知工業大学、金城学院大学、名古屋学院大学、名古屋産業大学、南山大学、瀬戸高校、瀬戸西高校、瀬戸窯業高校

参加者：バトラー（本の紹介発表者）大学生5人、高校生6人

#### エ 図書館友の会事業

平成11年1月に図書館の呼びかけにより利用者や図書館で活動するグループが任意参加して設立され、図書館を支援する活動を継続して取り組んでいる。本の補修や館内行事の企画開催などを企画から運営まで自主的に実施した。（会員数：約60人）

活動内容：世話人会（第3土曜）

　　本の補修（毎週火曜午前）

　　会報（年3回）発行

　　図書館まつり協力、七夕・クリスマスなど館内行事の開催など



<ブックスタート・パック>

## 7 利用状況・蔵書状況（平成30年度）

総括表		合計	前年度合計	月平均	増減数	対前年比(%)	
本館 (学校配達分含む)	開館日数	336	335	28	1	100.30%	
	入館者数	233,458	228,285	19,455	5,173	102.27%	
	個人	利用者数(人)	113,734	111,463	9,478	2,271	102.04%
	貸出	貸出冊数(冊)	515,289	505,788	42,941	9,501	101.88%
	新規登録者数	2,470	2,609	206	-139	94.67%	
移動図書館 (幡山、山口)	団体貸出	貸出冊数(冊)	27,992	26,773	2,333	1,219	104.55%
	巡回数	0	24	0	-24	0.00%	
	個人	利用者数(人)	0	209	0	-209	0.00%
	貸出	貸出冊数(冊)	0	911	0	-911	0.00%
情報ライブラリー	団体貸出	貸出冊数(冊)	0	89	0	-89	—
	開館日数	345	356	29	-11	96.91%	
	入館者数	79,115	85,508	6,593	-6,393	92.52%	
	個人	利用者数(人)	19,934	20,530	1,661	-596	97.10%
	貸出	貸出冊数(冊)	56,532	57,535	4,711	-1,003	98.26%
宝島 (品野台小) 平成18年開館	団体貸出	貸出冊数(冊)	193	351	16	-158	54.99%
	個人	利用者数(人)	2,819	3,286	235	-467	85.79%
	貸出	貸出冊数(冊)	9,474	8,969	790	505	105.63%
地域図書館 (光陵中) 平成20年開館	団体貸出	貸出冊数(冊)	896	1,140	75	-244	78.60%
	個人	利用者数(人)	1,320	1,480	110	-160	89.19%
	貸出	貸出冊数(冊)	3,903	4,197	325	-294	92.99%
(西陵小) 平成21年開館	団体貸出	貸出冊数(冊)	108	47	9	61	229.79%
	個人	利用者数(人)	10,324	10,927	860	-603	94.48%
	貸出	貸出冊数(冊)	14,130	14,890	1,178	-760	94.90%
(水野小) 平成22年開館	団体貸出	貸出冊数(冊)	100	82	8	18	121.95%
	個人	利用者数(人)	1,959	6,326	163	-4,367	30.97%
	貸出	貸出冊数(冊)	4,444	13,174	370	-8,730	33.73%
(東山小) 平成23年開館	団体貸出	貸出冊数(冊)	1,052	244	88	808	431.15%
	個人	利用者数(人)	11,513	8,154	959	3,359	141.19%
	貸出	貸出冊数(冊)	13,264	10,180	1,105	3,084	130.29%
(幡西小) 平成29年10月開館	団体貸出	貸出冊数(冊)	199	366	17	-167	54.37%
	個人	利用者数(人)	7,417	5,250	618	2,167	141.28%
	貸出	貸出冊数(冊)	15,998	8,772	1,333	7,226	182.38%
	団体貸出	貸出冊数(冊)	1,207	598	101	609	201.84%
総貸出冊数		664,781	654,106	55,398	10,675	101.63%	

## 貸出状況

総貸出数	貸出場所				計	構成比	前年度実績
資料区分	本館	移動図書館	情報ライブラリー	地域図書館			
一般書	274,675	0	32,429	6,633	313,737	47.19%	310,996
児童書	241,916	0	14,609	57,412	313,937	47.22%	304,489
郷土資料	1,201	0	59	13	1,273	0.19%	810
点字・大活字本	5,546	0	1,071	608	7,225	1.09%	7,022
小計	523,338	0	48,168	64,666	636,172		623,317
雑誌	13,152	0	6,129	104	19,385	2.92%	21,215
視聴覚資料	6,791	0	2,428	5	9,224	1.39%	9,574
小計	19,943	0	8,557	109	28,609		30,789
合計	543,281	0	56,725	64,775	664,781		654,106

※地域図書館=品野台小+光陵中+西陵小+水野小+東山小+幡山西小

## 蔵書状況

資料区分	前年度 蔵書数	購入	寄贈/他	除籍・変更	年度末 蔵書数	増減
一般書	203,199	7,093	161	7,957	202,496	-703
児童書	96,974	3,573	169	3,324	97,392	418
郷土資料	15,095	83	287	-28	15,493	398
点字・大活字本	2,716	245	6	54	2,913	197
小計	317,984	10,994	623	11,307	318,294	310
雑誌	10,601	2,870	24	3,154	10,341	-260
視聴覚資料	2,164	273	13	2	2,448	284
小計	12,765	3,143	37	3,156	12,789	24
合計	330,749	14,137	660	14,463	331,083	334

## 4.予約状況

	30年度計	前年度計	月平均	増減数	対前年比(%)
全体数	48,954	48,103	4,080	851	101.77%
内OPAC利用	7,675	7,664	640	11	100.14%
内WEB利用	28,005	25,833	2,334	2,172	108.41%

## 利用者用パソコン利用状況 (PCルーム内)

		30年度計	前年度計	月平均	増減数	対前年比(%)
インターネット 3台	人数	3,089	2,770	257	319	112%
	時間	3,591	3,196	299	395	112%
CD・DVD視聴 3台	人数	72	37	6	35	195%
	時間	137	62	11	75	221%
PC持込利用	人数	664	627	55	37	106%
	時間	1,303	1,240	109	63	105%

※CD・DVD視聴およびPC持込利用:平成20年度開始

## 情報ライラリ-利用者用パソコン利用状況 (インターネット用4台設置)

		30年度計	前年度計	月平均	増減数	対前年比(%)
インターネット	人数	2,740	3,393	228	-653	81%
	時間	3,184	4,055	265	-871	79%

## 視聴覚教材・機材団体貸出（旧視聴覚ライブラリー）利用状況

### 機材

機器名	16ミリ 映写機	スライド	スクリーン	スピーカー	OHP・ OHC	液晶 映写機	ビデオ 編集機	PCコン ピータ	合計
現有台数	1台	3台	7本	4台	P 1/C 12台	7台	1台	1台	
計	0	0	13	2	1	43	0	0	59
前年度	0	1	13	0	1	95	0	0	110
増減	0	-1	0	2	0	-52	0	0	-51

### 教材（社会・学校教育用）

区分	ビデオ・DVD(保有数:437本)					16ミリフィルム(保有数: 83本)				合計
	幼稚園等	小学校	中学校	その他	小計	幼稚園 等	学校	その他	小計	
計	25	25	0	34	84	0	0	0	0	84
前年度	42	27	0	94	163	0	0	0	0	163
増減	-17	-2	0	-60	-79	0	0	0	0	-79

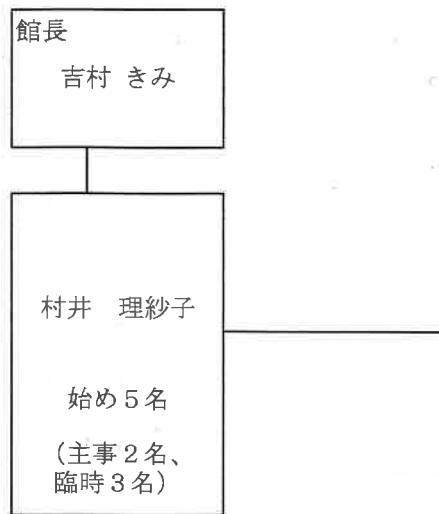
※ビデオ・DVD保有数内訳(平成30年度末現在)

社会教育用: 158 本

学校教育用: 279 本

437 本

## 8 組織図及び事務分掌（平成31年度）



- 1 図書館協議会に関すること。
- 2 図書館資料の受入れ及び貸出しに関すること。
- 3 予約・リクエストに関すること。
- 4 レファレンスに関すること。
- 5 郷土資料の収集整理に関すること。
- 6 寄贈資料の受入れに関すること。
- 7 おはなし会、各種講座、展示会等の開催に関すること。
- 8 情報ライブラリーに関すること。
- 9 地域図書館に関すること。
- 10 公民館図書室及び施設への貸出しに関すること。
- 11 児童サービスに関すること。
- 12 障害者サービスに関すること。
- 13 相互貸借に関すること。
- 14 教科書センターに関すること。
- 15 ブックスタートに関すること。
- 16 図書館連携による健康支援事業に関すること。
- 17 大学コンソーシアム図書館連携に関すること。
- 18 施設管理に関すること。
- 19 業務委託に関すること。
- 20 子ども読書活動推進計画に関すること。
- 21 視聴覚教材・機材の購入及び団体貸出に関すること。

※上記の内、主にカウンターサービスに関わる業務については、委託先スタッフ約30名がシフト制により従事。

## 9. 予算(令和元年度)

### 【歳 入】

(単位 : 千円)

科 目	予 算 額	主 な 内 容 及 び 金 額
14-1-8 教育使用料	15,762 (264)	職員等駐車場使用料 192
14-2-5 教育手数料	114 (114)	複写印刷 114
17-1-1 財産貸付収入	41,134 (633)	自動販売機設置場所貸付料 633
21-5-3 雑 入	1,063,954 (46)	瀬戸のことば販売代金 1 自動販売機電気料 30 資料亡失代金 15
計		図書館合計 985

### 【歳 出】

(単位 : 千円)

科 目	予 算 額	主 な 内 容 及 び 金 額
10-5-3 図書館費	158,658	人件費 26,635 (職員3人、図書館協議会委員5人) 図書館施設整備 11,118 図書購入 24,552 文化講座・読書会育成 2,059 パルティせと情報ライブラリー 20,088 地域図書館 9,291 視聴覚教育用教材等貸出 1,008 図書館施設管理 4,766 一般管理 59,141
計	158,658	

## 10 関係規程（条例・規則）

○瀬戸市立図書館条例

昭和 45 年 6 月 1 日

条例第 19 号

改正 昭和 51 年 3 月 31 日条例第 13 号

平成 18 年 3 月 28 日条例第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 10 条および地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 の規定に基づき、瀬戸市立図書館(以下「図書館」という。)の設置および管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本市に図書館を設置し、その名称および位置は、次のとおりとする。

名称 瀬戸市立図書館

位置 瀬戸市東松山町 1 番地の 2

(目的)

第 3 条 図書館は、図書、記録その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。

(業務)

第 4 条 図書館は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行なう。

- (1) 図書館資料の収集、整理、保存および利用に関する業務
- (2) 自動車文庫および貸出文庫の巡回
- (3) 幻燈、映画、音楽等の鑑賞
- (4) 読書会、研究会、各種鑑賞会および資料展示会の主催ならびに奨励
- (5) 館報その他読書資料の発行および配布
- (6) 時事に関する情報および参考資料の収集ならびに紹介および提供
- (7) その他必要な業務

(分館等の設置)

第 5 条 図書館は、必要に応じて分館、閲覧所、配本所、自動車文庫等を設置することができるものとする。

(職員)

第 6 条 図書館に館長、司書、司書補その他必要な職員を置く。

(平18条例12・一部改正)

(図書館資料の複写)

第7条 図書館資料の複写を依頼する者は、図書館資料複写手数料(以下「手数料」という。)を納めなければならぬ。

2 前項の手数料の額は、複写用紙1枚につき50円の範囲内で教育委員会規則で定める額とする。

(昭51条例13・一部改正)

(委任)

第8条 この条例で定めるもののほか、図書館の管理および運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 瀬戸市立図書館設置条例(昭和25年瀬戸市条例第20号)は、廃止する。

附 則(昭和51年3月31日条例第13号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月28日条例第12号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

○瀬戸市立図書館規則

昭和62年3月31日

教育委員会規則第1号

改正 昭和63年3月31日教委規則第3号

平成6年3月31日教委規則第2号

平成9年4月11日教委規則第1号

平成11年1月29日教委規則第3号

平成12年1月31日教委規則第2号

平成12年12月14日教委規則第10号

平成13年5月17日教委規則第3号

平成14年3月29日教委規則第5号

平成17年3月15日教委規則第3号

平成18年3月28日教委規則第7号

平成20年3月21日教委規則第3号

平成23年12月16日教委規則第3号

平成31年3月12日教委規則第2号

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 館内利用(第6条・第7条)

第3章 館外利用(第8条—第13条)

第4章 自動車文庫(第14条・第15条)

第5章 図書館資料の複写(第16条)

第6章 寄贈及び委託(第17条—第20条)

第7章 雜則(第21条・第22条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市立図書館条例(昭和45年瀬戸市条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 濬戸市立図書館(以下「図書館」という。)の開館時間は、4月1日から9月30日までの間については、午前9時から午後7時までとし、10月1日から翌年の3月31日までの間については、午前9時から午後6時までとする。ただし、図書館の館長(以下「館長」という。)は、特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(平12教委規則2・平20教委規則3・一部改正)

(休館日)

第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで
  - (2) 毎月第4水曜日(この日が休日となる日を除く。)
  - (3) 每年1回館長が10日以内において定める期間
- 2 前項の規定にかかわらず、館長は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(平11教委規則3・平12教委規則2・平14教委規則5・平20教委規則3・一部改正)

(入館の制限)

第4条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、図書館の入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者
- (2) 図書館の建物、附属設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認める者
- (3) その他図書館の管理上支障があると認める者

(平12教委規則10・全改)

(損害賠償)

第5条 図書館の利用者は、その利用する図書、記録その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)、図書館の設備等を損傷し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、館長において損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

## 第2章 館内利用

### 第6条 削除

(平12教委規則10)

(利用制限)

第7条 図書館内において同時に利用できる図書館資料の数については、特に制限を設けないものとする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(平12教委規則2・全改)

### 第3章 館外利用

#### (館外利用の範囲)

第8条 館長は、貴重図書館資料、未整理の図書館資料その他図書館外での利用を不適当と認める図書館資料を除き、図書館資料を図書館外において利用させることができる。

#### (館外利用者)

第9条 図書館資料を図書館外において利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者(以下「個人」という。)及び館長が適当と認める市内の各種団体(以下「団体」という。)とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市内の学校に在学する者
- (4) 別表に定める地域内に住所を有する者
- (5) その他館長が適当と認める者

(平12教委規則2・一部改正)

#### (利用カードの交付等)

第10条 図書館資料を図書館外において利用しようとする個人及び団体は、あらかじめ、個人にあつては図書館利用カード申込書(第2号様式)を、団体にあつては団体貸出申込書(第3号様式)を館長に提出し、図書館利用カード(以下「利用カード」という。)の交付を受けなければならない。

- 2 前項の団体貸出申込書には、当該団体の構成員の住所、氏名及び年齢を記載した書類を添付しなければならない。
- 3 館長は、第1項の規定により利用カードを交付する場合において、必要があると認めるときは、当該申込者に身元を確認するに足りる書類等の提示を求めることができる。
- 4 利用カードの交付を受けた個人又は団体(以下「個人等」という。)は、第1項の図書館利用カード申込書又は団体貸出申込書の記載事項(館長が指定する事項に限る。)に変更があつたときは、速やかに館長に届け出なければならない。
- 5 利用カードは、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(平12教委規則10・一部改正)

(利用カードの亡失の届出)

第11条 個人等は、利用カードを亡失したときは、速やかに館長に届け出なければならない。

(館外利用の手続等)

第12条 図書館資料を図書館外において利用しようとする個人等は、利用カードを係員に提示し、当該図書館資料を借り受けるものとする。

2 図書館資料を図書館外において利用できる期間は、図書については貸出日から3週間以内、図書以外の資料については貸出日から2週間以内とし、返納期限が休館日に当たるときは、その翌日とする。ただし、館長は、特に必要があると認めるときは、その期間を変更することができる。

(平13教委規則3・一部改正)

(館外利用の制限)

第13条 図書館外において同時に利用できる図書館資料の数は、個人にあつては10点以内とし、団体にあつてはその構成員の数等に応じ館長が定める数とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(平12教委規則2・一部改正)

#### 第4章 自動車文庫

(自動車文庫)

第14条 図書館に自動車文庫を設置する。

2 自動車文庫は、館長が指定する場所を巡回して、個人等の利用に供するものとする。

(自動車文庫の利用の手続等)

第15条 第12条及び第13条の規定は、自動車文庫の利用について準用する。この場合において、第12条第2項中「図書については貸出日から3週間以内、図書以外の資料については貸出日から2週間以内」とあるのは、「次の巡回日まで」と読み替えるものとする。

(平13教委規則3・一部改正)

#### 第5章 図書館資料の複写

(複写)

第16条 図書館資料の複写を依頼しようとする者は、図書館資料複写申込書(第5号様式)を館長に提出しなければならない。

2 館長は、図書館資料の複写を不適当と認めるときは、当該図書館資料の複写を拒否することができる。

3 図書館資料の複写について、著作権法(昭和45年法律第48号)の規定による責任は、当該複写を依頼した者が負

わなければならない。

- 4 条例第7条第2項に規定する教育委員会規則で定める額は、白黒による複写にあつては複写用紙1枚につき10円、カラーによる複写にあつては複写用紙1枚につき50円とする。

(昭63教委規則3・平6教委規則2・平9教委規則1・平31教委規則2・一部改正)

## 第6章 寄贈及び委託

(寄贈)

- 第17条 館長は、図書、記録その他の資料(以下「図書等」という。)の寄贈の申出があつたときは、適當と認めるものについては、これを受領することができる。

- 2 前項の申出は、図書等寄贈申込書(第6号様式)を館長に提出して行うものとする。
- 3 図書等の寄贈に要する費用は、当該図書等の寄贈の申出をした者の負担とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(委託)

- 第18条 図書等を一般の利用に供する目的をもつて図書館にその保管を委託しようとする者は、図書等保管委託申込書(第7号様式)を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 前条第3項の規定は、図書等の保管の委託に要する費用について準用する。
- 3 図書館においてその保管を受託した図書等(以下「受託図書等」という。)は、第1項の許可を受けた者(以下「委託者」という。)の請求又は図書館の都合により、これを返還するものとする。

(保管証)

- 第19条 館長は、受託図書等を受領したときは、当該委託者に対し、受託図書等保管証(第8号様式)を交付するものとする。

(受託図書等の損害賠償)

- 第20条 天災その他避けることのできない事由により受託図書等が損傷し、又は亡失したときは、図書館は、その損害を賠償する責めを負わない。

## 第7章 雜則

(館外利用の停止)

- 第21条 館長は、第3章又は第4章の規定により図書館資料を利用する者が、当該図書館資料を返納期限までに返納しなかつたときは、6月を超えない範囲内において、その利用を停止することができる。

(委任)

- 第22条 この規則に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、館長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現に使用している申込書等は、改正後の瀬戸市立図書館規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(昭和63年3月31日教委規則第3号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月31日教委規則第2号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成9年4月11日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年1月29日教委規則第3号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年1月31日教委規則第2号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月14日教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年5月17日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月29日教委規則第5号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月15日教委規則第3号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月28日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月21日教委規則第3号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月16日教委規則第3号)

この規則は、平成24年1月4日から施行する。

附 則(平成31年3月12日教委規則第2号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第9条関係)

(平12教委規則2・追加、平12教委規則10・平17教委規則3・平18教委規則7・平23教委規則3・一部改

正)

地域	
愛知県	名古屋市守山区、春日井市、豊田市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、 愛知郡東郷町
岐阜県	多治見市、土岐市

第2号様式（第10条関係）

図書館利用カード申込書

フリガナ		性別
名前		男・女
生年月日	年 月 日	
住所		
電話番号		
勤務先又は学校名（市外在住の方のみ）		

第3号様式(第10条関係)

団体貸出申込書

團 体 名		代表者氏名	
連絡先住所			
貸出希望冊数		貸出希望期間	
活動内容			
構成員の数			

## 第5号様式(第16条関係)

図書館資料複写申込書					
年 月 日					
瀬戸市立図書館長 殿					
住所 申込者 氏名					
次のとおり図書館資料を複写してください。					
資料名	請求記号			複写箇所	必要枚数
	類号	書号	巻号		
備考					

第6号様式(第17条関係)

図書等寄贈申込書		
年 月 日		
瀬戸市立図書館長 殿		
申込者 氏名	住所	
次のとおり図書等を寄贈したいので受納してください。		
資 料 名	点 数	
寄贈予定 年 月 日	年 月 日	
備 考		

第7号様式(第18条関係)

図書等保管委託申込書	
年 月 日	
瀬戸市立図書館長 殿	
申込者	住所 氏名
次のとおり図書等の保管を委託したいので許可してください。	
資 料 名	点 数
委託理由	
委託期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

第8号様式(第19条関係)

受託図書等保管証		
第 号 年 月 日		
殿		
瀬戸市立図書館長		印
次のとおり受託図書等を保管します。		
資 料 名	点 数	
保 管 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
備 考		

第1号様式 削除

(平12教委規則10)

第2号様式(第10条関係)

(平31教委規則2・全改)

第3号様式(第10条関係)

(平12教委規則10・全改)

第4号様式 削除

(平12教委規則10)

第5号様式(第16条関係)

第6号様式(第17条関係)

第7号様式(第18条関係)

第8号様式(第19条関係)

# **瀬戸市子ども読書活動推進計画(第三次)**

**～子どもの未来へ 豊かな読書活動をつなぐ～**



**平成31年3月**

## 目 次

第1章 第三次推進計画の策定にあたって .....	1
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 計画の位置付け .....	1
(1) 国・県の動向 .....	1
(2) 瀬戸市の動向 .....	2
3 計画策定の目的 .....	3
4 計画策定の基本的な考え方 .....	3
5 計画期間 .....	4
6 計画の対象 .....	4
第2章 現状と課題 .....	5
1 瀬戸市の子ども読書活動を取り巻く現状 .....	5
(1) 社会状況 .....	5
(2) 県の状況～読書の実態～ .....	5
(3) 市の状況～取組の状況～ .....	9
2 第二次計画における主な成果と課題 .....	11
(1) 年齢に沿った取組の成果と課題 .....	11
(2) 総合的な取組の成果と課題 .....	12
3 第三次計画において取り組むべき課題 .....	13
(1) 発達段階に応じて切れ目なく子どもが読書に親しむ機会を充実 すること .....	13
(2) 子どもが身近に読書活動をしやすい環境を整えること .....	13
(3) 子どもや市民の読書活動の関心を高めること .....	13
第3章 第三次計画の基本的な方針 .....	14
1 基本理念 .....	14
2 基本目標 .....	14
基本目標1 子どもが読書に親しむ機会の提供・充実 .....	14
基本目標2 子どもの読書活動を推進するための環境の整備 .....	14
基本目標3 子どもの読書活動への理解と関心の普及・啓発 .....	14
3 施策の体系 .....	15
第4章 第三次計画の具体的な取組 .....	16
1 子どもが読書に親しむ機会の提供・充実 .....	16
(1) 家庭での読書活動への支援 .....	16
(2) 保育園・幼稚園等での読書機会の提供・充実 .....	17

(3) 学校での読書機会の提供・充実 .....	17
(4) 図書館での読書機会の提供・充実 .....	18
(5) 地域での読書機会の提供・充実 .....	18
(6) 発達段階に応じた切れ目のない読書活動の推進 .....	19
2 子どもの読書活動を推進するための環境の整備 .....	21
(1) 身近に本がある環境の整備 .....	21
(2) 図書の充実 .....	22
(3) 連携・協働による推進体制の整備 .....	23
3 子どもの読書活動への理解と関心の普及・啓発 .....	24
(1) 子どもの関心を高めるための取組 .....	24
(2) 普及啓発活動 .....	25
 第5章 計画の推進に向けて .....	26
1 計画の周知 .....	26
2 関係機関との連携・協働 .....	26
3 計画の実施状況の点検・評価 .....	26
 資料編 .....	28

# 第1章 第三次計画の策定にあたって

## 1

### 計画策定の背景と趣旨

- 平成13年12月施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律（以下「推進法」という。）」では、基本理念の中で「子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」とし、第9条第2項で「市町村は、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない」としています。
- 近年、情報化の進展によりスマートフォン等、子どもが接することができる情報ツールが多様化しています。
- 子どもの生活時間から読書に費やす時間が減ることや、それによる本離れや活字離れが懸念されています。
- 情報化の進展は世界的な潮流であり、子どもがこれからの社会で生きていく上で、情報を取捨選択して役立てる能力を養うことが必要です。さらに、子どもの情報処理能力と読書力が調和して高まっていくことが求められます。
- 社会全体で積極的に子どもの読書活動のための環境を整えていくことが必要です。
- 市では、家庭、学校、地域等がそれぞれの役割を果たしながら連携し、子どもの読書活動のための取組を計画的に推進するよう「瀬戸市子ども読書活動推進計画」を策定します。

## 2

### 計画の位置付け

#### （1）国・県の動向

- 推進法は、「子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資すること」を目的として制定され、その中で、国（政府）が「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し公表することや、4月23日を「子ども読書の日」とすることを定めています。
- これまで、国は平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、その後、子どもの読書活動を取り巻く状況の変化等を踏まえ、平成20年3月に「同（第二次）」、平成25年5月に「同（第三次）」、そして、平成30年4月には「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）（以下「第四次基本計画」

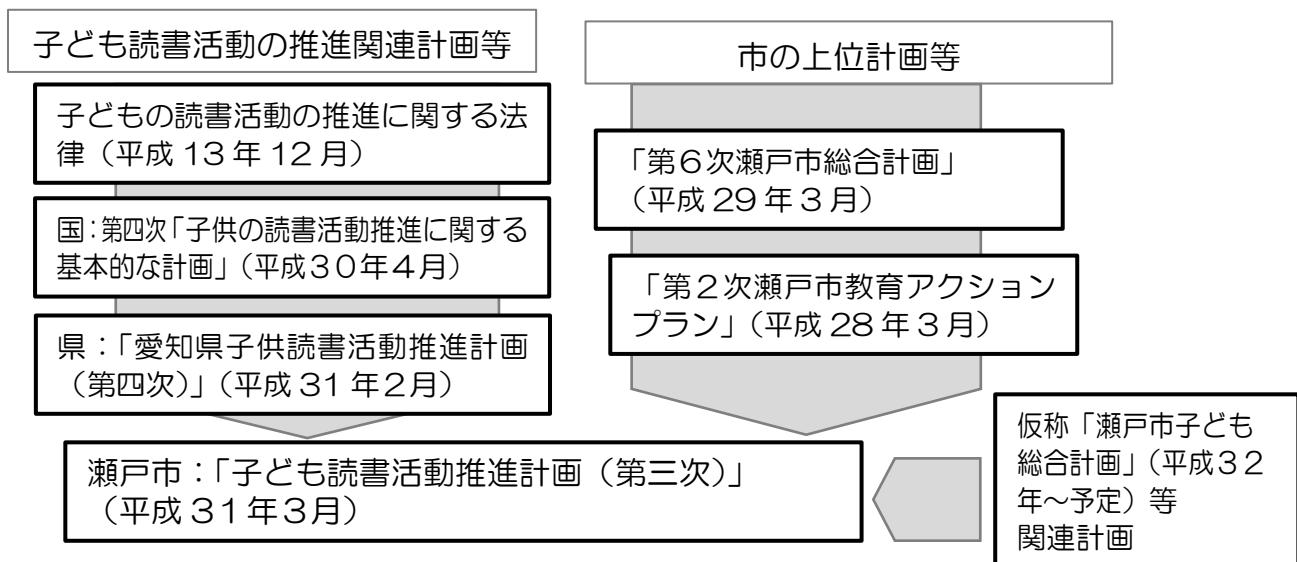
という。)」を策定しました。

- 第四次基本計画においては、子どもの読書活動の推進のための主な方策のポイントとして、「発達段階に応じた取組により、読書活動を形成することや「友人同士で行う行動等を通じ、読書への関心を高める」ことを掲げています。
- 県では、平成16年3月に「愛知県子ども読書活動推進計画」、平成21年9月に「同(第二次)」、平成26年3月には「同(第三次)」を策定しました。そして、平成31年2月に「愛知県子供読書活動推進計画(第四次)(以下「第四次推進計画」という。)」を策定しました。
- 第四次推進計画においては、基本理念を「未来につなぐ、いつも本のある暮らし」とし、「家庭、地域、学校等における取組の推進」及び「子供読書活動推進支援の一層の充実」の2つの基本目標のもと「高校生ビブリオバトル愛知県大会の開催」や「家読書(うちどく)事業の推進」等新規事業を含めた各種取組を推進するとしています。

## (2)瀬戸市の動向

- 平成29年3月に「第6次瀬戸市総合計画」を策定し、将来像「住みたいまち 誇れるまち 新しいせと」を実現するための3つの都市像の内2つに、「安心して子育てができる、子どもが健やかに育つまち」、「地域に住まう市民が自立し支え合い、笑顔あふれるまち」を掲げています。これらは、子育てや教育、生涯学習の充実等を目指すものであり、子どもの読書活動推進に関わる大きな方向性と言えます。
- 平成28年3月には、教育振興基本計画として「第2次瀬戸市教育アクションプラン」を策定し、基本理念のひとつに「瀬戸のすべての子どもたちが「瀬戸で学んでよかったです」」を掲げ、基本理念の実現と「自ら考え、学び、生き抜く力」を育成するためのさまざまな教育施策が進められています。
- 子ども読書活動においては、平成20年4月に「瀬戸市子ども読書活動推進計画(以下「第一次計画」という。)」、平成26年4月には「同(第二次)(以下「第二次計画」という。)」を策定し取組を進めてきました。平成30年度末に第二次計画の期間終了を迎えることから、国・県の計画及び市の子ども読書活動の推進状況等を踏まえ、明らかになった課題に対応するため、「瀬戸市子ども読書活動推進計画(第三次)(以下「第三次計画」という。)」を策定します。

図表 1-1 子ども読書活動推進計画の位置付け



### 3 計画策定の目的

計画策定を通じ、国・県を含めた本市の子ども読書活動の実状を踏まえながら、既に実施している取組と今後推進すべき取組を明らかにし、連携と協働による推進体制の構築や子どもの読書活動への理解と関心の普及・啓発の指針とします。

### 4 計画策定の基本的な考え方

- 計画策定に当たっては、次の3つの視点を基本とします。
  - ①各主体の取組を整理する。（着実な実行を目指す）
  - ②協働の範囲と連携の方策を探る。（切れ目ない推進を図る）
  - ③プロモーションを意識する。（効果的に普及・啓発する）
- 取組のポイントを示すことで、取組相互の関連や優先度を明らかにして、進捗管理の目安とします。
- 発達段階に応じ切れ目なく取組を推進するため、取組主体と対象とする年齢層を体系的に表で示します。

## 5 計画期間

平成31年度～平成35年度

- 計画期間は、平成31年度からのおおむね5年間とします。
- 計画期間中に、子どもの読書活動を取り巻く状況等の大きな変化や国・県の関連計画及び市の上位計画等の変更が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

**図表 1-2 子ども読書活動推進計画等の計画期間**



## 6 計画の対象

- 計画の対象は、おおむね 18 歳以下の子どもと、保護者、子どもの読書活動に関わる団体、地域等とします。

## 第2章 現状と課題

### 1

### 瀬戸市の子ども読書活動を取り巻く現状

- 国の第四次基本計画や県が実施した「愛知県子ども読書実態調査（平成30年1月実施。以下「愛知県実態調査」という。）」の結果及び「瀬戸市子ども読書活動推進計画（第二次）推進のための取組進捗状況・方針調査（平成30年8月実施。以下「第二次計画進捗状況調査」という。）」から、市の子ども読書にかかる現状と課題を整理します。

#### （1）社会状況

- 生産年齢人口の減少、グローバル化の進展等により将来の予測が困難な状況の中で、様々な情報を見極めていくことが必要になっています。一方、情報通信技術（ＩＣＴ）を利用する時間は増加傾向にあります。あらゆる分野の多様な情報に触れることができます容易になる一方で、視覚的な情報と言葉の結び付きが希薄になり、知覚した情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確に捉えたりしながら読み解くことが少なくなっているのではないかとの指摘もあります。
- 読書活動は、情報をもとに自分の考えを形成し表現する等、新しい時代に必要となる能力を育むという点からもますます重要になると見えられます。
- 国の第四次基本計画によると、小中学生の不読率は改善傾向にありますが、高校生の不読率は依然として高く、高校生の読書習慣の形成や読書の関心を高める取組が課題となっています。

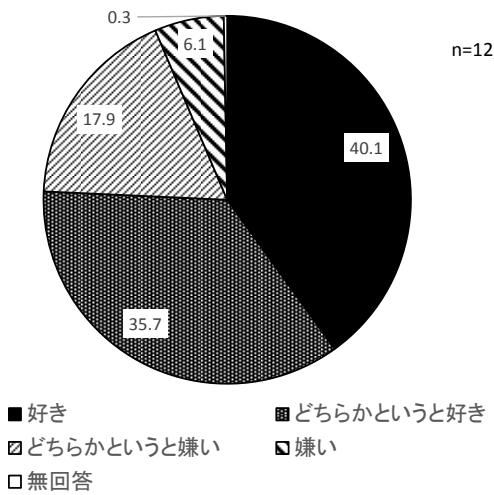
#### （2）県の状況～読書の実態～

- 「愛知県実態調査」によると、次のような実態と課題があります。
- 読書が好きか嫌いか

回答した子ども全体では、読書が『好き』（「好き」＋「どちらかというと好き」）は76.0%に達しており、『嫌い』（「嫌い」＋「どちらかといえば嫌い」）は24.0%です。これは、5年前の調査と変わらない傾向となっています。

学校別では、『好き』が小学校で84.1%、中学校で72.8%、高等学校で70.2%であり、学年が上がるにつれて、『好き』が低くなっています。

図表 2-1 読書が好きか嫌いか



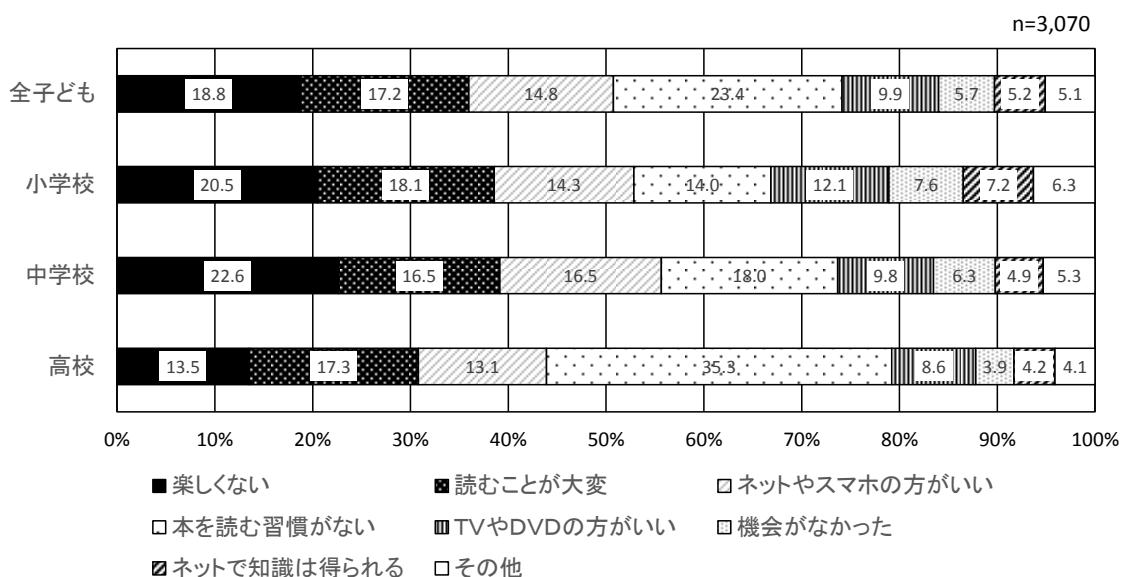
### ●読書が嫌いな理由

読書が『嫌い』な理由として、子ども全体では「本を読む習慣がないから」(23.4%)が最も高く、次いで「本を読んでも楽しくないから」(18.8%)、「読むことが大変」(17.2%)となっています。

高校生では「本を読む習慣がないから」(35.3%)、小学生、中学生では「本を読んでも楽しくないから」(小 20.5%、中 22.6%) が最も高くなっています。また、小学校から学校段階が進むにつれて、「本を読む習慣がないから」が高くなる傾向 (14.0%→35.3%) があります。

また、インターネット等を理由にする割合は 20.0%で5年前の調査からは倍近く高くなっています。情報化が読書活動に及ぼす影響が著しく情報ツールの利用のあり方が課題と考えられます。

図表 2-2 読書が嫌いな理由

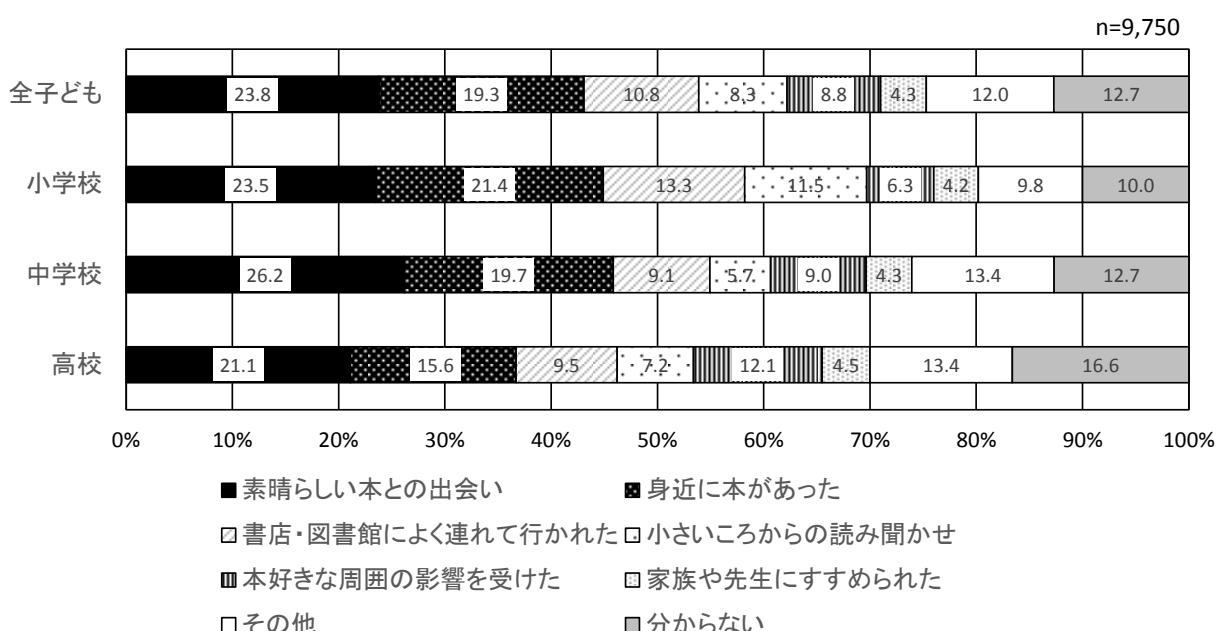


### ●読書を好きになったきっかけ

子どもが読書を『好き』になったきっかけについては、全体では「素晴らしいと思える本と出会ったから」(23.8%) が最も高く、次いで「身边に本があり、いつでも読めたから」(19.3%) となっています。

小学校、中学校、高校ともに「すばらしいと思える本と出会ったから」が最も高くなっていますが、中学校から高校にかけて「身边に本があり、いつでも読めたから」が低くなり、「本が好きな家族、先生、友人の影響を受けたから」が高くなっています。また、小学校から中学校にかけて「書店や図書館によく連れて行ってもらったから」が低くなっています。学校の段階に応じて読書を好きになる環境づくりの内容を整えることが課題と考えられます。

**図表 2-3 読書を好きになったきっかけ**

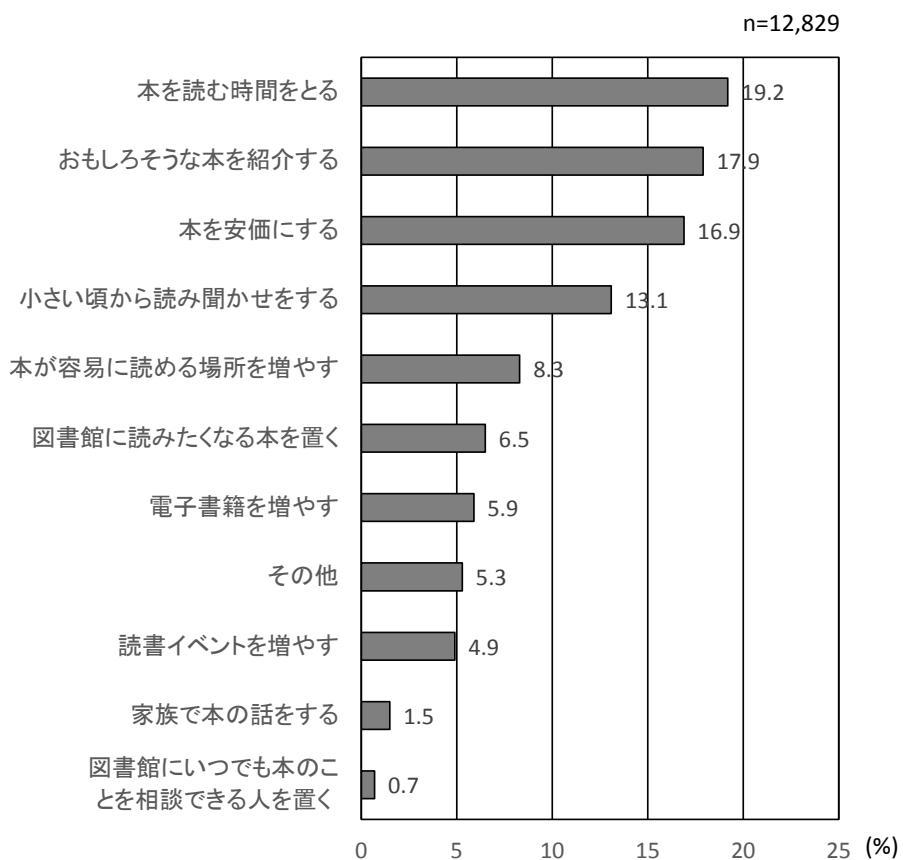


### ●望まれる改善方法

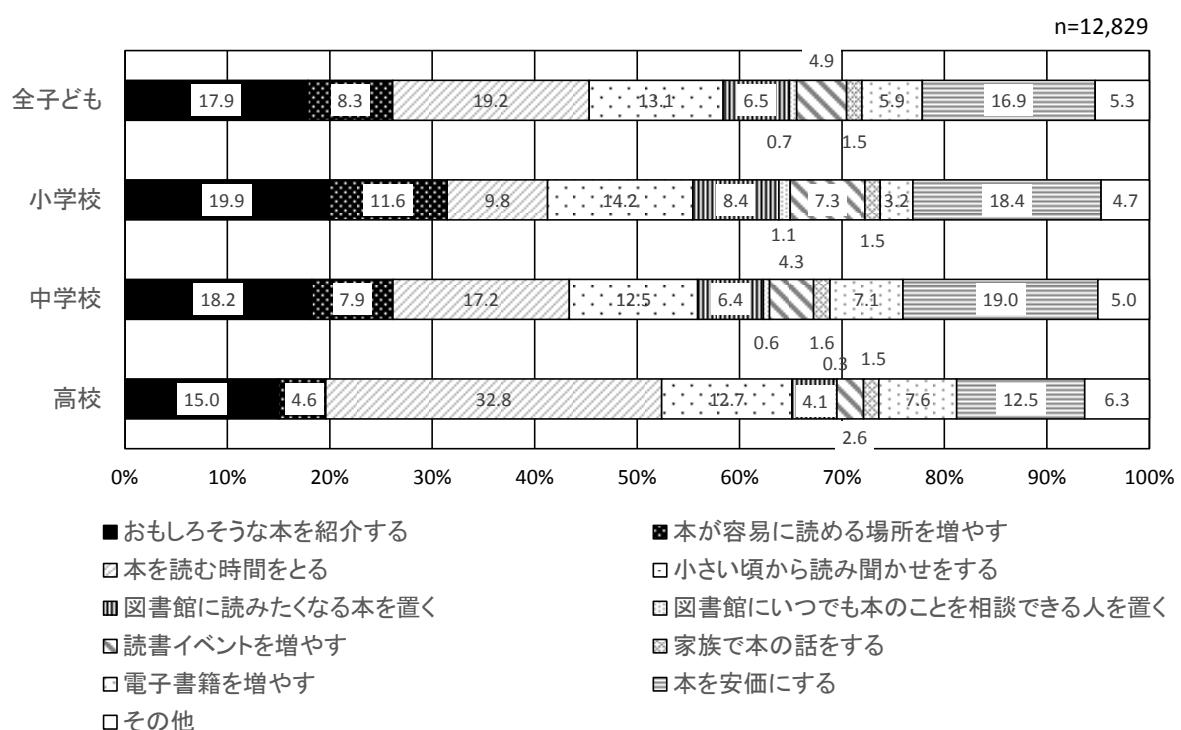
全ての子どもでは「本を読む時間をとる」(19.2%) が最も高く、次いで「おもしろそうな本を紹介する」(17.9%) と「本を安価にする」(16.9%) となっています。

学年が上がるにつれて「本を読む時間をとる」が高くなる割合が大きく、高校生では3分の1近くになっています。このことからも高校生の朝読は、読書活動の推進にとって重要な取組のひとつと考えられます。一方、学年が低いほど「本を容易に読める場所を増やす」、「図書館に読みたくなる本を置く」等が高く、身近な環境や図書館の図書の充実が課題と考えられます。

図表2-4 どうしたらもっと本が読まれるようになるか（全子ども、割合の高い順）



図表2-5 どうしたらもっと本が読まれるようになるか（校種別）



### (3) 市の状況～取組の状況～

子どもの読書活動推進についての全体的な取組状況は、次項「2 第二次計画における主な成果と課題」で示しますが、ここでは、各取組主体・施設における取組と蔵書等について示します。（資料編参照）

#### ①学校等

- 保育園・幼稚園では、すべての園で絵本や紙芝居の読み聞かせを行っています。また、日常的に読書の時間を設ける等、保育や指導に読書活動を積極的に取り入れています。また、図書室や図書コーナーの図書の充実や絵本の貸出を行う等、子どもが本を手に取りやすい環境づくりを工夫しています。
- 小中学校では、毎週1～2回と定期的に教員、保護者、ボランティア、生徒による朝読、あるいは読み聞かせを行っている学校が多くあります。また、読書週間や読書月間といった取組時期を決め、教員や図書委員等によるお勧めの本の紹介や、学年ごとにテーマを決めた読書、家庭での親子読書週間の実施、図書館司書によるブックトーク等、ユニークな活動を進めています。
- 小中学校の図書充足率は、施設的な条件も影響してか学校によって差があり、半数が充足率100%に達していません。（平成28年度末蔵書数による）小学校では、61%～165%となっており、学校ごとに大きな差が見られます。60%台が4校ありますが、図書充足率が低い学校に対しては、市立図書館（以下「図書館」という）が配本により支援を行っています。中学校では82%～115%と、小学校に比べ学校ごとの大きな差はありません。
- 市内の4つの県立高等学校では、朝読や図書の紹介、図書館だよりの発行、テーマに合わせた選書・展示、読書感想文・感想画の作成等を行っています。

#### ②図書館

- 小中学校との連携により、土日祝日に学校図書館を一般開放し、貸出や予約本の受取等の図書館サービスを提供する「地域図書館事業」を行っています。中学校区に各1校を目標に平成18年10月の品野台小学校での開設以降、光陵中学校、西陵小学校、水野小学校、東山小学校の順に開設し、平成29年10月には6校目となる幡山西小学校地域図書館を開設しました。地域図書館開設校へは、図書の購入や週1回の図書館司書の派遣によるブックトーク等の読書活動への支援を行っています。
- 平成11年に図書館の呼びかけにより発足した瀬戸図書館友の会により、七夕やクリスマスの歳時に合わせた館内の飾り付けやおはなし会が行われています。
- ボランティアやサポーターとの協働により読み聞かせやブックスタート事業を行っており、平成29年1月からは児童コーナーでの読み聞かせを平日毎日実施

する等、取組が充実してきています。

- 中高生世代の読書活動推進の取組として、中高生向け図書を集架したティーンズコーナーを常設しています。また、大学コンソーシアムせと加盟大学との連携事業として平成27年度から年1回ビブリオバトルを開催しており、平成29年度からは市内の高校との連携により高校生の参加が実現しています。
- 地域図書館等を含む全蔵書数（平成29年度）は、317,973冊で、うち児童書は96,974冊所蔵しています。
- 図書の年間貸出状況（平成29年度）は、本館のほかに移動図書館、情報ライブラリー、地域図書館を合わせて654,106冊で、うち児童書の貸出は304,489冊あり、一般書の310,996冊と並ぶ利用があります。

### ③地域施設

- 公民館では、市内にある15館のうち、図書室（図書コーナー）があるのは13館、本や絵本の貸出が行われているのは12館で、8割程度の公民館で読書活動のための環境が整っています。しかし、貸出を行っていない場合や、図書室があっても利用がほとんどされていない場合等、図書館機能を果たしていない状況があります。
- 交通児童遊園やせとっこファミリー交流館、子育て総合支援センターキッズコーナーでは、図書コーナーを設け、来館する子どもやその保護者が本を自由に読める場を提供しています。また、交通教室や育児講座等で絵本の読み聞かせや紙芝居の実演等を行っています。

## 2 第二次計画における主な成果と課題

「第二次計画における取組状況」について、その進捗や評価を行い今後の課題を整理します。

### (1) 年齢に沿った取組の成果と課題

#### ①乳児（0～2歳）

- 大半の取組が達成されており、今後も継続していく取組が多くあります。
- 子どもが本に出会うきっかけづくりとするブックスタート事業は、6か月児の健康新規時に読み聞かせと絵本のプレゼント等を行っています。該当する対象のうち実施率は90%を超えており、平成29年度には99%に達しています。
- 交通児童遊園や、せとっこファミリー交流館、公民館への図書室（図書コーナー）の設置、絵本の貸出等を第一次計画の頃から継続しており、より魅力ある書棚づくりや図書の計画的な充実が求められます。
- 親子で参加できるおはなし会や読み聞かせ等は図書館をはじめ、交通児童遊園、せとっこファミリー交流館で開催しています。
- ブックスタート事業のフォローアップ事業として図書館で行う読み聞かせは、ボランティアの協力を得て段階的に回数を増やし現在は平日毎日の開催に充実してきました。今後継続していく上でボランティアの安定的確保が課題です。
- 平成30年度の図書館まつりの催事として、昨今の父親の積極的な育児参加に沿ったテーマで「パパだって読み聞かせ」を開催しました。
- 読み聞かせ等の実施にあたっては、子育て環境の変化に即した企画内容の工夫や対象の拡大等に対応し、家庭での読み聞かせ等読書活動につなげることが課題です。

#### ②幼児（3～5歳）

- 未達成の項目が半数程度ありますが、それぞれの事業については継続的に進められています。
- 保育園では、保育活動の中で読書の時間を設け、本の貸出を行っています。園ごとで図書館の蔵書を活用した図書の充実に偏りがあるため、団体貸出制度の周知と利用促進が課題です。
- 幼稚園では、絵本タイムや図書室（図書コーナー）の設置、本の貸出等、各園が読書活動のための環境づくりを創意工夫しています。
- 子どもと本をつなぐ役割を担う人材の育成を図る取組として、平成28年度から「子育てサポーター養成講座」の中で読み聞かせ講座を開催しています。組織改編等により毎年主催課が変更されていますが、今後も継続していく上で関係課の協力・連携が必要です。

### ③児童・生徒（6～18歳）

- 学校図書館の整備充実を図る事業を中心として未達成の取組が半数程度見られ、これらの今後の方向性を検討することが必要です。
- 小学校では、全ての学校で読書週間を設け、読み聞かせをはじめ、さまざまな工夫を凝らし、子どもが楽しめる活動が行われています。また、国語や社会等の教科で調べ学習や図書室の利用指導等が行われています。
- 中学校では、朝読や読み聞かせの実施、図書委員による図書だよりの発行や本の紹介等の活動が行われています。
- 高校では、朝読、「図書館だより」の発行、読書週間の展示等、各校が特色ある取組を行っています。平成29年度からは、図書館との連携により図書館めぐりやビブリオバトルへの参加を行っています。
- 学校図書館の整備充実のため、図書館が地域図書館となっている学校図書館へ週1回司書の派遣を行っています。
- 小中学校での学校図書館図書標準の充足、空調設備の設置については未達成であり、全校の図書のデータ化と共有化については見直しが必要になっています。

## （2）総合的な取組の成果と課題

- 発達段階ごとの取組を効果的に進めていくための総合的な取組では、未達成の項目が多くなっています。
- 瀬戸市子ども読書推進協議会は計画期間中に会議が開催されていない等、計画の進捗管理についての見直しが必要です。
- 地域図書館は順次設置を進めてきており、平成32年度開校予定の小中一貫校「にじの丘学園」においても地域図書館を開設していく予定です。
- 広報活動により子ども読書活動への理解と関心を高めることについては、啓発・PRを十分に実施することができませんでした。既存資料の活用による啓発や計画的な広報、HPの積極的な活用が必要です。また、ボランティアの情報交換の機会を作り広報活動を効果的に進めることが課題です。
- 地域での読書活動の推進を図る上で、地域交流センターも対象として検討する必要があります。
- 家庭、学校、地域、行政機関での読書活動に関する情報の共有化により、読み聞かせボランティア等有用な人材の活用を図ることが課題です。

### 3

## 第三次計画において取り組むべき課題

- 国・県の計画や、「1 濑戸市の子ども読書活動を取り巻く現状」、「第二次計画における主な成果と課題」を踏まえて、第三次計画において取り組むべき課題を、次のように整理することができます。

### (1) 発達段階に応じて切れ目なく子どもが読書に親しむ機会を充実すること

- 本市においては、乳児から幼児、児童・生徒の子どもの発達段階に応じて、読書に親しむ機会を保育園・幼稚園、学校、図書館等で提供しています。
- 今後は、家庭における読書の一層の推進、各取組主体の連携・協働により、子どもが乳幼児期から切れ目なく読書に親しむ機会を充実することが必要です。

### (2) 子どもが身近に読書活動をしやすい環境を整備すること

- 本市においては、学校と図書館との連携による地域図書館の開設や、交通児童遊園や公民館等へ図書館の団体貸出による図書の充実も行われています。
- 今後は、放課後児童クラブ等、子どもにとってさらに身近な場所で読書ができる環境を整えることや、あらゆる子どもが本に親しみ読書が楽しめるよう子どもの読書活動に関わる人材や・団体の連携・協働による推進体制を整備することが必要です。

### (3) 子どもや市民の読書活動への関心を高めること

- 本市においては、「読書週間」を中心に図書館や学校等でさまざまな催事や啓発活動を行っています。
- 今後は、「子ども読書の日」に合わせた啓発活動等や図書館や図書の利用を楽しみにするしくみの導入、不読率の改善が望まれる高校生を対象とする催事等の実施により、子どもや市民の読書活動への関心を高めることが必要です。

# 第3章 第三次計画の基本的な方針

1

## 基本理念

本計画では、子どもが本に親しみ、読書の楽しさを知り、読書を通じて豊かな感性と知識を身に付け、未来に向け生き抜く力を得られるよう、家庭、学校、図書館、地域等がそれぞれの役割を果たしながら連携・協働して子どもの発達段階に応じた読書活動を推進することを目指し、次の基本理念を掲げます。

### 子どもの未来へ 豊かな読書活動をつなぐ

2

## 基本目標

### 基本目標1 子どもが読書に親しむ機会の提供・充実

- 家庭、学校、図書館、地域等、各主体がそれぞれの場で、子どもが本に親しみ、自主的に読書する機会を提供・充実します。
- 子どもが本に親しむことの喜びや楽しさを感じ、読書を通じ生きる上で必要な知識を得ることができるように、子どもの発達段階に応じた働きかけを行っていきます。

### 基本目標2 子どもの読書活動を推進するための環境の整備

- 子どもが本に興味を持ち、良い本に出会うことができるよう、身边に本があり子どもと本をつなぐことができる環境を整えます。
- 学校、図書館、関係機関等が連携・協働して、読書活動を推進する雰囲気が育まれるよう施設の環境を充実します。

### 基本目標3 子どもの読書活動への理解と関心の普及・啓発

- 子ども自身が読書への関心を高めるとともに、子どもに関わるあらゆる人が子どもの読書活動の意義と重要性について理解を深めるための普及・啓発を行います。

### 3 施策の体系

※【】内の番号は進行管理のための施策番号

#### 基本目標1

子どもが読書に親しむ機会の提供・充実

- (1) 家庭での読書活動への支援
  - 【111】ブックスタート事業の実施
  - 【112】「家読（うちどく）」推進の啓発
  - 【113】大人向け読み聞かせ・講座の実施
- (2) 保育園・幼稚園等での読書機会の提供・充実
  - 【121】読み聞かせの実施
  - 【122】本の貸出の充実
- (3) 学校での読書機会の提供・充実
  - 【131】読み聞かせ・ブックトークの実施
  - 【132】読書指導・朝読の充実
  - 【133】読書週間・月間催事の充実
  - 【134】高等学校との連携事業の実施
- (4) 図書館での読書機会の提供・充実
  - 【141】図書館見学・訪問の実施
  - 【142】読み聞かせ・おはなし会等の開催
  - 【143】図書館利用のバリアフリー化
  - 【144】来館できない子どもへのサービスの提供
- (5) 地域での読書機会の提供・充実
  - 【151】地域図書館の利用促進
  - 【152】地域施設での読み聞かせ等の実施
  - 【153】放課後児童クラブ等での読書活動の推進
- (6) 発達段階に応じた切れ目のない読書活動の推進  
※上記(1)～(5)の取組の連続的な展開

#### 基本目標2

子どもの読書活動を推進するための環境の整備

- (1) 身近に本がある環境の整備
  - 【211】地域図書館の増設・充実
  - 【212】公民館図書室等の整備
  - 【213】自動車文庫の実施
- (2) 図書の充実
  - 【221】図書館の図書の充実
  - 【222】図書館等における中高生向けコーナーの開設
  - 【223】保育園・幼稚園、子ども・子育て支援施設等の図書コーナーの整備
  - 【224】学校図書館の整備
  - 【225】公民館等地域施設の図書の充実
  - 【226】団体貸出制度の整備・活用の促進
- (3) 連携・協働による推進体制の整備
  - 【231】学校の調べ学習への図書館からの支援
  - 【232】団体貸出の対象・貸出図書の充実
  - 【233】子どもの読書活動に関わる人材・団体間の情報の共有化
  - 【234】ボランティア登録制度の整備
  - 【235】ボランティア団体との連携
  - 【236】地域図書館開設校へ図書館からの司書の派遣

#### 基本目標3

子どもの読書活動への理解と関心の普及・啓発

- (1) 子どもの関心を高める取組
  - 【311】読書通帳機の導入
  - 【312】各施設での読み聞かせの実施
  - 【313】高校生参加ビブリオバトルの開催等
- (2) 普及啓発活動
  - 【321】広報紙・HP等を通じたPR
  - 【322】「子ども読書の日」催事・啓発活動の実施
  - 【323】「読書週間」催事・啓発活動の実施

## 第4章 第三次計画の具体的な取組

基本目標  
1

### 子どもが読書に親しむ機会の提供・充実

#### 【施策の目的】

- 子どもの発達段階に応じて読書に親しむ機会を、様々な主体・方法・場所で提供します。
- 乳幼児期の絵本に触れる段階から、高校生期の自主的に本を選ぶ段階まで、連続して切れ目なく読書活動が行われるよう支援します。

#### 【施策が目指す将来の姿】

- 乳幼児期から高校生期まで、子どもが本に触れ親しみ、自主的に読書をして、段階に応じて心が発達しています。
- 保護者を始めとする大人が、読書の意義をよく理解し、読書を楽しみ、心豊かに過ごす姿を子どもに示すとともに、家庭、学校、図書館、地域等において、子どもが本に親しむ機会を積極的に提供しています。

#### (1) 家庭での読書活動への支援

##### 【取組推進のポイント】

- 0歳からの読書習慣の形成
- 保護者等大人への読書活動の働きかけ

主な取組	取組方法	取組主体	連携・協働組織	取組指標	
				現在	計画期間
【111】ブックスター事業の実施	6か月児の健康相談時に、絵本の読み聞かせ、ファーストブックの配布等を行う。新たに外国語版（8言語）アドバイスブックを用意し必要に応じ配布する。	図書館 健康課	ボランティア	実施	拡充
【112】「家読（うちどく）」推進の啓発	県が推進する「家読」事業について、市民周知のための啓発を行う。	図書館 小中学校	—	—	実施
【113】大人向け読み聞かせ・講座の実施	保護者等大人を対象に読み聞かせや読書の大切さ等を学ぶ講座を開催する。	図書館 こども未来課	ボランティア 保育園・幼稚園	実施	拡充

**(2) 保育園・幼稚園等での読書機会の提供・充実****【取組推進のポイント】**

- 各園での読み聞かせや本の貸出の積極的な実施
- 保育園・幼稚園等における図書館の絵本等の利用促進

主な取組	取組方法	取組主体	連携・協働組織	取組指標	
				現在	計画期間
【121】 読み聞かせの実施	図書館の団体貸出の利用により大型絵本等を使う等、子どもの関心や興味を広げる絵本や紙芝居の読み聞かせを行う。	保育課 幼稚園	図書館 ボランティア	実施	継続
【122】 本の貸出の充実	図書館の団体貸出の利用により図書を充実し、家庭においても子どもが本に親しめるよう絵本等の貸出を行う。	保育課 幼稚園	図書館	実施	拡充

**(3) 学校での読書機会の提供・充実****【取組推進のポイント】**

- 子どもの主体的な読書活動や読書習慣の定着のための働きかけ
- 学校での読書指導や読書時間の充実
- 読書週間等での子どもにとって魅力ある催事の実施

主な取組	事業概要	取組主体	連携・協働組織	取組指標	
				現状	計画期間
【131】 読み聞かせ・ブックトークの実施	図書館からの司書の派遣やボランティアの協力により、読み聞かせ、ブックトークを実施する。	小中学校	図書館 ボランティア	実施	継続
【132】 読書指導・朝読の充実	国語における読書の仕方や大切さについての学習、社会等における調べ学習での図書館の利用等の読書指導を行う。また、朝読活動を推進し、学校生活での読書時間を確保する。	小中学校 高等学校	—	実施	拡充
【133】 読書週間・月間催事の充実	読書週間等に、読書活動推進のための催事を開催する。	図書館 小中学校 高等学校	—	実施	拡充
【134】 高等学校との連携事業の実施	高校生ビブリオバトルや高校図書館めぐり等、図書館と市内高等学校との連携により、高校生のための読書活動推進事業を実施する。	図書館 高等学校	—	実施	拡充

**(4) 図書館での読書機会の提供・充実****【取組推進のポイント】**

- 図書館へ来る機会づくりの促進
- あらゆる子どもへの図書館サービスの提供

主な取組	取組方法	取組主体	連携・ 協働組織	取組指標	
				現状	計画期間
【141】 図書館見学・ 訪問の実施	市内全小学校を対象に図書館見学を実施する。また、幼稚園・保育園にも図書館訪問を呼びかける。	図書館 小学校 保育園 幼稚園	—	実施	継続
【142】 読み聞かせ・ おはなし会等 の開催	読み聞かせ、おはなし会、一日司書体験等、多様な催事を開催する。	図書館 ボランティア 図書館友の会	—	実施	継続
【143】 図書館利用の バリアフリー化	LLブック等読書に障害がある子どもに対応した図書の収集・充実や利用しやすい施設の改修・整備により図書館サービスのバリアフリー化を行う。	図書館	—	実施	拡充
【144】 来館できない 子どもへのサ ービスの提供	直接来館できない子どもへ郵送による図書の貸出を行う。そのための利用方法等広報を行う。	図書館	—	実施	継続

**(5) 地域での読書機会の提供・充実****【取組推進のポイント】**

- 身近な場所で読書に親しむ環境づくりや機会の充実

主な取組	事業概要	取組主体	連携・ 協働組織	取組指標	
				現状	計画期間
【151】 地域図書館の 利用促進	地域図書館について学校の集会等を通じ保護者等にも積極的にPRし認知度を高める。利用のきっかけとなる講座等を開催する。	図書館	地域図書館 センター	実施	拡充
【152】 地域施設での 読み聞かせ等 の実施	公民館や子ども・子育て支援施設等において、読み聞かせ等を行う機会を増やす。	まちづくり 協働課 せとっ子ファ ミリー交流館 交通児童遊園	図書館 ボランティア	実施	拡充
【153】 放課後児童ク ラブ等での読 書活動の推進	小学生等が家庭や学校以外で過ごす施設に図書館の団体貸出等の利用を案内し読書活動を推進する。	図書館 こども未来課	—	—	実施

**(6) 発達段階に応じた切れ目のない読書活動の推進 ※(1)～(5)の取組の連続的な展開****【取組推進のポイント】**

- 子どもの発達段階に応じて、子どもが本に親しみ、読書を楽しむことができる機会を切れ目なく提供
- 各主体が連携・協働して連続的・発展的に子どもの読書習慣を形成

**図表3-1 読書に関する発達段階ごとの特徴****①幼稚園、保育所等の時期（おおむね6歳頃まで）**

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

**②小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）**

低学年では、本の読み聞かせを聞くだけなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子供とそうではない子供の違いが現れ始める。読み通すことができる子供は、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。

高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出でてくる場合がある。

**③中学生の時期（おおむね12歳から15歳まで）**

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

**④高校生の時期（おおむね15歳から18歳まで）**

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

（出典）第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」

図表3-2 発達段階に応じた取組一覧表（基本目標1に示す取組）

歳	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
家庭																				
	ブックスタート事業の実施	大人向け・読み聞かせ・講座の実施																		
地域	図書館																			
	読み聞かせ・おはなし会等の開催	読書週間・月間催事の充実																	高等学校との連携事業の実施	
		図書館利用のバリアフリー化																		
		来館できない子どもへのサービスの提供																		
	地域施設																			
		地域図書館の利用促進																		
		地域施設での読み聞かせ等の実施																		
		放課後児童クラブ、子ども・子育て支援施設等の図書館利用の促進																		
学校等	保育幼稚園等・																			
		各園での読み聞かせの実施																		
		本の貸出の充実																		
		図書館見学・訪問の実施																		
	小学校																			
		読み聞かせ・ブックトークの充実																		
		朝読指導・朝読の充実																		
		読書週間・月間催事の充実																		
		図書館見学・訪問の実施																		
	中学校																			
		読み聞かせ・ブックトークの充実																		
		朝読指導・朝読の充実																		
		読書週間・月間催事の充実																		
	高等学校																			
		朝読指導・朝読の充実																		
		読書週間・月間催事の充実																		

基本目標  
2

## 子どもの読書活動を推進するための環境の整備

### 【施策の目的】

- 子どもが読書に親しむために、保育園・幼稚園、小中学校や自動車文庫等の身近な場所に本がある環境を整えます。
- 図書館や図書コーナーにおいて子どもの年齢や発達段階に応じた本を充実します。
- 公民館や小中学校、ボランティア等が図書館と連携・協働して、お互いが持つ情報や人材、ノウハウを生かして、子ども読書活動を効果的に推進します。

### 【施策が目指す将来の姿】

- 親子が身近な地域図書館や公民館で本を借りて読書を楽しんでいます。
- 子どもが図書館、保育園・幼稚園の図書コーナー、学校図書館を積極的に利用して、読書を通じて知識や興味を広げています。
- 読み聞かせ等のボランティアが交流や学習を深めながら、いきいきと活動を行っています。

### (1) 身近に本がある環境の整備

#### 【取組推進のポイント】

- 地域図書館や公民館図書室等による身近に本に親しめる環境づくり
- 市内をより広くカバーする貸出サービスの実施

主な取組	取組内容	取組主体	連携・ 協働組織	取組指標	
				現状	計画期間
【211】 地域図書館の 増設・充実	小中一貫校「にじの丘学園」 に地域図書館を開設し、7 館とする。案内看板の設置 等、地域住民が利用しやすい 環境を整備する。	図書館 教育政策課	地域図書館 センター	実施	拡充
【212】 公民館図書室 等の整備	図書を置くだけでなく子ど もが本を手に取りやすい施 設環境を整える。地域交流 センターにおいても図書室 や図書コーナーの設置を推 進する。	まちづくり 協働課	図書館	実施	拡充

## 第三次計画の具体的な取組

【213】 自動車文庫の実施	遠隔地や子ども向け催事への自動車文庫による貸出等の出張サービスを行う。	図書館	—	—	実施
-------------------	-------------------------------------	-----	---	---	----

## (2) 図書の充実

## 【取組推進のポイント】

- 読書のバリアフリー化に対応した図書の収集
- 保育園・幼稚園、子ども・子育て支援施設等の図書コーナーや学校図書館の図書の充実
- 図書館と各主体との連携・協働による団体貸出や配本支援の利用促進

主な取組	取組内容	取組主体	連携・ 協働組織	取組指標	
				現状	計画期間
【221】 図書館の図書の充実	図書館資料収集方針の見直しを行い、外国語を母語とする子どもや読書に障害がある子ども等に対応した本の収集を行う。また、保育園・幼稚園、子ども・子育て支援施設等のニーズに合った団体貸出を考慮し図書を収集する。	図書館	—	実施	拡充
【222】 図書館等における中高生向けコーナーの開設	中高生の関心や興味をとらえる展示・情報提供を行う。図書館等に専用コーナーを設置する。	図書館	—	実施	継続
【223】 保育園・幼稚園、子ども・子育て支援施設等の図書コーナーの整備	保育園・幼稚園の全園が図書館の団体貸出の登録を行い利用するとともに、子どもが利用する施設に図書を置き、読書ができる環境を整備する。	保育園 幼稚園 こども未来課 せとっ子ファミリー交流館 交通児童遊園	図書館	実施	拡充
【224】 学校図書館の整備	国の「学校図書館図書整備等5か年計画(H29~33)」に基づき、各学校図書館における学校図書館図書標準の充足、図書館からの配本の活用、新聞の配置、展示の工夫等を行う。	学校教育課 小中学校	図書館	実施	継続
【225】 公民館等地域施設の図書の充実	図書館との連携により公民館図書室の図書の入替を定期的に実施する。その他地域施設においても必要に応じ図書館の団体貸出を行う。	まちづくり 協働課	図書館	実施	拡充

## 第三次計画の具体的な取組

【226】 団体貸出制度 の整備・活用 の促進	要綱策定等、図書館の団体 貸出制度を整備するととも に、登録団体を増やす。	図書館	—	—	実施
----------------------------------	---	-----	---	---	----

## (3) 連携・協働による推進体制の整備

## 【取組推進のポイント】

- 図書館から学校への図書貸出や読書活動への支援
- 人材・団体間の情報の共有化
- ボランティアとの連携、ボランティア活動への支援

主な取組	取組内容	取組主体	連携・ 協働組織	取組指標	
				現状	計画期間
【231】 学校の調べ学 習への図書館 からの支援	調べ学習に必要な図書の貸 出や学習の進め方について の助言等を図書館が必要な 学校全てに支援する。	図書館 小中学校	—	実施	拡充
【232】 団体貸出の対 象・貸出図書 の充実	団体貸出の対象を増やすと ともに、パネルシアター・大 型絵本等、貸出図書を充実 する。	図書館	—	実施	拡充
【233】 子どもの読書 活動に関わる 人材・団体間 の情報の共有 化	図書館ボランティアと学校 図書館ボランティアとの交 流会等の開催やボランティ アへ研修等の情報提供を行 う。	図書館 学校教育課	—	実施	拡充
【234】 ボランティア 登録制度の整 備	読書に関わるボランティア の登録制度を整備し、人材 の確保や活用を行う。	図書館 学校教育課	—	—	実施
【235】 ボランティア 団体との連携	図書館ボランティアや学校 図書館ボランティア、子育 て支援等市民活動団体との の交流を行い、人材や情報 等の相互交流を充実する。	図書館 学校教育課 まちづくり 協働課 こども未来課 社会福祉協 議会	—	—	実施
【236】 地域図書館開 設校へ図書館 からの司書の 派遣	図書館から地域図書館を開 設する学校図書館へ司書を 派遣し、学校図書館業務を 支援する。	図書館	—	実施	継続

基本目標  
**3****子どもの読書活動への理解と関心の普及・啓発****【施策の目的】**

- 発達段階に応じ子どもが図書館や読書に関心を高める機会を充実します。
- 広報媒体を有効に活用して、広く市民に分かりやすく情報を提供します。
- 子どもや保護者、市民が参加したくなるような「子ども読書の日」、「読書週間」の催しを充実します。

**【施策が目指す将来の姿】**

- 乳幼児期から高校生期まで、子どもが図書館で気軽に本を借り、催しにも積極的に参加しています。
- 市民みんなが子ども読書の重要性を理解して、世代を超えて子どもが読書に親しむ機会づくりを後押ししています。

**(1) 子どもの関心を高めるための取組****【取組推進のポイント】**

- 子どもが図書館や図書の利用を楽しみにするしくみの導入
- 子どもの発達段階に応じた魅力ある催しの開催

主な取組	取組内容	取組主体	連携・協働組織	取組指標	
				現状	計画期間
【311】 読書通帳機の導入	図書館に読書通帳機を導入し、図書館見学時等に子どもに読書通帳を配布する。	図書館	地元企業	—	実施
【312】 各施設での読み聞かせの実施	読み聞かせボランティアとの連携・協働により、保育園・幼稚園、子育て支援施設、小学校等で読み聞かせを行う。	図書館 保育園 幼稚園 小中学校 こども未来課 社会福祉協議会	ボランティア	実施	拡充
【313】 高校生参加ビブリオバトルの開催等	市内の高等学校との連携により高校生ビブリオバトルを開催する。また、愛知県大会開催のPRや参加支援を行う。	図書館	高等学校	—	実施

**(2) 普及啓発活動****【取組推進のポイント】**

- 市の広報媒体等を活用した積極的な情報発信
- 「子ども読書の日」、「読書週間」における魅力ある催しの開催

主な取組	取組内容	取組主体	連携・協働組織	取組指標	
				現状	計画期間
【321】 広報紙・HP 等を通じたPR	市広報掲載の「図書館からのお知らせ」やHP等を通じ、関連催事の案内等の情報を提供する。	図書館	—	実施	継続
【322】 「子ども読書の日」催事・啓発活動の実施	「子ども読書の日」(4/23)に合わせた図書の展示やおはなし会等の催事を開催する。子どもの読書活動への関心を高める啓発を行う。	図書館 保育園 幼稚園 小中学校	ボランティア	実施	拡充
【323】 「読書週間」 催事・啓発活動の実施	「読書週間」(11月)に合わせた図書館での図書館まつりや公共施設、高等学校等での催事を開催する。子どもの読書活動への関心を高める啓発を行う。	図書館 小中学校 高等学校	ボランティア	実施	継続

# 第5章 計画の推進に向けて

## 1

### 計画の周知

- 計画の推進については、家庭、学校、図書館、地域、ボランティア団体、民間企業をはじめ、多くの関係者の理解と協力が必要です。
- 計画について市のホームページ等各種広報媒体への掲載や、保育園・幼稚園、学校、公共施設で開催する催事等へ来場する市民等への広報を積極的に行います。
- 市民にわかりやすく情報発信し、計画内容全体や取組について理解を深め、参加や協力を得ることができるようにプロモーションします。

## 2

### 関係機関との連携・協働

- 子どもの読書活動の推進には、関係機関や団体等がその重要性を認識して、それぞれ環境を整えることや、既存の取組の中で子どもの読書活動推進の考え方を盛り込んでいくことが必要です。
- 子どもの発達段階に応じて読書活動が切れ目なく行われ、また、市民に効果的に広がっていくよう、関係者が連携・協働して取組を進めます。

## 3

### 計画の実施状況の点検・評価

- 年1回の調査により取組の実施状況を把握し、その結果について「瀬戸市子ども読書活動推進協議会」の会議開催を通じて点検・評価を行い、計画の進捗管理を行います。

#### 【数値目標】

項目	現況	目標
図書館で活動する読み聞かせボランティア団体数・人数	8団体・56人(H30)	現況値を維持
図書館の団体貸出冊数・団体数	29,690冊・247団体(H29)	現況値を上回る
学校での朝読実施率	小90%、中78%、高50%(H29)	小100%、中100%、高75%
「子ども読書の日」関連催事数・取組主体数	3催事・1主体(H30)	10催事・3主体



## 資料編

用語解説 .....	29
第二次計画の進捗状況・方針調査結果 .....	31
読書活動の取組（幼稚園・保育園） .....	38
読書活動の取組（小学校） .....	40
読書活動の取組（中学校） .....	43
読書活動の取組（高等学校） .....	44
小・中学校蔵書数（H28） .....	45
瀬戸市立図書館利用状況（H29） .....	47
各公民館図書利用調べ（H30） .....	48
子どもの読書活動の推進に関する法律 .....	49
第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の概要 .....	51
愛知県子供読書活動推進計画（第四次）の概要 .....	53
瀬戸市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱 .....	57
瀬戸市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿 .....	58
瀬戸市子ども読書活動推進計画策定の経緯 .....	59

## 用語解説

## ※五十音順

朝読	学校で、授業が始まる前の10分間程度、一斉に先生と生徒がそれに自分の好きな本を読む活動。
家読（うちどく）	子どもを中心に家族で同じ本を読み、読んだ本の感想などを話し合って、コミュニケーションを深めることを目的とした読書活動。
L.Lブック	L.Lとは、「やさしく読みやすい」を意味するスウェーデン語の略で、知的障害や学習障害のある人などが読みやすいよう、絵や写真などを使って分かりやすく書かれた本。
おはなし会	図書館の子どもに対するサービスの一つ。子どもと本の世界を結び付ける手段として、子どもを集めて読み聞かせやストーリーテリング（語り手が物語を覚え、本を見ずに語って聞かせること）などにより、おはなしを聞かせる集まり。
学校司書	学校図書館の仕事に主として携わっている職員。「文字・活字文化振興法」の第8条第2項で「学校図書館の業務を担当するその他の職員」として位置づけられた。
学校図書館図書標準	文部省（現文部科学省）が平成5年に、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として定めたもの。
子ども読書の日	「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが自主的に読書活動を行う意欲を高めるために、4月23日を「子ども読書の日」と定めたもの。
司書教諭	教諭の資格をもち、学校図書館の専門的な職務を行う教員のこと。「学校図書館法」の改正により、平成15年以降、12学級以上の学校に配置が義務付けられている。
大学コンソーシアムせど	瀬戸市と近隣の5大学（愛知工業大学、金城学院大学、名古屋学院大学、南山大学、名古屋産業大学）が協働して、瀬戸地域の新しい文化活動を創成していくための組織。瀬戸市立図書館と各大学図書館間の図書の相互利用が可能。
地域図書館	学校図書館を地域に開放し、地域図書館サポーター（ボランティア）の協力を得て、図書の貸出・返却・予約など瀬戸市立図書館の分館的機能を提供。平成18年10月に品野台小学校に地域図書館「宝島」を開館して以降、光陵中（H20.10）、西陵小（H21.10）、水野小（H22.10）、東山小（H23.10）、幡山西小（H29.10）順に開館し、現在6館の地域図書館を運営。
ティーンズコーナー	青少年に読書の楽しさを知ってもらうために設置された、青少年を対象とした図書・雑誌・新聞などを集めたコーナー
読書週間	10月27日から11月9までの2週間にわたり、読書を推進する行事が集中して行われる期間
読書通帳機	図書の貸出履歴を利用者が自分で読書通帳に記録するシステム
バリアフリー化	高齢者や障害者などが社会生活を送るうえで、障壁となるものを取り除くことであり、ここでは誰もが読書や本にふれることができるようすること

ビブリオバトル	それぞれが読んで面白いと思った本を持ち寄り、その本の面白さについて順番に5分程度で紹介し、どの本が一番読みたくなかったかを参加者の多数決で決めていく知的書評合戦のこと。ビブリオバトルの効果として、ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができること、自ら本を選ぶ力・語る力が育つこと、読んでみたいと思える本に出会う機会が増えることなどが言われている。近年では、全国の大学、地方公共団体、図書館などで広がりつつある。
ブックスタート	すべての赤ちゃんと保護者を対象に、保健センター（やすらぎ会館4階）で、6か月児健康相談時において、絵本を読み聞かせるとともに、メッセージを添えて手渡し、赤ちゃんと保護者が本を通して楽しい時間を分かち合うことを応援する子育て支援の運動
ブックトーク	子どもや大人の集団を対象に、本への興味を引き出すよう工夫を凝らして、特定の主題について何冊かの本の内容の紹介を行う活動
不読率	1か月に1冊も本を読まなかった人の割合
プロモーション	販売促進のための宣伝等が元々の意味であるが、この計画に対する意識や関心を高め、読書活動についてのメッセージを発信すること。
放課後児童クラブ	児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により専門家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。
読み聞かせ	主として、乳幼児から小学生の子どもに、絵本や紙芝居を見せながら読んで聞かせる行為。

## 第二次計画の進捗状況・方針調査結果

No.	箇所	分野	小分類	施策	施策の具体策(事業等)	策定期の現状	目標	担当課	協力機関	平成26年度から30年度の主な取組	取組状況の評価
1	第4章	1年齢に沿った取組	(1)乳児(0~2歳)	① 0歳から絵本に触れる環境をつくる	・ブックスタート事業の継続・充実	実施	継続	図書館	健康課ボランティア	・ブックスタート事業 開催時期：6か月児 健康相談時 内容：絵本（2冊）・アドバイスブックの配布、読み聞かせ 参加親子数： H26-852組（実施率96%） H27-867組（実施率93%） H28-797組（実施率96%） H29-822組（実施率99%）	達成
2	第4章	1年齢に沿った取組	(1)乳児(0~2歳)	① 0歳から絵本に触れる環境をつくる	・交通児童遊園の図書コーナーの貸出本の入替の実施、せとっ子ファミリー交流館のサロン、学習室、児童室にも本を配置する	実施	充実	こども未来課		・交通児童遊園の図書コーナーへの本の入れ替え（3ヶ月ごと） ・せとっ子ファミリー交流館の3歳未満児の育児サロンに図書コーナーを設置（H18）	達成
3	第4章	1年齢に沿った取組	(1)乳児(0~2歳)	① 0歳から絵本に触れる環境をつくる	・公民館での絵本の貸出	実施	継続	まちづくり協働課	図書館	・公民館での絵本の貸出（15館中12館で実施）	達成
追加				・0歳から絵本に触れる環境をつくる ・親子で本に触れ合う機会をつくる	・キッズルームの開設	実施		図書館		・キッズルームの開設 開催：年2回 内容：子どもと保護者が絵本の読み聞かせ等、周囲に気兼ねなく本に触れ合う専用スペースを確保、企画テーマによる本の展示・紹介	達成

No.	箇所	分野	小分類	施策	施策の具体策(事業等)	策定時の現状	目標	担当課	協力機関	平成26年度から30年度の主な取組	取組状況の評価
4	第4章	1年齢に沿った取組	(1)乳児(0~2歳)	②年齢に応じた読書活動の推進を図る	・年齢別の啓発リーフレットの作成	実施	継続	図書館		・0歳向けのおすすめ絵本リストの作成・配布 配布時期：ブックスタート等 ・定期刊行物の発行による啓発 「かるがも通信」(～H27年度) 「わんぱく通信」(H28年度～) 発行：月1回 内容：未就園児向け絵本の紹介、読み聞かせ催事の案内	達成
5	第4章	1年齢に沿った取組	(1)乳児(0~2歳)	②年齢に応じた読書活動の推進を図る	・乳幼児健診、子育て支援事業等で啓発リーフレットを配布	実施	継続	健康課	図書館	・6ヶ月健康相談時のブックスタート事業でリーフレットを配布 ・検診時の待合室にリーフレット設置	達成
6	第4章	1年齢に沿った取組	(1)乳児(0~2歳)	②年齢に応じた読書活動の推進を図る	・公民館での啓発リーフレットの配布	未実施	実施	まちづくり協働課		・啓発リーフレットを各公民館で配布(H28) 配布数：100部	達成
7	第4章	1年齢に沿った取組	(1)乳児(0~2歳)	③親子で本に触れ合う機会をつくる	・図書館での定期的なおはなし会の開催	実施	継続	図書館	ボランティア	・未就園児向け読み聞かせを平日毎日実施。 (～H28年12月) 火・木・金 午前11時～11時30分 (H29年1月～) 平日毎日 午前11時～11時30分 週3回から5回に増加	達成
8	第4章	1年齢に沿った取組	(1)乳児(0~2歳)	③親子で本に触れ合う機会をつくる	・交通児童遊園で毎週交通安全の紙芝居を実施したり昔話等のお話に触れる機会を設ける	実施	継続	こども未来課		・交通教室(週1回)での紙芝居、大型絵本の読み聞かせ ・誕生日会(月2回)での紙芝居、大型絵本の読み聞かせ ・遊園まつりにて高校生による読み聞かせ ・春休み ボランティアによる読み聞かせ	達成
9	第4章	1年齢に沿った取組	(1)乳児(0~2歳)	③親子で本に触れ合う機会をつくる	・せとっ子ファミリー交流館の育児講座等で読み聞かせの大切さを知らせる	実施	継続	こども未来課		・育児講座や出張サロン、サークル支援等で絵本の読み聞かせを実施	達成

No.	箇所	分野	小分類	施策	施策の具体策(事業等)	策定時の現状	目標	担当課	協力機関	平成26年度から30年度の主な取組	取組状況の評価
10	第4章	1年齢に沿った取組	(1)乳児(0~2歳)	④ 読書の重要性について保護者の理解促進を図る	・広報等により読書の重要性をPRする	実施	継続	図書館		・広報せとに特集記事掲載 H27年度12/15号 テーマ：「読書が育む子どもの未来」	達成
11	第4章	1年齢に沿った取組	(1)乳児(0~2歳)	④ 読書の重要性について保護者の理解促進を図る	・保護者向け講座の開催	実施	継続	図書館	こども未来課	・具体的な講座の開催はなし ・ただし、図書館で平日毎日実施する読み聞かせの中で読書の重要性を説明	未達成
12	第4章	1年齢に沿った取組	(2)幼児(3~5歳)	① 幼稚園・保育園の図書コーナーの整備を図る	・図書館の蔵書を活用し、図書の充実を図る	実施	継続	保育課	図書館	・園にない本を定期的に図書館の団体貸出を利用し充実	未達成
13	第4章	1年齢に沿った取組	(2)幼児(3~5歳)	② 園児が本に接する機会を提供する	・図書館の近隣園で図書館訪問を実施する	一部実施	拡充	保育課	図書館	・園児の図書館訪問の実施(水南保育園) 実施：年1~2回	達成
14	第4章	1年齢に沿った取組	(2)幼児(3~6歳)	② 園児が本に接する機会を提供する	・図書コーナーの本の貸出	実施	充実	保育課		・園の本の貸出(全園) 貸出方法：週1回、一人2冊まで	達成
15	第4章	1年齢に沿った取組	(2)幼児(3~5歳)	③ 読書の重要性について保護者の理解促進を図る	・保護者向け講座の開催	実施	継続	図書館	保育課各園	・具体的な講座の開催はなし ・ただし、図書館で平日毎日実施する読み聞かせの中で読書の重要性を説明	未達成
16	第4章	1年齢に沿った取組	(2)幼児(3~5歳)	④ 幼稚園・保育園の教育・保育活動を通じての読書の普及	・保育の中で読書活動を行う	実施	充実	保育課		・給食後、おやつ後の「絵本タイム」の設置 ・お迎え待ちの時間を利用し読書時間の設置 ・保育士による読み聞かせの実施 回数：1~2回/日	達成

No.	箇所	分野	小分類	施策	施策の具体策(事業等)	策定時の現状	目標	担当課	協力機関	平成26年度から30年度の主な取組	取組状況の評価
17-①	第4章	1年齢に沿った取組	(2) 幼児(3~5歳)	⑤子どもと本をつなぐ役割を担う人の育成を図る	・養成講座の開設	実施	継続	図書館	保護者ボランティア	・主催による講座の開催はなし ・講座「心がはずむ読み聞かせ」の講師を紹介(H28~30年度) 担当課 H28-交流学び課、H29-こども家庭課、H30-こども未来課	未達成
17-②	第4章	1年齢に沿った取組	(2) 幼児(3~5歳)	⑤子どもと本をつなぐ役割を担う人の育成を図る	・養成講座の開設	実施	継続	まちづくり協働課	保護者ボランティア	・講座「心がはずむ読み聞かせ」の開催(H28~30年度) 担当課 H28-交流学び課、H29-こども家庭課、H30-こども未来課	達成
18	第4章	1年齢に沿った取組	(3) 児童・生徒(6~18歳)	① 教育活動を通じて読書の普及を図る	・読書指導を国語等の教科で充実させていく	未実施	実施	学校教育課		・各教科での読書指導の実施 国語・・・読書の仕方や大切さについての学習 社会、理科等・・・調べ学習で図書室の利用指導	達成
19	第4章	1年齢に沿った取組	(3) 児童・生徒(6~18歳)	① 教育活動を通じて読書の普及を図る	・図書館見学を全ての小学校で実施する	実施	継続	学校教育課	図書館	・図書館見学を2・3年生の地域学習で実施(全校、掛川小は複式学級のため、隔年で実施) 見学者数 H29年度 1,120名	達成
20	第4章	1年齢に沿った取組	(3) 児童・生徒(6~18歳)	②学校図書館の整備充実を図る	・朝読や読書週間等、読書する機会を充実させる	実施	充実	学校教育課		・小学校での読書週間、読書集会等の開催 ・中学校での読書の時間設置	達成
21	第4章	1年齢に沿った取組	(3) 児童・生徒(6~18歳)	②学校図書館の整備充実を図る	・朝読おすすめリストの作成	実施	継続	図書館	学校教育課	・朝読おすすめリストの作成は未実施 ・地域図書館開設校へ図書を派遣(読み聞かせ・ブックトークの実施、ブックトーク等で紹介した本の一覧の配布)	未達成
22	第4章	1年齢に沿った取組	(3) 児童・生徒(6~18歳)	②学校図書館の整備充実を図る	・引き続き学校図書館図書標準の充足(質量ともに)を図る	未達成	達成	学校教育課	図書館	・毎年予算の範囲で図書を購入	達成
23	第4章	1年齢に沿った取組	(3) 児童・生徒(6~18歳)	②学校図書館の整備充実を図る	・図書館の蔵書を活用し、図書の充足を図ることができるように各学校と図書館の連携を強化していく	一部実施	実施	学校教育課	図書館	・図書館の学校配達(団体貸出)を利用し、不足している書籍を充足。 配達校数: 地域図書館を除く8小学校(H30年度)	達成

No.	箇所	分野	小分類	施策	施策の具体策(事業等)	策定時の現状	目標	担当課	協力機関	平成26年度から30年度の主な取組	取組状況の評価
24	第4章	1年齢に沿った取組	(3)児童・生徒(6~18歳)	②学校図書館の整備充実を図る	・空調設備の設置による環境整備をすすめていく	一部実施	実施	学校教育課		・図書室への優先的な設置は未実施（普通教室を優先して設置のため、地域図書館・PCルーム共有スペース等の場合は設置済み）	未達成
25	第4章	1年齢に沿った取組	(3)児童・生徒(6~18歳)	②学校図書館の整備充実を図る	・全校の図書のデータ化を図り、共有化できるようシステムの構築に向けて研究していく	一部実施	実施	学校教育課	図書館	・学校図書システムによるデータ化（バーコードによる管理）は実施済み ・各校のデータ共有化は未実施	未達成
26	第4章	1年齢に沿った取組	(3)児童・生徒(6~18歳)	③学校司書の配置を進める	・複数校を兼任する専任学校司書を配置することができるよう研究していく	未実施	実施	学校教育課		・未実施 12学級以上の学校には司書教諭が配置されているが、学校司書は配置されていない。	未達成
27	第4章	1年齢に沿った取組	(3)児童・生徒(6~18歳)	④読書の重要性について保護者の理解促進を図る	・啓発リーフレットの作成、配布に向けて研究していく	未実施	実施	学校教育課	図書館	・未実施 ・既存の配布物（図書館からの催し物案内や読書感想文コンクール、読書感想画コンクール等の作品募集案内等）を配布・啓発	未達成
28	第4章	1年齢に沿った取組	(3)児童・生徒(6~18歳)	④読書の重要性について保護者の理解促進を図る	・学校案内等による啓発活動がより充実したものとなるよう研究していく	実施	充実	学校教育課		・研究は未実施 ・学校だよりや学級通信等を通して、読書の重要性や効果について紹介	未達成
29	第4章	1年齢に沿った取組	(3)児童・生徒(6~18歳)	④読書の重要性について保護者の理解促進を図る	・講座の開催	実施	継続	図書館		・一日司書、理科教室(毎年) ・ビブリオバトル(H27~30) ・読書感想文講座(H30)	達成
30	第4章	1年齢に沿った取組	(3)児童・生徒(6~18歳)	⑤高校等との情報交換を図る	・学校図書館の状況等の情報の収集	実施	継続	図書館	学校教育課	・県立高校との情報交換、連携事業の実施。 図書館めぐり（瀬戸高校・瀬戸北総合高校、H29・H30）	達成
追加			(3)児童・生徒(6~19歳)	・中高生の読書推進	・ティーンズコーナーの開設（常設コーナー）	実施		図書館		・ティーンズコーナーの開設（常設） ・テーマ展示の実施(H29~)	達成

No.	箇所	分野	小分類	施策	施策の具体策(事業等)	策定時の現状	目標	担当課	協力機関	平成26年度から30年度の主な取組	取組状況の評価
31		2総合的な取組み		①関係機関の連携・協力のための具体的な施策を検討する組織を設置する	・瀬戸市子ども読書活動推進協議会の推進	実施	継続	図書館	各課	・推進協議会の設置のみ(会議の開催はなし)	未達成
32		2総合的な取組		②家庭、地域、学校、行政機関のネットワークづくりを進める	・推進協議会内に推進委員会を置き、各機関等より委員を出し連携を図る	未実施	実施	図書館		・未実施	未達成
33		2総合的な取組		②家庭、地域、学校、行政機関のネットワークづくりを進める	・コーディネーターの育成	未実施	実施	図書館		・未実施	未達成
34		2総合的な取組		③地域図書館の設置を進める	・施設的な条件が整っている学校に設置する(目標8館)	実施	継続	図書館	対象学校	・幡山西小学校に開設(H29、6館目)	達成
35		2総合的な取組		④広報活動により子ども読書活動への理解と関心を高める	・啓発リーフレットの作成	実施	継続	図書館		・未実施	未達成
36		2総合的な取組		④広報活動により子ども読書活動への理解と関心を高める	・教育市民フォーラムでのPR	実施	継続	図書館	教育政策課	・未実施	未達成
37		2総合的な取組		④広報活動により子ども読書活動への理解と関心を高める	・子ども読書活動の内容や啓発記事を定期的に広報、HPに掲載する	実施	継続	図書館		・未実施	未達成
38		2総合的な取組		④広報活動により子ども読書活動への理解と関心を高める	・子ども読書活動の内容、啓発記事を瀬戸市広報の教育関連記事の中で随時掲載していく	未実施	実施	教育政策課	図書館	・読み聞かせ等の読書活動を学校HPにて公開(長根小)	未達成

No.	箇所	分野	小分類	施策	施策の具体策(事業等)	策定時の現状	目標	担当課	協力機関	平成26年度から30年度の主な取組	取組状況の評価
39		2総合的な取組		⑤読書活動の優れた取組を表彰する	・教育市民フォーラムで表彰される教育関係表彰者の中に読書活動への取組を行った方も対象としていく	実施	継続	教育政策課		・実施済み 表彰実績：こうはんおはなし会（H28）	達成
40		2総合的な取組		⑥優れた図書を普及するための啓発・広報を行う	・瀬戸市広報の教育関連記事掲載の中で普及のための啓発を随時行っていく	実施	継続	学校教育課	図書館	・未実施 ・広報せとに「図書館からのお知らせ」を定期的（隔月）に掲載	未達成
41		2総合的な取組		⑦地域での読書活動の推進を図る	・公民館での読書環境の整備	実施	継続	まちづくり協働課	図書館	・公民館の整備状況（全15館） 図書コーナー設置：13館 本の貸出：12館 絵本の貸出：12館	達成
42-①		2総合的な取組		⑦地域での読書活動の推進を図る	・公共施設以外での読書環境づくりの研究	未実施	実施	まちづくり協働課		・未実施	未達成
42-②		3総合的な取組		⑦地域での読書活動の推進を図る	・公共施設以外での読書環境づくりの研究	未実施	実施	図書館		・未実施	未達成

## 読書活動の取組（幼稚園、保育園）

幼稚園	主な取組内容
瀬戸幼稚園	<p>○クラス 各クラスに 20 冊程度の絵本を常備して、子どもが好きな本を自分で手に取り読める環境としている。 担任は一日に 2 回以上絵本か紙芝居の読み聞かせを行っている。</p> <p>○図書室 蔵書約 1,000 冊 図書貸出 月に 2 回、全園児が図書室で自ら絵本を選んで借りる。借りた絵本は家に持ち帰り、保護者と読み聞かせの時間を持つ。</p>
瀬戸ひなご幼稚園	<p>○活動の合間、お帰り前等、一日に 1 回はお話タイムを設け、広いジャンルの絵本、紙芝居の読みきかせを行っている。</p> <p>○生活習慣、集団生活のきまり・約束、防災、季節の変化、行事・祝日の話題等、生活全般において、絵本・紙芝居を活用し、指導に役立てている。</p> <p>○課題が早くすんだ子や給食を早く食べ終わった子は、好きな絵本や図鑑を見て、静的活動をするようにしている。</p>
はちまん幼稚園	<p>○毎日の保育の中で、絵本・紙芝居の読み聞かせ ・年齢、季節、子どもたちの活動、興味に合わせて本を選ぶ。 ・集まり、降園時の時間に必ず行う。 ・絵本の貸し出しの時、活動の導入等に使うこともある。</p> <p>○おひさま文庫（園文庫）からの貸し出し（週 1） ・子どもが好きな絵本を自分で選び、家へ持ちかえる。家族でも読んでもらえるよう、たより等で伝える。</p> <p>○たより ・絵本について、本の意義や読み方、選び方等を発信する。</p> <p>○その他 ・絵本、劇あそび等の表現活動につなげていく。</p>
菱野幼稚園	<p>○毎週末にクラスの本棚から読みたい絵本を選び貸し出している。(学期末にクラスの絵本を入れ替えている)</p> <p>○日常的に季節や行事に合った内容の絵本・紙芝居を読み聞かせている。</p> <p>○朝の会が始まる前や給食後の 10~15 分程度、読書の時間を設けている。</p> <p>○帰りの会で読み聞かせを行うことが多い。</p> <p>○体調が悪く戸外遊びができない子どもたちは、職員室で静かに絵本を読んで過ごす。</p> <p>○母の会活動として、各クラスから選出された「図書委員」さんが、月に 1 回本の修理を行ってくれる。</p>
真貴幼稚園	<p>○活動の導入に紙芝居や絵本を見せている。</p> <p>○帰りの会等の空き時間に紙芝居や絵本を見せている。</p> <p>○図書室があり好きな本が見られる環境を作っている。</p> <p>○年長の各保育室にブックスタンドを置き、図鑑や図書室の本を用意し、園児が好きな時に見られるようにしている。</p> <p>○各クラスにブックコーナーを作り、好きな絵本を見られる環境作りをしている。</p> <p>○各学年で月刊絵本を各自用意し、クラスの皆で見た後、月末に持ち帰るようにしている。</p> <p>○誕生日のプレゼントに絵本を贈っている。</p> <p>○夏休み前の手紙で推薦図書の紹介をし、ご家庭でも興味をもっていただけるよう働きかけている。</p>

幼稚園	主な取組内容
マリア 幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>○月刊絵本や紙芝居の読み聞かせ           <ul style="list-style-type: none"> <li>①月一回、各保育室で、担任が年齢に応じた月刊絵本を読み聞かせる。月末に家庭へ持ち帰る。</li> <li>②週5回、降園時、歩き・バスコースの部屋で絵本や紙芝居を読み聞かせる。</li> <li>③お帰りの会の時、担任が絵本を読み聞かせたり紙芝居を見せる。</li> <li>④未就園児教室で担当教諭が読み聞かせる。</li> <li>⑤自由遊びの時、子どもたちが絵本に親しみ自由に読めるよう各保育室に年齢相応の絵本をそろえている。</li> </ul> </li> <li>○絵本の紹介           <ul style="list-style-type: none"> <li>①年4~5園、園選定の絵本紹介チラシを各家庭へ配布する。</li> <li>②未就園児教室の保護者に園選定の絵本紹介チラシを配布する。</li> </ul> </li> <li>○図鑑           <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもたちが自然・植物・動物・魚・宇宙等に興味・関心を持てるよう各保育室に年齢に応じた各種図鑑を置いている。</li> </ul> </li> </ul>
雪の聖母 幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>○毎月、科学絵本等をクラスで担任が読む。その後、図書室に展示して手に取って読めるようにしている。</li> <li>○0歳から2歳までの絵本も毎月2冊を読み聞かせをしている。 満3歳・2歳クラス・親子教室</li> <li>○幼児向け写真ニュース等を毎月玄関に展示して読めるようにしている。</li> <li>○季節に合った絵本や、行事の導入として絵本や紙芝居を活用している。</li> <li>○クラスの中に図書コーナーを設け季節や子どもの喜ぶ本を(20冊ほど)いつでも読めるようにしている。</li> <li>○図書室があり、すべての本を子どもが、一人で自由に読めるようにしている。また、季節、新書等は展示するようにしている。</li> <li>○園に行事の紙芝居が無い時やイベントで大きな絵本を使用したい時は、図書館で借りている。</li> <li>○毎月、月間保育絵本を園児全員に配布している。</li> </ul>

保育園	主な取組内容
保育園 (公立10園)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○給食後、おやつ後の「絵本タイム」の設置している。</li> <li>○お迎え待ちの時間を利用し読書時間の設置している。</li> <li>○保育士による読み聞かせを一日1~2回実施している。</li> <li>○週1回、1人2冊まで園の本の貸し出しを行い、家庭でも親子で本に触れる機会を作っている。</li> <li>○園児の図書館訪問を年1~2回実施している(水南保育園)。</li> </ul>

## 読書活動の取組（小学校）

学校	H29年度 実施・時期	主な取組内容	H30年度 実施予定
陶原小学校	年に2回の読書週間(1・2学期) 保護者ボランティアの活動は朝や長い放課に実施	○読書週間については学年で計画(読み聞かせ・ペア読書・読書タイム・紹介文を書く・読書感想画を描く等) ○保護者ボランティアによる朝の読み聞かせ、大型紙芝居、長い放課のお話会	1・2学期に読書週間をもつ。 保護者ボランティアによる読み聞かせと大型紙芝居を朝・休み時間に実施する。
深川小学校	年に3回の読書週間(学期に1度2週間)週2回朝読	○先生の読み聞かせ(担任、先生のシャッフル) ○6年生による読み聞かせ ○図書委員による読み聞かせ ○読書の木 ○本の紹介カード ○分類bingo(しおりのプレゼント)	水曜日朝(モジュールの時間)朝読 平成29年度と同じ取組を行う予定
祖母懐小学校	年に2回の読書週間(6月・11月)	○週1回の朝読 ○ボランティアによる読み聞かせ ○なかよし読書(ペア学年) ○おすすめの本の紹介(カード・帯) ○読書郵便 ○雨の日紙芝居(図書委員) ○読書マラソン	6月・11月に読書週間 週1回の朝読 朝読の時間に、ボランティアによる読み聞かせ ビブリオバトル 読書ラリー
道泉小学校	各学期1回の読書月間	○各読書月間に、読書カードの取組(あじさいカード・どんぐりbingoカード・雪だるまカード) ○読み聞かせボランティアや先生方による読み聞かせ ○読書集会(1学期と3学期) ○ブックハウスに図書委員のおすすめ本の紹介棚を設ける ○年間8回程度、ブックハウスだよりの発行 ○年度末に、その年一番たくさん本を借りて読んだ人をクラスのブックキングとして表彰する	今年度通り、各学期1回の読書月間を実施予定。
效範小学校	年に3回の読書週間(学期に1度)	○朝の読み聞かせ(保護者の読み聞かせボランティア・図書委員) ○多読賞を設け、図書委員の手作りのしおりをプレゼント ○図書委員おすすめ本の紹介ポスター掲示	年に3回の読書週間(学期に1度) (読書週間中はモジュールを行わない)
東明小学校	年に2回の読書週間	○朝の読み聞かせ(聞かせボランティア) ○読書集会(図書委員会主催の縦割り班活動) ○学年ごとにテーマを決めた読書の取組 ○読書カード(決まった冊数を読んだらしおりがもらえる) ○図書ボラさんによる、放課を利用した、しおりづくりやメッセージカードづくり	平成29年度と同じ ○朝の読み聞かせ(ボランティア) ○読書集会(図書委員会主催の縦割り班活動) ○学年ごとにテーマを決めた読書の取組 ○読書カード(決まった冊数を読んだらしおりがもらえる)

学校	H29年度 実施・時期	主な取組内容	H30年度 実施予定
古瀬戸 小学校	年に2回の読書月間	○朝の読み聞かせ(保護者の読み聞かせボランティア等) ○図書委員による集会での発表(本の紹介や、クイズ等) ○OPOPを書く。(本の紹介) ○家庭での親子読書週間	1. 2学期 朝会や児童集会がないときに、朝読や読み聞かせを実施。 2学期に読書月間、親子読書週間を行う。
水野小学校	年に3回(学期に1回)の読書週間(各2週間ずつ)	○朝の読み聞かせ(保護者の読み聞かせボランティア・司書の方の読み聞かせ) ○図書委員会のおすすめの本紹介 ○読書の木(全校児童のおすすめの本の一言紹介) ○読書郵便 ○多読者賞しおり贈呈	月～金の朝にモジュールで実施。読書週間では時間がないので、月間になる可能性も。
水南小学校	年に3回の読書週間(学期に1度)6月・11月・2月	○朝読(各自で用意した本を読む時間を設定する。8:15～8:30) ○朝の読み聞かせ(保護者の読み聞かせボランティア・先生方・図書等) ○読書郵便コンテスト(期間中に読書郵便を出すことを推奨し、応募された読書郵便の中から優秀な作品を図書委員が選出して、展示・表彰) ○図書委員・先生方のおすすめの本紹介(紹介された本を読んだ児童に、しおりプレゼント) ○月替わり ○今月の図書テーマ設定(月ごとにテーマを決めて本を紹介: 1月は犬の出てくる本・2月は鬼の出てくる本を紹介しました。 ○随时 ○図書館だより発行(貸し出しランキングや多読賞を発表)	基本的には今年度と同様に取り組んでいく予定です。 ただし、朝読や読み聞かせの時間はモジュールの時間を利用していきます。
幡山東 小学校	毎週火曜日に実施される朝の読み聞かせ(通年隔週) 1学期 読書週間 2学期 読書月間	○毎週火曜日に実施される朝の読み聞かせ(通年隔週、1・2・中・高学年で週ごとに分け、地域のボランティアの方により実施) ○読書週間・月間時は朝読を取り入れる ○ペア読書(高学年と低学年ペア) ○読書カード(10冊本を読めたら図書委員によるしおりがもらえる) ○先生による読み聞かせ ○図書委員による読み聞かせ	毎週火曜日に実施される朝の読み聞かせ(通年隔週) 1学期 読書週間 2学期 読書月間
幡山西 小学校	年に3回の読書月間(学期に1度)	○朝や長放課の読み聞かせ(図書ボランティアによる) ○国語の時間として、読書週間に読み聞かせ(あゆみ・たんぽぽ・らんらんの会による) ○図書館司書によるブックトーク(6年生) ○読書感想文の発表	1・2・3学期に読書月間を行う。 モジュールの時間、児童集会がない朝の時間・長放課に、図書ボランティアによる読み聞かせを実施。
下品野 小学校	年に2回の読書週間(1・2学期の2週間)	○朝の読書タイム ○なかよし読書(縦割り班 高学年が紙芝居の読み聞かせをする。) ○読書でbingo ○読み聞かせ出前(読み聞かせボランティアマザーグース) ○ぼく・わたしのすすめる本 ○シャッフル読み聞かせ(先生方) ○なかよしペア読書(縦割り班の高学年と低学年のペアで高学年が絵本を読む。) ○おはなし会(波の会のストーリーテリング)	学期初め・学期終わり・読書週間の朝(朝読や読み聞かせを実施。) 1・2学期に読書週間(2週間)を行う。 読み聞かせ出前 なかよしペア読書

学校	H29年度実施・時期	主な取組内容	H30年度実施予定
品野台小学校	年に3回の読書月間(学期に1度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○朝の読み聞かせ(保護者の読み聞かせボランティア・らんぷの会・教職員・図書委員等)</li> <li>○なかよし読書(高学年と低学年ペア・縦割り班)</li> <li>○学年ごとにテーマを決めた読書の取組</li> <li>○分類ピンゴ(0~9類の本を読む)</li> <li>○教職員の子どものころ好きだった本の紹介</li> <li>○本の主人公のぬり絵</li> <li>○読書郵便</li> </ul>	1・3学期末曜日朝(モジュールの時間)、児童集会がないときに、朝読や読み聞かせを実施。2学期に読書月間を行う。
掛川小学校	年に1回の読書月間(6月) らんぷの会による読み聞かせ(6月・11月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○朝読</li> <li>○本の読み聞かせ 1学期に、6年生による1年生への絵本の読み聞かせ</li> <li>○らんぷの会による読み聞かせ 人権週間に、担任による読み聞かせ</li> <li>○本に関するクイズ</li> </ul>	朝学習の時間に読書タイムを実施する。 上級生、らんぷの会、担任による読み聞かせを実施する。 図鑑で調べて、「掛川生き物図鑑」を作成する。
長根小学校	年に2回の読書週間(6月・11月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○朝の読み聞かせ(保護者の読み聞かせボランティア・担任等)</li> <li>○オススメ本の紹介</li> <li>○読書ピンゴ(キーワードの題名の本を読む)</li> <li>○先生方の子どものころ好きだった本の紹介(図書室に先生コーナーを設置)</li> </ul>	朝読(モジュールの時間)。 毎週金曜日、保護者による読み聞かせ。 1・2学期に読書週間を行う。
原山小学校	年に2回の読書月間(6月と11月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○朝の読書タイム(週に1回)</li> <li>○読み聞かせ(保護者のボランティア、異学年等)</li> <li>○図書集会(オススメの本の紹介、読み聞かせ)</li> </ul>	平成29年度と同様に、週に1度の読書タイムを実施。 年に2回の読書週間の実施。
東山小学校	年に1回の読書まつり(2週間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○朝の読み聞かせ(図書委員が低学年に)</li> <li>○毎週(水)の長放課に保護者ボランティア(おはなししたまではばこ)による読み聞かせ</li> <li>○各学期に1回、各クラスに「おはなししたまではばこ」による読み聞かせ</li> <li>○新刊案内(図書委員ビデオ放送)</li> <li>○辞書引き大会</li> <li>○読書クイズ</li> </ul>	2学期(11月上旬を予定) 時間・内容は未定
萩山小学校	年に3回の読書週間(学期に1度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○朝の読み聞かせ(先生方と図書委員とペアで)</li> <li>○読書ピンゴ(低学年は50音の題名で、登場人物で、高学年は分類で)</li> <li>○名古屋児童文学波の会によるおはなし会</li> </ul>	年に3回の読書週間(学期に1度)
八幡小学校	図書ボランティアによる読み語り(通年:各クラス月に1~2回程度) 年に2回の読書週間(6月・11月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○朝の読み聞かせ</li> <li>○長い放課のボランティアによる大型絵本の読み語り</li> <li>○クラスごとに読んだ本の数だけ図書掲示板にアジサイの花を貼る。</li> <li>○おすすめ本を読書記録カードにかく。</li> <li>○読書ピンゴ(0~9類の本を読む)</li> <li>○先生方の子どものころ好きだった本の紹介</li> <li>○11月読書集会(0・1時間目)</li> <li>○読書感想画コンクールへの参加</li> </ul>	図書ボランティアによる読み語りを実施。 6月・11月に読書週間を行う。
西陵小学校	・毎週金曜日朝読 ・年に2回の読書週間 ・年に3回の読み聞かせ週間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○朝の読書</li> <li>○おすすめの本の紹介</li> <li>○辞書引き大会</li> <li>○読書クイズ(給食時の昼の放送)</li> <li>○朝の読み聞かせ(保護者の読み聞かせボランティア・先生方・図書委員等)</li> </ul>	金曜日朝読タイム 1・2学期の読書週間と、年間を通して読み聞かせを実施。
瀬戸特別支援学校(小学部)	・読み聞かせボランティアの読み聞かせの会(年2回、6月・12月) ・萩山小読み聞かせの会に参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>○読み聞かせボランティア(おはなしぶらんご)による読み聞かせの会を年に2回実施している。</li> <li>○萩山小と図書室を共用し、それぞれの図書を閲覧・貸出可能としている。</li> <li>○ブックラックを活用し、図書室以外でも図書利用ができるようにしている。</li> <li>○萩山小で実施される読み聞かせの会に参加している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読み聞かせボランティアの読み聞かせの会(年2回)</li> <li>・萩山小読み聞かせの会に参加。</li> </ul>

## 読書活動の取組（中学校）

学校	H29年度 実施・時期	主な取組内容	H30年度 実施予定
水無瀬 中学校	毎月ある朝読の時間 読書月間（学期に一回）	○朝の読み聞かせ(G組の生徒に向けてボランティア) ○多読者の表彰 ○授業での図書室の利用 ○図書委員による図書の紹介	毎学期 朝読の時間
祖東中学校	朝8：15～8：30	○朝の読み聞かせ(保護者による読み聞かせを学期に1～2回実施) ○朝読（テスト期間、行事前以外は基本的に実施。15分程度） ○図書委員によるおすすめの本のコーナー設置。おすすめの本を紹介する掲示。 ○図書委員による図書だよりの発行（学期に数回）	今年度と同様の活動を行なう予定。
南山中学校	①毎週 ②読書週間 ③月に1回の読み聞かせ	①図書委員による、図書だよりの作成・掲示。 ②図書委員による、おすすめの本紹介。 ③ランプの会による特別支援学級生徒を対象にした読み聞かせ	今年度と同様
本山中学校	1年間を通して、朝の時間（8：15～8：35）に読書活動を行った。 合唱コンクール前の合唱練習や受験前の学習プリント等、学校・学年の実態に応じて、読書から内容を変更しちゃったことあった。	○朝の読書 ○図書だよりの発行 ○掲示物作り ○先生や図書委員のオススメ図書の紹介	先の内容に加え、ボランティアの方による定期的な読み聞かせを予定。
幡山中学校	年に2回の特別貸し出し (夏休み・冬休み前)	○朝読（毎朝・全学年） ○図書委員による分館の選書 ○図書委員による読書紹介(図書館だより・口頭) ○ 読書感想文・受験対策用の本の紹介	年に2回の特別貸し出しに合わせた読書月間・図書委員による情宣活動
品野中学校	年に2回の読書週間	○朝読（毎朝の20分間） ○朝読の時間に読み聞かせ（図書委員の生徒が好きな絵本や小説の読み聞かせをし、聞いている生徒は感想を書く。） ○集会時に教員が読み聞かせ（年2回） ○1年間を通して、生徒が本を手に取りやすいように、昇降口に本をテーマごとに並べた。（例：映画化された小説等）	年2回（1・2学期）の 読書週間 来年度も読み聞かせを実施予定
光陵中学校	○朝読 ○読書まつり（12月に実施）	○朝の読み聞かせ(地域の方による読み聞かせ) ○朝の読み聞かせの良い感想に対する表彰 ○しおりの配布（図書委員が作成） ○ブックトーク(図書館司書の方による)	今年度と同じ活動。 読書まつりは例年通り12月に実施予定
水野中学校	テスト週間以外	○朝の読書（15分程度） ○人権に関する本の紹介(人権週間のみ)	朝読はテスト週間以外で実施。人権に関する本の紹介は、人権週間のみ実施。
瀬戸特別支援学校（中学部・高等部）	図書ボランティアによる読み聞かせの会	○図書ボランティアによる読み聞かせ。生徒による詩の朗読。 ○ブックワゴンを教室に設置して、図書を手に取りやすくしている。 ○自立活動「見る聞く」の時間に絵本に出てくる人や物を具体物で表現して読み聞かせを行う。	○図書ボランティアによる読み聞かせの会を実施する予定。

## 読書活動の取組（高等学校）

学校	H29年度 実施・時期	主な取組内容	H30年度 実施予定
瀬戸高校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○朝読（通年）</li> <li>○読書感想文コンクール</li> <li>○図書スタンプラリー</li> <li>○図書館まつり</li> <li>○図書館めぐり（瀬戸市図書館と共に。11/6～11,11/13～14）</li> <li>○ビブリオバトル in 瀬戸図書館（11/19）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○朝のST前に、心を落ち着かせ読書を行う。（10分間）</li> <li>○夏休み中に本人が選んだ本の感想文を書かせ、2学期に学校が選び、コンクールに展出する。（希望者）</li> <li>○6月頃から教員・図書委員（生徒）の推薦本を掲示し、期間中に何冊読んだかを確認、上位の者を表彰する。</li> <li>○読書週間にあわせて、テーマを設定し、テーマに沿った展示等を行う。最終日に図書スタンプラリーの表彰、ギター部、図書委員等の発表を行う。</li> <li>○一般公開も実施し、公開展示を行う。</li> <li>○「大学コンソーシアムせと」が主催し、加盟5大学の学生の中に本校2名の生徒が参加し、書評合戦を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○朝読</li> <li>○読書感想文コンクール</li> <li>○図書スタンプラリー</li> <li>○図書館まつり</li> <li>○図書館めぐり（瀬戸市図書館と共に）</li> <li>○ビブリオバトル in 瀬戸図書館</li> </ul> <p>平成29年度と同内容で実施</p>
瀬戸西高校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○年に2回の特別貸し出し（夏季及び冬季休業前）</li> <li>○秋の読書週間</li> <li>○年間9回</li> <li>○通年</li> <li>○年度末</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○夏季休業前：読書感想文用の本の紹介、教科レポート課題内容に関する本の紹介</li> <li>○テーマに合わせた選書・展示</li> <li>○「図書館だより」の発行</li> <li>○「図書委員によるおすすめ本」のコーナー設置</li> <li>○「年間多読賞」の表彰</li> </ul>	※平成29年度と同様
瀬戸窯業高校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別貸出（年1回）</li> <li>○読書感想文（夏休み）</li> <li>○図書館だよりの発行（年6回）</li> <li>○図書館官報の発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各休みごとに、冊数・貸出期間を変更して読書する機会を増やす。</li> <li>○400字詰め原稿用紙3～5枚の読書感想文・読書感想画を夏休み（出校日）に提出後、優秀作品は後日図書館官報に掲載・表彰する。</li> <li>○図書館員による図書だよりの発行</li> <li>○先生のお薦め本の紹介または、読書のススメを掲載</li> <li>○授業での図書室利用促進</li> </ul>	※例年どおり実施
瀬戸北総合高校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○毎日8:35～8:45の10分間（テスト、行事を除く）</li> <li>○年5回（四季ごとと新年度）</li> <li>○夏休み又は2学期</li> <li>○9月学校祭</li> <li>○11月</li> <li>○適宜</li> <li>○2月末</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○朝の読書</li> <li>○「図書館だより」の発行</li> <li>○図書委員によるポップ作り</li> <li>○図書館クイズ大会</li> <li>○読書週間用展示</li> <li>○新刊書籍等の案内の掲示物づくり</li> <li>○多読者の表彰</li> </ul>	※平成29年度と同様

## 小・中学校蔵書数 (H28)

小学校									
校名		司書 教諭	学校 司書	蔵書数 (2016 (H28)年 度末)	学級数 (2017 (H29.) 12.1)	図書標準	図書 充足率	不足冊数	備考
		専任・ 兼務・ 無	有・無						
1	陶原小	兼務	無	10,374	24	10,760	96%	-386	図書館からの学 校配達：800 冊
2	深川小	無	無	9,201	7	5,560	165%	3,641	
3	祖母懐小	無	無	6,867	9	6,520	105%	347	図書館からの学 校配達：320 冊
4	道泉小	無	無	6,434	10	6,520	99%	-86	
5	效範小	兼務	無	10,917	21	10,560	103%	357	
6	東明小	無	無	6,438	7	5,080	127%	1,358	図書館からの学 校配達：180 冊
7	古瀬戸小	無	無	4,422	8	6,040	73%	-1,618	図書館からの学 校配達：120 冊
8	水野小	兼務	無	6,443	17	9,560	67%	-3,117	地域図書館 図書館からの配 架分：3,443 冊
9	水南小	兼務	無	8,374	19	10,560	79%	-2,186	
10	幡山東小	兼務	無	6,677	17	9,960	67%	-3,283	図書館からの学 校配達：450 冊
11	幡山西小	兼務	無	11,074	21	10,960	101%	114	図書館からの学 校配達：720 冊
12	下品野小	兼務	無	15,959	17	9,960	160%	5,999	図書館からの学 校配達：640 冊
13	品野台小	無	無	8,698	7	5,560	156%	3,138	地域図書館 図書館からの配 架分：5,385 冊
14	掛川小	無	無	2,763	5	4,560	61%	-1,797	図書館からの学 校配達：200 冊
15	長根小	兼務	無	9,948	18	9,960	100%	-12	図書館からの学 校配達：640 冊
16	原山小	無	無	7,987	10	7,960	100%	27	
17	東山小	兼務	無	7,891	24	11,760	67%	-3,869	地域図書館 図書館からの配 架分：3,389 冊
18	萩山小	無	無	6,389	7	6,040	106%	349	図書館からの学 校配達：280 冊
19	八幡小	兼務	無	12,190	12	8,360	146%	3,830	
20	西陵小	兼務	無	7,533	26	11,560	65%	-4,027	地域図書館 図書館からの配 架分：4,476 冊
	合計			166,579	286	167,800	99%	-1,221	

※瀬戸特別支援学校（小学部）は萩山小学校と共に用。

中学校									
校名		司書 教諭	学校 司書	蔵書数 (2016 (H28)年 度末)	学級数 (2017 (H29.) 12.1)	図書標準	図書 充足率	不足冊数	備考
専任・ 兼務・ 無	有・無								
1 水無瀬中	兼務	無	12,286	24	14,880	83%	-2,594	特別支援 4	
2 祖東中	無	無	7,777	7	7,920	98%	-143		
3 南山中	兼務	無	16,475	30	17,440	94%	-965		
4 本山中	無	無	7,276	5	6,720	108%	556		
5 幡山中	兼務	無	11,388	18	13,920	82%	-2,532		
6 品野中	無	無	11,430	10	10,160	113%	1,270		
7 光陵中	無	無	10,394	9	9,040	115%	1,354	地域図書館開設 校:図児 716 冊	
8 水野中	兼務	無	12,471	17	12,160	103%	311		
合計			89,497	120	92,240	97%	-2,743		

※瀬戸特別支援学校（中学部・高等部）は光陵中学校と共に用。

## 瀬戸市立図書館利用状況 (H29)

## 1. 総括表

		合 計	前年度合計	月平均	増減数	対前年比 (%)
(学校配達分含む)	開 館 日 数	335	333	28	2	100.60%
	入 館 者 数	228,285	235,126	19,024	-6,841	97.09%
	個人 利用者数(人)	111,463	111,157	9,289	306	100.28%
	貸出 貸出冊数(冊)	505,788	504,053	42,149	1,735	100.34%
	新規登録者数	2,609	2,812	217	-203	92.78%
	団体貸出 貸出冊数(冊)	26,773	30,886	2,231	-4,113	86.68%
移動 図書館 (幡山、山口)	巡 回 数	24	48	2	-24	50.00%
	個人 利用者数(人)	209	571	17	-362	36.60%
	貸出 貸出冊数(冊)	911	2,428	76	-1,517	37.52%
	団体貸出 貸出冊数(冊)	89	0	7	89	—
情報 ライブラリー	開 館 日 数	356	342	30	14	104.09%
	入 館 者 数	85,508	91,185	7,126	-5,677	93.77%
	個人 利用者数(人)	20,530	21,113	1,711	-583	97.24%
	貸出 貸出冊数(冊)	57,535	59,230	4,795	-1,695	97.14%
	団体貸出 貸出冊数(冊)	351	629	29	-278	55.80%
宝島 (品野台小) 平成 18 年開館	個人 利用者数(人)	3,286	2,790	274	496	117.78%
	貸出 貸出冊数(冊)	8,969	7,625	747	1,344	117.63%
	団体貸出 貸出冊数(冊)	1,140	1,352	95	-212	84.32%
(光陵中) 平成 20 年開館	個人 利用者数(人)	1,480	1,810	123	-330	81.77%
	貸出 貸出冊数(冊)	4,197	4,727	350	-530	88.79%
	団体貸出 貸出冊数(冊)	47	112	4	-65	41.96%
(西陵小) 平成 21 年開館	個人 利用者数(人)	10,927	10,419	911	508	104.88%
	貸出 貸出冊数(冊)	14,890	13,629	1,241	1,261	109.25%
	団体貸出 貸出冊数(冊)	82	189	7	-107	43.39%
(水野小) 平成 22 年開館	個人 利用者数(人)	6,326	5,922	527	404	106.82%
	貸出 貸出冊数(冊)	13,174	13,454	1,098	-280	97.92%
	団体貸出 貸出冊数(冊)	244	316	20	-72	77.22%
(東山小) 平成 23 年開館	個人 利用者数(人)	8,154	10,027	680	-1,873	81.32%
	貸出 貸出冊数(冊)	10,180	12,273	848	-2,093	82.95%
	団体貸出 貸出冊数(冊)	366	325	31	41	112.62%
(幡西小) 平成 29 年 10 月 開館	個人 利用者数(人)	5,250	—	875	5,250	—
	貸出 貸出冊数(冊)	8,772	—	1,462	8,772	—
	団体貸出 貸出冊数(冊)	598	—	100	598	—
総 貸 出 冊 数		654,106	651,228	54,509	2,878	100.44%

## 2. 貸出状況

総貸出数	貸 出 場 所				計	構成比	前年度実績
資料区分	本 館	移動 図書館	情報ライブ ラリー	地域 図書館			
一般書	269,842	301	33,183	7,670	310,996	47.55%	315,332
児童書	234,796	523	14,743	54,427	304,489	46.55%	298,601
郷土資料	752	0	47	11	810	0.12%	719
点字・大活字本	5,634	155	943	290	7,022	1.07%	6,090
小 計	511,024	979	48,916	62,398	623,317		620,742
雑誌	14,102	21	6,924	168	21,215	3.24%	20,977
視聴覚資料	7,435	0	2,046	93	9,574	1.46%	9,509
小 計	21,537	21	8,970	261	30,789		30,486
合 計	532,561	1,000	57,886	62,659	654,106		651,228

※地域図書館=品野台小+光陵中+西陵小+水野小+東山小+幡山西小

## 各公民館図書利用調べ（H30）

		図書室(図書)-ナ-がある		本の貸し出しがある		絵本の貸し出しがある	
		ある	ない	ある	ない	ある	ない
①	陶原	○		○		○	
②	深川	○		○		○	
③	祖母懐	○		○		○	
④	古瀬戸	○		○		○	
⑤	東明		○		○		○
⑥	效範	○		○		○	
⑦	長根	○		○		○	
⑧	水南	○		○		○	
⑨	山口		○		○		○
⑩	幡山	○		○		○	
⑪	下品野	○			○		○
⑫	掛川	○		○		○	
⑬	原山	○		○		○	
⑭	萩山	○		○		○	
⑮	八幡	○		○		○	

※深川は1階会議室内に図書室あり。

※水南は1階事務室内に図書室あり。図書室として機能していない。利用者はほぼ運営委員のみ

※原山は利用者はほとんどいない。

## 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

### (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

### (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

### (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

### (子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の概要

## 第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の概要

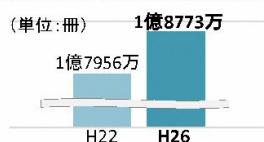
## 趣旨

2001年(平成13年)に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、おおむね5年(2018~2022年度)にわたる子供の読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする。

## 第三次基本計画期間における子供の読書活動に関する状況等

## 主な現状

<児童用図書の貸出冊数の増加>



<全校一斉読書活動を行う学校の割合の増加>

	H24	H28
小	96.4%	97.1%
中	88.2%	88.5%
高	40.8%	42.7%

## 主な課題

○ 小中学生の不読率※は、中長期的には改善傾向にあるが、高校生の不読率は依然として高い

○ いずれの世代においても第三次計画で目標とした進度での改善は図られていない

※不読率：1か月に一冊も本を読まない子供の割合

<不読率の推移と目標値>



## 取り巻く情勢の変化

学校図書館法の改正(平成26年成立)

専ら学校図書館の職務に従事する職員としての学校司書の法制化。学校司書への研修等の実施について規定。

学習指導要領の改訂

(平成29,30年公示)  
総則において学校図書館の利活用や読書活動の充実を規定。

情報化社会の進展

スマートフォンの普及やコミュニケーションツールの多様化。

## 分析

- ① 中学生までの読書習慣の形成が不十分
- ② 高校生になり読書の関心度合いの低下
- ③ スマートフォンの普及等による子供の読書環境への影響の可能性

各世代の施策に反映

## 計画改正の主なポイント

① 読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組を推進

- 乳幼児期：絵本や物語を読んでもらい、興味を示すようになる 等
- 小学生期：多くの本を読んだり読書の幅を広げたりする読書 等
- 中学生期：内容に共感したり将来を考えたりする読書 等
- 高校生期：知的興味に応じた幅広い読書 等

② 友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実

- 読書会、図書委員、「子ども司書」、ブックトーク、書評合戦(ビブリオバトル)等の活動

③ 情報環境の変化が子供の読書環境に与える影響に関する実態把握・分析

- スマートフォンの利用と読書の関係 等

## 推進体制

子供の読書環境を充実させるため、国・都道府県・市町村は、学校・図書館・民間団体・民間企業等、様々な機関と連携し、各種取組を充実・促進

## 市町村推進計画策定率

◆第三次基本計画で定めた目標

市：100% 町村：70%

◆平成28年度実績

市：88.6% 町村：63.6%

※H29目標

※第四次計画でも引き続き達成を目指す

市町村：計画未策定→策定、策定済→見直し、地域での幅広い関係者との連携 等

都道府県：高校生の不読率改善に関する取組実施(高校を所管する立場から)、市町村への蔵書貸出、計画未策定市町村への助言 等

国：情報環境と読書の関連調査・分析、地方公共団体への財政措置、国民の関心と理解の増進(子ども読書の日、優良事例の表彰等) 等

## 第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」 推進のための主な方策

**ポイント：** ①発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成  
②友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高める



### 家庭

- ◆家庭での読書の習慣付けの重要性の理解促進
- ◆家庭での読書活動への支援（次のような活動の推進）
  - ・読み聞かせ体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡すブックスタート
  - ・子供を中心に家族で同じ本を読み、絆（きずな）の一層の深まりを目指す家読（うちどく） 等

### 学校等

#### 【幼稚園・保育所等】

- ◆幼稚園教育要領・保育所保育指針等に基づき、絵本や物語に親しむ活動の充実と環境の整備

#### 【小学校、中学校、高等学校等】

##### ◆学習指導要領を踏まえた読書活動の推進

- ・児童生徒の主体的、意欲的な読書活動の充実（学校図書館の計画的な利活用）
- ・障害のある子供の読書活動の促進

##### ◆読書習慣の形成、読書の機会の確保

- 全校一斉の読書活動、卒業までの読書目標の設定、子供による図書紹介 等

##### ◆学校図書館の整備・充実

- ・学校図書館図書整備等5か年計画の推進
- ・学校図書館図書標準の達成
- ・情報化の推進
- ・司書教諭・学校司書等の人的配置促進

### 地域

- ◆図書館未設置市町村における設置  
設置率(H27)：市98.4%，町61.5%，村26.2%

##### ◆図書館資料、施設等の整備・充実

- 移動図書館の活用、情報化の推進、児童室等の整備、障害のある子供のための諸条件の整備・充実 等

##### ◆図書館における子供や保護者を対象とした取組の企画・実施

- ・読み聞かせ会等の企画・実施
- ・インターネット等を活用した情報提供

##### ◆司書・司書補の適切な配置・研修の充実

##### ◆学校図書館やボランティア等との連携・協力

- ・学校図書館や地域の関係機関との連携
- ・ボランティア活動の促進
- ・地域学校協働活動における読書活動の推進

### 子供の読書への関心を高める取組

- ◆友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組  
→ 読書会、図書委員、「子ども司書」、ブックトーク、書評合戦(ピブリオバトル) 等

### 民間団体の活動への支援

- ◆民間団体やボランティアの取組の周知
- ◆活動への助成（子どもゆめ基金）

### 普及啓発活動

- ◆「子ども読書の日」(4月23日)
- ◆「文字・活字文化の日」(10月27日)
- ◆優れた取組の奨励(地方自治体・学校・図書館・民間団体・個人を表彰 等)

## 愛知県子供読書活動推進計画（第四次）の概要

## 愛知県子供読書活動推進計画（第四次）概要版 ～未来へつなぐ、いつも本のある暮らし～

**計画策定の趣旨****○計画の背景と策定の趣旨**

「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月12日法律第154号)(以下「推進法」という。)

- ・子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの
- ・都道府県及び市町村に「子供読書活動推進計画」策定の努力義務を規定

**○計画の性格**

- ・推進法第9条第1項の規定に基づく計画であり、「あいちの教育ビジョン2020」を踏まえ子供の読書活動を推進する具体的な方針を定めるもの
- ・推進法第9条第2項の規定に基づき、市町村が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を独自に策定するための指針となるもの

**○計画期間**

平成31年度からおおむね5年間（2019年度～2023年度）

**第三次推進計画期間の評価**

- ・市町村のブックスタートの取組增加による家庭における読み聞かせの拡充
- ・公立図書館同士、公立図書館と学校図書館との連携の促進
- ・学校図書蔵書のデータベース化の促進
- ・「子供読書活動推進計画」策定市町村の増加
- ・高等学校を始め、全学校種における不読率（1か月に1冊も本を読まなかった割合）の上昇
- ・学校図書新規購入冊数、読書ボランティアの減少

**愛知県を取り巻く状況（H30.1 調査結果から）**

- ・読書を「好き」「どちらかというと好き」と答える子供は7割超
- ・読書好きな子供でも「勉強で本を読む時間がない」
- ・読書量改善に一番効果的なのは「本を読む時間をしっかりとってあげること

**第四次推進計画に向けた主な課題**

- ・読書習慣定着の促進
- ・高校生の不読率の改善
- ・身近に本のある環境の整備促進

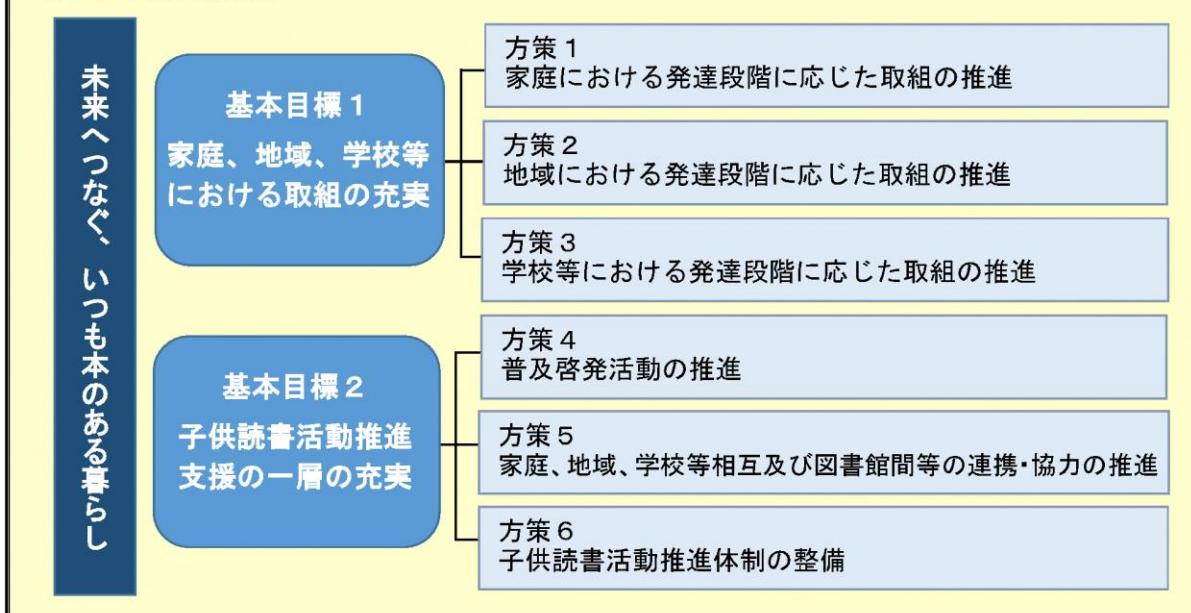


教育は  
未来へつなぐ  
希望の輪  
愛知県教育委員会

## 第四次推進計画の基本的方針

<基本理念> 未来へつなぐ、いつも本のある暮らし

<基本目標と方策>



### 主な取組

#### **基本目標 1 家庭、地域、学校等における取組の充実**

子供の発達段階に応じて、子供が読書に親しむ習慣の定着、継続を図る。

##### **方策 1 家庭における発達段階に応じた取組の推進**

- ・ブックスタート事業等の推進
- ・読み聞かせの啓発・推進
- ・家読（うちどく）事業の推進 等

##### **方策 2 地域における発達段階に応じた取組の推進**

###### (1) 公立図書館

- ア 県図書館
- ・発達段階に応じたブックリストの配布や展示等の実施及び発信
  - ・ヤングアダルト層へのサービスの充実
  - ・障害のある子供を対象にしたサービスの充実
  - ・幅広い外国語の児童図書の収集と提供 等

イ 市町村立図書館

- ・ブックスタート事業の実施、支援
- ・読み聞かせ会の実施、支援
- ・家読（うちどく）活動の支援
- ・ネットワーク化による支援 等

(2) 公民館・児童館

- ・公民館図書室の読書環境の整備
- ・公民館や児童館における読書活動の奨励 等

(3) N P O ・ ボランティアグループなどの民間団体

- ・読書ボランティアの活動支援
- ・外国人の子供の言語習得のための「絵本の読み聞かせ」の推進 等

**方策3 学校等（幼稚園・保育所を含む）における発達段階に応じた取組の推進**

- (1) 教育活動全体を通じた読書活動の推進
  - ・幼稚園や保育所等における読み聞かせ体験の充実
  - ・一斉読書等を利用した児童生徒の読書習慣の確立と読書時間の確保
  - ・授業などでの読書の活用 等
- (2) 魅力ある学校図書館作りの推進
  - ・「読書センター」及び「学習・情報センター」としての機能の充実
  - ・「心の居場所」としての機能の充実 等

**基本目標2 子供読書活動推進支援の一層の充実**

子供の読書活動の意義や重要性を県民に周知するとともに、子供の読書活動に携わる機関・団体が緊密に連携・協力し、本に親しむ環境作りを進める。また、「高校生ビブリオバトル愛知県大会」を開催し、読書への関心を高める。

**方策4 普及啓発活動の推進**

- ・「高校生ビブリオバトル愛知県大会」の実施
- ・優れた子供読書活動の奨励
- ・優良な図書の普及 等

**方策5 家庭、地域、学校等相互及び図書館間等の連携・協力の推進**

- ・家庭と学校等の連携
- ・地域と学校等の連携
- ・家庭と地域の連携 等

**方策6 子供読書活動推進体制の整備**

- ・子供読書活動の総合的な推進
- ・市町村推進計画策定の推進 等

**数 値 目 標**

項 目	現況（2017年）	目標（2023年）
<b>&lt;基本目標1&gt;家庭、地域、学校等における取組の充実</b>		
市町村立図書館におけるボランティア団体数（人數）	538団体(6,298人)	現況値以上
一斉読書等読書活動実施率	小:98.6%、中:95.1%、高:26.7%	小・中:現況値以上、高:50%
一斉読書以外の読書活動推進の取組実施率	特:71.0%	特:99%
学校種ごとの不読率	小:6.5%、中:12.3%、高:45.9%	小:3%以下、中:7%以下、高:33%以下
<b>&lt;基本目標2&gt;子供読書活動推進支援の一層の充実</b>		
公立図書館と学校図書館との連携実施率	小:86.0%、中:68.8%、高:18.0%、特:29.0%	小:95%、中:75%、高:30%、特:40%
市町村推進計画策定率	72.2%	91%

※ 小：小学校、中：中学校、高：高等学校、特：特別支援学校

## 発達段階に応じた取組一覧表

		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18																				
		乳幼児期						小学生期						中学生期				高校生期																						
家庭	ブックスタート事業等	読み聞かせの啓発・推進										家読（うちどく）事業の推進																												
		家庭教育に関する各種事業を活用した啓発																																						
		発達段階に応じたブックリストの配布や展示等の実施及び発信										レファレンスサービスの充実																												
地域	図書館	おはなし会、参加型イベントなど、子供が読書の楽しみに触れる機会の提供										ヤングアダルト層へのサービスの充実																												
		障害のある子供を対象にしたサービスの充実										幅広い外国語の児童図書の収集と提供																												
		ブックスタート事業の実施、支援	読み聞かせ会の実施、支援										家読（うちどく）活動の支援																											
児童館	児童館		公民館や児童館における読書活動の奨励																																					
	外国人の子供の言語習得のための「絵本の読み聞かせ」の推進																																							
学校等	保育幼稚園等	読み聞かせ体験の充実																																						
												読み聞かせ体験の充実																												
	小学校	一斉読書等を利用した読書習慣の確立										授業などでの読書の活用																												
	中学校											一斉読書等を利用した読書習慣の確立と読書時間の確保																												
高等学校											授業などでの読書の活用																													
子供虐待に対する対応について	障害のある子供の読書活動の推進										一斉読書以外の読書活動推進の取組																													

## 瀬戸市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸市子ども読書活動推進計画策定委員会の設置について必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 瀬戸市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、瀬戸市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第3条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)推進計画の策定に関すること。

(2)その他策定委員会の運営に関すること。

### (組織)

第4条 策定委員会は、子どもの読書活動の推進に関する有識者、ボランティアをはじめとし、関係部課及び関係機関の委員をもって組織する。

2 委員には、別表に掲げる者をもって充てる。

3 委員の任期は、推進計画が策定されるまでとする。

4 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は教育部長を、副委員長は委員長が指名する。

5 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (策定委員会の招集)

第5条 策定委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、特に必要があると認めたときは、委員以外の者を策定委員会の会議に出席させることができる。

### (事務局)

第6条 策定委員会の事務を処理するために、事務局を瀬戸市立図書館に置く。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会に関する必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年6月19日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年6月21日から施行する。

別表（第4条関係） 省略

## 瀬戸市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

[敬称略・順不同]

	職　名	氏　名
委員長	教育部長	涌 井 康 宣
副委員長	愛知県立瀬戸高等学校長	八 木 敬 彦
委 員	雪の聖母幼稚園長	加 藤 千 美
委 員	瀬戸市小中学校P T A連絡 協議会母親代表 (光陵中学校P T A)	太 田 亜 衣
委 員	図書館ボランティア おはなしたまてばこ	山 田 真 美
委 員	愛知県教育委員会生涯学習 課教育主事	岡 田 努
委 員	教育政策課長	松 崎 太 郎
委 員	学校教育課主幹	早 川 寿
委 員	まちづくり協働課主幹	長谷川 武 宏
委 員	こども未来課長	磯 村 玲 子
委 員	保育課主幹	小 島 早 苗
委 員	健康課長	田 中 伸 司

## 事務局

図書館	館長	中 桐 淳 美
図書館	専門員	吉 村 き み

## 瀬戸市子ども読書活動推進計画（第三次）策定の経緯

会議等	開催日等	内容
第1回策定委員会	平成30年7月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の概要について</li> <li>・第三次計画の策定スケジュールについて</li> <li>・その他</li> </ul>
第二次計画進捗状況調査	平成30年8月6日～8月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「瀬戸市子ども読書活動推進計画（第二次計画）推進のための取組進捗状況・方針調査について」</li> <li>・子ども未来課始め担当7課へ調査実施</li> </ul>
高等学校取組状況調査	平成30年10月18日～10月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「瀬戸市子ども読書活動推進計画（第三次）策定のための高等学校における読書の取組状況に関する調査について」</li> <li>・瀬戸高等学校を始め市内4県立高等学校へ調査実施</li> </ul>
第2回策定委員会	平成30年11月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二次計画推進のための取組進捗状況・方針調査の結果等について</li> <li>・第三次計画骨子（案）について</li> <li>・その他</li> </ul>
幼稚園取組状況調査	平成30年11月16日～11月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「園での読書の取組」アンケート調査</li> <li>・雪の聖母幼稚園の取りまとめにより、市内7幼稚園へ調査実施</li> </ul>
第3回策定委員会	平成31年1月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・瀬戸市子ども読書活動推進計画（第三次）素案について</li> <li>・パブリックコメントの実施について</li> <li>・その他</li> </ul>
パブリックコメント募集	平成31年2月9日～3月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「瀬戸市子ども読書活動推進計画（第三次）～子どもの未来へ 豊かな読書活動をつなぐ～（案）」を公表</li> <li>・図書館始め10施設及び図書館HPで公表（閲覧）及び市民等意見募集</li> </ul>
第4回策定委員会	平成31年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント実施結果について</li> <li>・瀬戸市子ども読書活動推進計画の策定完了及び公表について</li> <li>・次年度以降の進捗管理等について</li> <li>・その他</li> </ul>

## 瀬戸市子ども読書活動推進計画（第三次）

発行：瀬戸市

編集：瀬戸市子ども読書活動推進計画策定委員会

事務局　瀬戸市立図書館

〒489-0069　愛知県瀬戸市東松山町1－2

電話 0561-82-2262 FAX 0561-85-2651

e-mail [toshokan@city.seto.lg.jp](mailto:toshokan@city.seto.lg.jp)

ホームページ <http://lib.seto.aichi.jp>

発行日：平成31年3月

---

## 令和元年度 図書館事業計画

資料3

	図書館協議会	事業						施設管理	地域図書館	学校図書館支援	市内施設支援等			図書館友の会	
		図書館イベント	ブックスタート	図書館見学 職場体験等 受け入れ	読書活動 啓発・推進	展示	他図書館等との 連携事業				公民館図書室の 貸出(11館)	公共施設等へ の貸出	小中学校への 貸出		
通年		・(おはなし会とえいが会 月1回第2土) ・(読み聞かせ 毎週月～ 金)	・月2回	・小2・3図書館見 学 ・中2職場体験 ・高校生職場体験 ・大学生実習受け 入れ ・小中教員研修 ・図書館見学日程 調整(3月)	・玄関展示(各月) ・市民ギャラリー展示 (各月) ※別途計画表作成 ・教科書センター	・大学コンソーシ アム ・図書館連携健康 支援事業(めりー らいん)	その他	・定期点検 ・図書館施設整備 事業(空調工事、 超高木化樹木伐 採)	品野古小、光陵中、西 陵小、水野小、東山 小、幡山西小 土・日・祝 10-15時開館	品野古小、光陵中、西陵小、 水野小、東山小、幡山西小 週1回司書派遣	依頼に応じて、読み聞かせ、 ブックトーク派遣  深川・古瀬戸・ 效範・水南・陶 原・原山・萩 山・祖母懐・八 幡・幡山 (上記10館は年 2回入替) ※長恨、交流セ ンターは随時補 充入替	幼稚園 保育園 やすらぎ会館 陶生病院 交通児童遊園 せとっ子F交 流館 少年院 発達支援室	・世話人会 月第3土 野・陶原・幡山東・古瀬 戸・萩山 8校年2回学校配 達 学校への団体貸出随時	・世話人会 月第3土 野・陶原・幡山東・古瀬 戸・萩山 8校年2回学校配 達 ・本の補修 毎週火 ・会報発行 年3回	
4月		子どもの読書週間行事 ・キッズR 4/26-5/6	4/9、4/23	4/23子ども読書の 日 子どもの読書週間 4/23～5/12 開催催事	玄:「この本読んだ?児 童文学賞を受賞した作 品」3/29～6/6 市:読書感想画展3/28～ 5/21	5/10コンソプロ ジェクトメンバー 打合せ				・新入生・転入生利用カード作成 ・図書委員会にて、利用ガイダンス			4/21総会		
5月			5/7、5/21	小2・3図書館見学					5/3 水野小地域図 書館イベント(水野 まつり協賛)	・図書主任者会議		・学校配達1回目			
6月			6/11、6/25		玄:教科書展示6/7～7/1 市:金城大学ポスター 5/23～6/25	6/26コンソ第1回学 生運営委員会 6/27めりーらいん 連絡会	・6/26図書館ボラ ンティア・サポー ター連絡会議開催 ・A E Lスタンプ ラリー(6/21～ 2/28)	西陵小図書入替(サ ポーター遅書)					6/22七夕飾付 6/29七夕おはなし会とマ ジックショー		
7月		7/8第1回協議会 7/31子ども理科教室	7/9、7/23		玄:親子のお金7/2～7/23 市:懐かしの瀬戸電① 6/27～7/23									7/24図書館友の会懇談会	
8月		8/2 読書感想文を書こう	8/6、8/27	8/1～3 糸業高校 生 8/6～9 西高校先 生 8/15～19 学泉短 大生	玄:まちゼミPR7/25～ 8/27 市:懐かしの瀬戸電② 7/25～8/27	8/7めりーらいん がん教育イベント									
9月			9/10、9/24		玄:@ライブラリー 図 書館でアート(あいちト リエンナーレ)8/29～ 9/20 市:懐かしの瀬戸電② 8/29～9/20			超高木化樹木伐採			・公民館入替 ・陶生病院入 替				
10月		図書館まつり10/24～11/17 ・キッズR 10/24～11/2 ・11/3本のリサイクル市 ・11/2こども1日司書 ・11/17ビブリオバトル ・おはなし会 ・10/27読み聞かせリレー	10/1、10/15	・小2・3図書館見 学 ・中学生職場体験 学習	玄:瀬戸市制90周年開運 9/26～11/26 市:赤い羽根コンクール 10/8～10/23 ・友の会作品展10/24～ 11/26			空調機改修工事 (利用者棟、事務 所棟)		・図書主任研修支援		・学校配達2回目	10/24～11/26友の会作品展 10/26文学かづ		
11月		11/29大人のための朗読会	11/5、11/26	読書週間 10/27-11/9 家説(うちどく) 啓発	11/17コンソビブリ オバトル								11/3本の野竹市応援 11/29図書館視察 クリスマス飾付		
12月			12/3、12/10											12/22クリスマスおはなし会	
1月	第2回協議会開 催		1/7、1/14		玄:ねずみ年(チュー) 12/26～1/21	コンソ:成果報告 会									
2月			2/4、2/25								・公民館入替				
3月	春のおはなし会	3/10、3/24	・次年度図書館見学日程調整	玄:はたらくのりもの 2/27～3/24											
備考	<図書館ボランティア・サポーター> ○ブックスタートボランティア (8) ○地域図書館サポーター (水野3、西陵4、光陵8、計15) ○読み聞かせ等ボランティア (グループ9、個人1) おはなししたんぽば、らんぶの会、おはなしたまてばこ、 表現朗読あゆみの会、おはなしぶらんこ、おはなししいないないばあ、アンの部 屋、groupちょっと、おはなっし～、個人1						*特別館内整理休館 令和元年9月21日(土) ～9月30日(月)								

## 瀬戸市立図書館資料収集方針

### 1 基本方針

1. 瀬戸市立図書館は、市民の基本的人権の一つである「知る自由」を社会的に保障する機関である。そのため市民が必要とする多様な資料を図書館の責任において備える必要がある。
2. 図書館法で規定された公共図書館の役割である、市民の「教養、調査研究、レクリエーション活動等に資する」資料を収集する。
3. 資料の収集にあたっては、利用者の知的関心及び地域社会の情況を反映させ、組織的かつ系統的に行うものとする。
4. 市民の知的 requirement に応える証として本収集方針を公開し、市民の理解と協力を得て、市民の知的 requirement に応えられる蔵書構成に努める。

### 2 収集基準・方法

1. 収集対象資料  
乳幼児を対象とした資料から各分野の専門的資料にいたるまで図書、非図書資料にわたって幅広く収集する。
2. 収集の方法  
収集の方法は、購入や寄贈等による。
3. 選択基準（資料選択にあたっての通則）
  - (1)思想的・宗教的・政治的立場にとらわれることなく、公平かつ偏りなく選択する。
  - (2)資料の内容、著者、発行者、所蔵資料との関連等を考慮して選択する。
  - (3)参考図書は各分野にわたって収集する。
  - (4)利用頻度の高い図書等は複数収集を考慮する。
  - (5)各種出版情報・書評等を十分に活用する。

### 3 収集対象資料の種類及び範囲

1. 図書  
国内で発行される図書については、可能なかぎり幅広く収集する。
2. 郷土資料（地域資料）  
瀬戸市を中心とした郷土資料、行政資料を網羅的に収集する。陶磁器に関する資料については、周辺地域のものも含めて収集する。
3. 逐次刊行物  
国内で発行される雑誌については、可能なかぎり幅広く収集する。新聞については、全国紙・ブロック紙の他、瀬戸市及び周辺地域において発行されている地方紙等を幅広く収集する。
4. 視聴覚資料  
録音資料（コンパクトディスク）及び映像資料（ビデオディスク等）を収集する。
5. 紙芝居

紙芝居資料を収集する。

#### 4 資料別収集基準

##### 1. 図書

###### (1) 国内図書

###### ① 新刊書

- ア 各分野について教養書・概説書を中心に幅広く収集する。
- イ 各分野について参考図書は、網羅的に収集する。
- ウ 全集・著作集等は、重点的に収集する。
- エ 陶磁器関係資料及び瀬戸市に関する資料は、幅広く収集する。
- オ 国際理解を目的とする図書は、可能なかぎり収集する。
- カ 大活字本は、所蔵図書を考慮しながら収集する。
- キ 文庫本は、原則として収集しない。

###### ② 古書

- ア 各分野で絶版となっている古典や名著で本館未所蔵のものは、可能なかぎり収集する。

- イ 既に所蔵している全集・著作集等の欠本は鋭意収集に努める。

- ウ 未所蔵の参考図書で資料的価値の高いものは、可能なかぎり収集する。

###### ③ 官公序刊行物（地域資料を除く）

- ア 政府刊行物で主要な白書・統計・調査報告書等を収集する。

- イ 地方自治体の刊行物は、愛知県内及び瀬戸市周辺地域の主要なものを収集する。

###### ④ 児童書

- ア 新刊書は絵本を含めて可能なかぎり収集する。

- イ 児童文学・児童文学研究のための参考図書と専門書は、可能なかぎり収集する。

###### (2) 外国図書

###### ① 新刊書

- ア 日本に関して記述された図書は、可能なかぎり収集する。

- イ 国際理解に資する図書は、可能なかぎり収集する。

###### ② 児童書

- ア 諸外国の代表的な絵本を収集する。

- イ 諸外国の代表的な児童文学・童話・民話等を収集する。

##### 2. 逐次刊行物

###### (1) 雑誌

###### ① 国内雑誌

- ア 市販されるものについては、各分野にわたって収集する。ただし、類似の主題内容をもつもの及び娯楽雑誌については厳選する。

- イ 瀬戸市及び愛知県内の収容な雑誌は、可能なかぎり収集する。

- ウ 児童向け雑誌は必要な範囲で収集する。

② 外国雑誌

ア 評価の高い一般誌を収集する。

(2)新聞

① 国内紙

全国紙・主要ブロック紙・愛知県内の県域紙及び経済紙等を収集する。

② 外国紙

代表紙を収集する。

3. 視聴覚資料

(1)録音資料

ア クラシック音楽、ポピュラー音楽及び邦楽については、内外の主要な作曲家・演奏家の作品を収集する。

イ 世界各地の民族音楽については、代表的なものを収集する。

ウ 演芸資料（講談・落語等）については、名作とされるものを収集する。

エ 語学資料・教材及び特定の主題をもった資料（朗読・講演・対談等）については、教育性・記録性・実用性に留意して収集する。

オ 唱歌・童謡等の児童向け作品は、必要な範囲で収集する。

(2)映像資料

ア 映画・演劇資料については、名作とされるものをはじめ各種の受賞作等評価の定まった作品を収集する。

イ 生涯学習・教養・レクリエーション等に役立つ映像資料は積極的に収集する。

ウ 映像資料の収集については、「著作権法 第38条5項」の規定に留意する。

ただし、貸出できない映像資料でも必要な範囲で収集する。

4. 紙芝居

ア 童話・民話及び優れた創作ものを収集する。

イ 児童の成長や学習に役立つ生活指導・自然観察・行事等に関する作品は、可能な限り収集する。

5. 電子資料

通常の図書・雑誌・マイクロフィルム等の資料ではサービスのうえで対応できない場合、または特定分野の情報源として利用上の効率が顕著である場合、電子資料を考慮しながら収集する。

5 資料収集計画

適正な予算執行をはかるため、毎年度当初に資料収集についての計画をはかるものとする。

附 則

1 この方針は、平成21年4月1日から実施する。

## 令和元年度 資料収集計画

事業名	内訳(単位:千円)	図書	AV
10-5-3-10 図書購入	21,451	20,945	506
10-5-3-40 パルティせと情報ライブラリー	2,549	2,329	220
計	24,000	23,274	726

本館	単位 円	冊 冊数	千円 小計	購入方法等
個人用				見計らい リクエスト 新刊情報
一般書	2,100	6,000	12,600	
児童書	1,500	3,000	4,500	
大型活字本	3,000	60	180	新刊情報等
(参考図書・ 陶磁器関係 等)	10,000	28	280	別購入
団体用				新刊情報等
一般書	2,100	700	1,470	
児童書	1,500	1,240	1,860	
AV DVD	13,200	30	396	別購入
CD	2,750	40	110	
その他				別購入
洋書	2,500	10	25	
亡失弁償	1,500	20	30	
計			21,451	

## パルティイ

単位 円	冊 冊数	千円 小計	購入方法等
個人用			
一般書	2,100	2,100	新刊情報
児童書	1,500	1,500	
その他			
AV(DVD)	11,000	20	別購入
計		2,549	

冊数	一般書	児童書	大活字本	視聴覚資料
一般書	7,500			
児童書		3,450		
大活字本			60	
視聴覚資料			28	90

## 子ども読書活動推進計画

### 図書館が取組みの主体となっている事業 (27事業)

	主な取組	取組み方法
1	ブックスタート事業の実施	6か月児の健康相談時に、絵本の読み聞かせ、ファーストブックの配布等を行う。新たに外国語版(8言語)アドバイスブックを用意し必要に応じ配布する。
2	「家読(うちどく)」推進の啓発	県が推進する「家読」事業について、市民周知のための啓発を行う。
3	大人向け読み聞かせ・講座の実施	保護者等大人を対象に読み聞かせや読書の大切さ等を学ぶ講座を開催する。
4	読書週間・月間催事の充実	読書週間等に、読書活動推進のための催事を開催する。
5	高等学校との連携事業の実施	高校生ビブリオバトルや高校図書館めぐり等、図書館と市内高等学校との連携により、高校生のための読書活動推進事業を実施する。
6	図書館見学・訪問の実施	市内全小学校を対象に図書館見学を実施する。また、幼稚園・保育園にも図書館訪問を呼びかける。
7	読み聞かせ・おはなし会等の開催	読み聞かせ、おはなし会、一日司書体験等、多様な催事を開催する。
8	図書館利用のバリアフリー化	LLブック等読書に障害がある子どもに対応した図書の収集・充実や利用しやすい施設の改修・整備により図書館サービスのバリアフリー化を行う。
9	来館できない子どもへのサービスの提供	直接来館できない子どもへ郵送による図書の貸出を行う。そのための利用方法等広報を行う。
10	地域図書館の利用促進	地域図書館について学校の集会等を通じ保護者等にも積極的にPRし認知度を高める。利用のきっかけとなる講座等を開催する。
11	放課後児童クラブ等での読書活動の推進	小学生等が家庭や学校以外で過ごす施設に図書館の団体貸出等の利用を案内し読書活動を推進する。

12	地域図書館の増設・充実	小中一貫校「にじの丘学園」に地域図書館を開設し、7館とする。案内看板の設置等、地域住民が利用しやすい環境を整備する。
13	自動車文庫の実施	遠隔地や子ども向け催事への自動車文庫による貸出等の出張サービスを行う。
14	図書館の図書の充実	図書館資料収集方針の見直しを行い、外国語を母語とする子どもや読書に障害がある子ども等に対応した本の収集を行う。また、保育園・幼稚園、子ども・子育て支援施設等のニーズに合った団体貸出を考慮し図書を収集する。
15	図書館等における中高生向けコーナーの開設	中高生の関心や興味をとらえる展示・情報提供を行う。図書館等に専用コーナーを設置する。
16	学校の調べ学習への図書館からの支援	調べ学習に必要な図書の貸出や学習の進め方についての助言等を図書館が必要な学校全てに支援する。
17	団体貸出の対象・貸出図書の充実	団体貸出の対象を増やすとともに、パネルシアター・大型絵本等、貸出図書を充実する。
18	子どもの読書活動に関わる人材・団体間の情報の共有化	図書館ボランティアと学校図書館ボランティアとの交流会等の開催やボランティアへ研修等の情報提供を行う。
19	ボランティア登録制度の整備	読書に関わるボランティアの登録制度を整備し、人材の確保や活用を行う。
20	ボランティア団体との連携	図書館ボランティアや学校図書館ボランティア、子育て支援等市民活動団体との交流を行い、人材や情報等の相互交流を充実する。
21	地域図書館開設校へ図書館からの司書の派遣	図書館から地域図書館を開設する学校図書館へ司書を派遣し、学校図書館業務を支援する。
22	読書通帳機の導入	図書館に読書通帳機を導入し、図書館見学時等に子どもに読書通帳を配布する。
23	各施設での読み聞かせの実施	読み聞かせボランティアとの連携・協働により、保育園・幼稚園、子育て支援施設、小学校等で読み聞かせを行う。
24	高校生参加ビブリオバトルの開催等	市内の高等学校との連携により高校生ビブリオバトルを開催する。また、愛知県大会開催のPRや参加支援を行う。

25	広報紙・HP等を通じたPR	市広報掲載の「図書館からのお知らせ」やHP等を通じ、関連催事の案内等の情報を提供する。
26	「子ども読書の日」催事・啓発活動の実施	「子ども読書の日」(4/23)に合わせた図書の展示やおはなし会等の催事を開催する。子どもの読書活動への関心を高める啓発を行う。
27	「読書週間」催事・啓発活動の実施	「読書週間」(11月)に合わせた図書館での図書館まつりや公共施設、高等学校等での催事を開催する。子どもの読書活動への関心を高める啓発を行う。

◆主要事業 ①ブックスタート事業

②読み聞かせ・おはなし会等の事業

③高校生ビブリオバトル事業

**発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成**

発達段階に応じた切れ目のない活動支援が必要

⇒はじめの一歩として「ブックスタート」

フォローアップ事業として、「未就園児向け読み聞かせ」

**友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高める**

高校生ビブリオバトルの開催

現図書館の平面図(上:1階 下:2階)

